

# 調査報告

## 地域社会教育の基底

### 目次

序説 「社会教育調査」の課題……………	新谷賢太郎……………	二
第一章 穴水町の概観……………	平野 秀秋……………	七
第二章 調査各地区の実態……………		
第一節 沖 波……………	岩男 耕三……………	二
(イ) 沖波部落の概況……………	南 好彦……………	二
(ロ) 経済構造と社会構成……………		三
(ハ) 住民の就業・生活状況……………		三
第二節 中 居……………	三島 宗彦……………	三
(イ) 部落の地理的・歴史的概観……………		三
(ロ) 部落の経済構造と社会構成……………		三
(ハ) 住民の就労・生活状況……………		三
第三節 河 内……………	平野 秀秋……………	三
(イ) 河内部落の概況……………		三
(ロ) 部落の経済構造……………		三
(ハ) 住民の生活構造……………		三
第三節 地域社会の変貌と社会教育……………		三
第一節 地域社会の変貌……………	岩男 耕三……………	三
第二節 社会教育の現況——諸集団の活動——……………		三
(イ) 穴水文化の由来と教育精神……………	橋本 芳契……………	三
(ロ) 沖 波……………	岩男 耕三……………	三
(ハ) 中 居……………	三島 宗彦……………	三
(ニ) 河 内……………	平野 秀秋……………	三
第三節 課題と展望……………	岩男 耕三……………	三
あとがき……………		六

## 序 説 「社会教育調査」の課題

(一)

近頃、社会教育をめぐる諸論議のうちに、「ためになる社会教育」から「たしになる社会教育」へといった声が聞かれる。それは次のような意味のこととして解される。それぞれの地域社会において、教養主義的な「ためになる社会教育」では「たよりになる社会教育」として魅力的に展開することはきわめてむづかしいが、地域社会のどのアスペクトにもしろ、すこしでも「たしになる」実用主義的な社会教育であって、始めてどうにか地域のひとたちの学習意欲につながりをもつことができ、「たよりになる社会教育」として、いささかなりとも継続する可能性があるといった意味のようである。この声は、社会教育の具体的な実践の展開場面から発した、社会教育実践家たちの実感をこめたなまなましい嘆声であるようにも聞きとれる。「ためになる社会教育」から「たしになる社会教育」へ、教養主義から実用主義へ、さらにいいかえて、社会教育における一般教育から専門・技術教育へ、といった一般化されたかたちに至るまでいいかえても不当ではないであろう。ひとがひとになるプロセスにおいて、一般教育（普通教育）と専門教育（職業・技術教育）とをどのようにからみ合わすかという問題は、近代教育学において根本問題のひとつとして自覚的に提起されたものであり、かくて、いままでにさまざま論が立てられて来ており、それは古くしてしかも新しい問題である。

「ためになる社会教育」から「たしになる社会教育」へという表現も、近代教育学が提起したこの根本問題に対する今日の日本社

会教育の在り方、進め方を端的に表明するものであると解される。

ひとそれぞれに悩みをもち、地域地域はそれぞれ解きたい問題に直面している。当惑を感じることもない人生はないであろうし、問題境位におかれぬ地域社会もないであろう。地域の社会教育は、地域社会の現実的要求と地域住民のひととしての本質的要求とをふまえて展開される。社会教育は、地域のひとびとのもつひととしての要求、悩みの解消と地域社会の当面する問題解決への努力を内容とする地域ぐるみの集団学習活動のいとなみである、などと抽象的な「社会教育」論を説いてみても、実はなんの「たしに」もならない。「たしになる社会教育」の研究をわれわれは願っているのである。

「この十カ年間、日本の農業には大きな異変が起つたし、またこれからもそれを続けていきそうである。ある西洋の経済学者が、この日本のありさまは昔のイギリスのエンクロージヤ（閉いこみ）とか、革命後のソ連の農業集団化（コルホーズ化）に匹敵するような農業革命であるとわたくしに語った」と一農学者は告げている。（東畑精一氏・朝日新聞・昭三八・一〇・七）戦後、農地法が施行されてからの農村におかれている地位は、世界農業経済史上においても稀有の歴史的な問題状況下にあるといえる。農家収入において、農外収入の農業収入を上回る農家戸数が、約六百万戸といわれる全農家戸数のうち約八パーセントを占めるといわれる農村の現況を、最低百万円の粗収入をあげる約百万戸有余の農家に激減されることを期待し、それを目標とする農業近代化の今日の進行は、農

地解放によってとりこまれた問題と所得倍増計画のもたらした問題とのアフタ・ケアの段階をあるいはたりつつあるのかも知れないが、このような歴史の波の受け止め方は、それぞれの農村によって異なるようであり、そうした境位におかれた農村において「たしになる社会教育」は、はたしてどのようにあらねばならないのか、それぞれの地域社会に活着した農村社会教育の在り方と進め方の任務と境界とを見定めたいという念願をもってこの共同研究を進めるものである。

## (二)

地域社会の実態調査をふまえた「社会教育の研究」されたものを読んで感ずることは、調査・研究の手順に一定した型があるように思われるということである。その型は次のような諸事項を含んでいる。調査の対象とされた地域の産業構造と家族構成を中心とした社会構造とを社会学的に分析解明し、また地域住民の意識構造の質問紙法による心理学的分析とその統計的処理が解釈され、さらに、当該地域においていとなまれてきたさまざまな学習形態の社会教育の足どりが追求され、それらさまざまな成果が評価される。地域社会を社会的・心理学的分析によって追求するのは、その地域の「社会教育」の社会的諸条件を明らかにする手続きであり、「社会教育」の足どりの記述と成果の評価とは、その地域社会の教育的条件をたしかめるてだてであると解される。これらふたつの部分から「社会教育の調査・研究」のまとめが組み立てられているといえよう。このようにまとめられているものを再言すれば次のようになるであろう。かくかくの条件下に、かくかくに評価されるかくかくの社会教育が進められているということになるであろう。ここで感ぜられることは、いま述べたふたつの部分の關係が一向に明か

にされていないではないかというもどかしさである。すなわち、かくかくに評価される社会教育の、かくかくのいとなみが、どうしてかくかくの条件のもとにおいて展開されるのか、といった疑問に答えていないではないかというもどかしさである。このもどかしさを次のようにいいかえてもよい。地域社会の科学的分析をふまえて設定されるその地域の社会教育の課題と、その地域において展開された社会教育のさまざまないとなみの実態とが、どう結び付くのか、どのような關係にあるのか、と。

このもどかしさをめぐって次のことが念頭に浮ぶ。

教育実践の足どりの実態が、地域の現実的要求をふまえていとなまれたのであれば、この教育現象を研究の対象としてとり上げた場合、地域社会の教育的条件とその地域にいたなれた教育の社会的条件とを解明し、両者の關係の追求によって、その教育現象の理論的根拠の究明も期待されようが、ある地域社会の社会教育の展開がその地域の現実的要求をふまえないで、地域外からの要請で、その地域にも「ためになる」筈の社会教育としていとなまれたのでは、社会教育のいとなみの実態と、その地域社会の科学的な構造分析とをとおしてとらえることのできた社会教育の社会的条件との間に偶然的な出合いが見られるばかりであろうと思われる。青年団活動の行われている地域でも今日活動に参加する青年は、概して在村青年の約一割にもみたないありさまであり、また農村青年の主たる学習の場であった青年学級も、農閑期になっても開店休業の状態である。その原因のひとつとして、青年団活動にしろ、青年学級の学習内容にしろ、その地域の青年たちにも、「ためになる社会教育」の範疇に属する教養主義に傾きすぎた学習内容であったため、青年たちの学習意欲を掘り起すほどの魅力に欠け、芽生えかけた意欲もかえつ

て滅殺されたのだと指摘されている。さきほどのべたもどかしさも、こうしたことに起因するようである。このもどかしさの起因するところをもっと究明しなければならぬことであると思うのであるが、われわれの当面する関心事はむしろ次のケースである。

科学的分析をふまえて地域社会に根差す現実的要求として設定された筈の社会教育の課題に應ずる学習内容が、地域のひとたちの意識の奥深く根付いている「理屈はそうかも知れぬが、どうも気にくわぬ」といった意識の壁にはねかえされ、社会教育活動も地域のひとたちから遊離して、ただ空転しているといったケースである。さきのべた研究のふたつの面がこのようなかたちで食いちがいを見せる。それは一体どうしてなのであろう。われわれはこのことを問題にする。

### (三)

総理府統計局の調べによれば、昭和三十六年末現在で農業就業人口は千三百三万人余りであり、総就業人口に対する割合は二八・八パーセントに当るが、粗収入年間ナナケタの百万戸農家の構想からいえば、それでも日本農業人口は多すぎるといわれている。戦前は農業補充人口は約四十万人を維持していたが、とくに昭和三十年以降、これまでの二三男対策は自然的に解消され、さらに農家長男の脱農傾向がますます顕著になり、昭和三十七年度の文部省学校基本調査によれば、農業補充人口約八万人に激減している現況である。農村が現在直面している危機的状况は、右にのべた農業就業人口の急速な激減ではなく、むしろ農村の青年が農業の将来に夢がもてず、なかば失望しかけていくということにもっとも深刻にあらわれているといわなければならない。規模の小さい兼業農家がいままでも残っていると、農業の経営を拡大して近代的なものにしようとする

する農業構造改善にとって邪魔になる。「やる気のない兼業農家なんか放っておけばよい」といった自然淘汰論も聞かれる。兼業農家の脱農不能の諸条件を排除する手のうたれていない今日、このような富農本位の貧農自然淘汰の言辭はまことに非情にひびく。

日本農業は、毎年四パーセント以上の伸びを見せ、世界でも珍しい高度成長を続けているが、国内における就業者一人当りの年間生産高で見ると、工場労働者にくらべて農民はその四分の一の生産しかあげていない。この格差を是正するための必要条件是、農業の生産性をあげることであり、その対策として、農業投資を増加すること、若い労働力の在村維持をはかること、需要の多い成長作物に力を入れること、などが説かれている。農業人口の激減にもかかわらず、零細な土地所有世帯が依然そのまま農家戸数の減少が伴わないのは、世帯主や若年層のひとびとが離農にふみきれても、脱農にふみきれない諸条件が山積してのしかかっているからである。相当の年配になっていく農家の世帯主が安心して他産業に転業できない諸条件、たとえば、不完全な最低賃金制、弱体な社会保障制度、労働市場における臨時工の身分不安定、生涯雇用制、年功序列賃金制、など厚い壁にさえぎられて転業は不能といつてよい。かくて兼業農家の世帯主の脱農意欲は屈折して、長男の高校・大学への進学・卒業・就職・出世のときまで転業の時期を待つという長期策に転換を余儀なくされる。農業構造改善事業と平行して、脱農不能条件排除の施策が待たれる。

これら農村の直面している難問題を少しでも解決するために、強力な政治を必要とする。教育の名において施すすべもない農村の現況である。はたしてそうであろうか。今日の農村において、「社会教育」の名においてもできないのであろうか。すべてが政治の

問題で教育とは無関係な農村の今日であろうか。なにかの「たしになる社会教育」の行われる余地のないほど、今日の農村において「社会教育」は無力であり、非力であろうか。われわれは、このことを見極めたい。

#### (四)

農村における社会教育の目的は、自分の頭で考えることのできるひとを作るにあるといわれてきた。新聞・雑誌の報道によれば「エングロージュアやコルホーズ化に匹敵する」この一大変革期に悪戦苦闘する「考える農民」の各地に進められているナナケタ農業の実情を伝えている。「考える農民」はこの歴史的変革期に対処するさまざまな打開策を自力で創意工夫している。ナナケタ農業達成をめざす積極的打開策もあれば、脱農の時期をむすこの代に期待する消極的打開策もある。農村において逐年高校進学希望者の増加するのは、消極的打開策の具体化といえよう。現在の条件下ではどうにもならぬ兼業農家世帯主の考えぬいだひとつの創意ともいえる。脱農不能条件の解決に役立つ施策のはかばかしくない今日、一方において、離農家とはいえその世帯主の土地所有によせる執着心を認めながら、他方において、地域の農業近代化の実をあげようとして、耕地請負会社の設立にふみきった香川県大川郡長尾町農協青年部有志の構想は示唆的である。

土地所有・経営・労働の三位一体の自作農主義は、現行農地法の立法に当って貫かれた根本精神である。耕作請負は、所有と経営・労働との分離をもたらすところから、香川県当局は農地法の立法精神である自作農主義に悖るとして、長尾耕地請負会社の発足に「待った」をかけたとのことであるが、地域社会の今日的難問解決策として打ち出した創意のほどは高く評価されてよいのではあるまい

か。既成観念や公式から離れて自分自身の判断や考え方を打ち出しているたくましさを感じとられる。「たしになる社会教育」とは、このようにたくましく考える農村のひとつの考へごとに少しでも「たしになる教育」のことであると解する。ここに、農村のひとつとから「たしになる社会教育」として「たしになる教育」の展開される余地がある。それがまたただちに「たしになる社会教育」であらう。

「社会教育の調査・研究」のむづかしさは、地域社会の構造のさまざまな側面を社会学的に、また心理学的に分析解明し、それをまとめる一連の手續きにあるというよりは、むしろ調査・研究の成果を再び調査地に返し、その成果がどうしたらその土地に活着するかを見定め、そのてだてをまとめる点にあるといえよう。「社会教育の調査・研究」が社会的・心理学的立場から地域のさまざまな仕組みを究明したものであり、その成果が学理的に是とされても、地域のひとつとから例の「理屈はそうかも知れないが、どうも気に入らぬ」意識の壁にはばまれはじき返され、科学的研究の成果が地域のひとつとたちから遊離・空転するのでは、「社会教育の調査・研究」としてはなお不十分なものはあるまいか。地域の社会構造の分析解明は、それぞれの個別科学の研究対象として重要事であり、有意義なことであるのはいまさらいうまでもないが、そのことがただちに「社会教育の調査・研究」とはいえないと思う。播かれた種芋が適時の水分を得てその畑に活着するように、調査・研究の成果がその調査地に還元されて、当面する現在の問題の解決にいささかなりとも「たしになる社会教育」として、土地のひとつとから「たしにされる社会教育」の具体的な実践的展開のすじみちを提示することのできるようなまとめなければならぬのではないか

と思う。そのような「社会教育の調査・研究」の成果をわれわれは念願している。

科学的な方法によって地域社会の構造を分析して、その地域の教育の社会的条件とその土地の教育的条件を究明し、その結果をふまえて当該地域の直面する社会教育課題をおさえ、かくて見出された

課題に見合う学習活動が土地のひとびとにとって「ためになる教育」であるばかりでなく「たしになる社会教育」としてその土地に活着するには、「社会教育」はどうあつたらよいか、どうすすめたらよいか、これがわれわれの「社会教育の調査・研究」の課題である。

## 第一章 穴水町の概観（問題提起をかねて）

穴水町は昭和三五年国勢調査時点で人口一万八、一七六八、世帯数三、八二七戸、昭和二九年旧穴水町と住吉、兜の両村、同三〇年東端の諸橋村との四力町村合併によつてできた。この町は、現在七尾線の奥能登へ至る鉄道分岐点であるが、それ以上に七尾湾北端に位置する良港であり、そのために非常に早くから集散地商業や手工業の発展した町であつた。それは別の個所にゆずるとして、しかしそのご近代に入つてからの発展は能登全体の例に洩れず停滞的であつたといつてよい。現在就業人口の六割は第一次産業人口である。それも、たとえば農業を例にとれば経営階層別農家数においては五七反層がもっとも多く、一町以下の層を合算すれば全体の八五％に達するというようにその規模は決して大きくない。しかも近くにめばしい労働力を吸収する産業がなかつたから、住民の間では、左官・大工などの職人や、繊維女工などの出稼ぎ労働者を数多くだしながら、それ以上に沿岸では漁業、山間では林業などの副業（それも農業を本業といえばのことである）が本質的な意味をもつていたのである。

だから、戦後住民達にとつて非常に広汎な影響をあたえた事柄のひとつは、わが国経済の発展がもたらすこれらの農村副業の解体であつたらう。漁業は、近年とみに沈滞の色を濃くしている。この原因を自然条件の変化に帰する考えもあるが、同時に自然条件の変化がほとんど決定的にひびくような漁業の零細性もみのがせまい。一方、町の土地の地目は八割までが山林であるように林業の比重は高かつたといえるが、これまで副業的経営以上の水準への発展はほとんどまれであつた。用材林は、土地の人々の表現を貸りていえば家の財産にすぎず、そのうえ山村農民の非常に広い副業であつた製炭業が、数年前から全く絶望的になつたことは大きな打撃であつた。そこで住民達は、それらに代るべき副業をさがしながら、最近では北は遠く北海道の漁業、南は静岡のみかん山にまで仕事をもとめて、賃労働兼業の比重を非常に高くしている。

ところで、このようにして危機に瀕していた町民の状態にとつて、ある偶然のできごとが非常に大きな意味を帯びることになつた。そのできごとは、三四年能登をおそつた台風による災害であつた。災害は直接住民生活のうえにも大きな傷あとをのこしたが、それ以上に町政の構造を大きく変化させた。この災害復旧関係の負担金補助金のかたちで国家予算、県予算が町に対して大規模に（すくなくとも町財政の規模に比較して）注入されることになつた。その比重の大きさは、たとえば二年後の昭和三十六年度決算においてさえ産業施設、公共施設に関するこの関係の費目が一億五、〇〇〇万円を突破、才入総額の四割に迫らんとしていることからもおしはかることができる。いま、偶然のできごとという表現を用いた。たしかに台風そのものは偶然であつたにちがいない。しかしさきにも述べたようにして危機に瀕している町民生活を根本的にたてなおすための財政的裏づけが、災害復旧費といういちはん糊塗的な方法でしかあたえられないことをすら偶然といふことができるであらうか。それはわが国の政治体制の倒立した構造をかえて象徴しているかえいえないであらうか。そのような事情から、それを受けた住民が

これを当座をなんとか糊塗するための手段としてうけとったとしても、それはあながちかれらだけの責任ということではできないのである。そしてそれだけにまた、穴水町のなかにこれを根本的なたてなおしを考えるきっかけとしてうけとろうとする気運があることを高く評価しなければならぬのであろう。

ところどころそんなふうにした「偶然的」な予算ばかりではない。災害復旧費がそろそろおわりかけるころ、穴水町は東隣りの能都町（人口約二万九千人）と組合わせて能登内浦特定地域開発計画の指定地域になった。（その実情についてはちに沖波部落の事例をとりあげる際にのべるはずである。これはまだ本格的な事業ははじまっていないが、すでに大きな問題をなげかけはじめている。）そのような事情も加わって、穴水町では総額四億数千万円の一般会計予算のうち産業経費が五〇％以上、土木費を加えると実に六五％以上（三六年度）、翌年には合計が七〇％をこえるという超重点構造をしめしているのである。そうした建設のなかで、これからの問題もふくめてなんといっても焦点であるのは、ひとつは上記の内浦特定地区開発、もうひとつは穴水町の産業のなかではめずらしく発展傾向をしめしている林業経営を母体とし、穴水町森林組合を中心とする木材市場建設、林道改・新設にあらわれた動きである。（われわれの調査の数カ月後におこなわれた総選挙前後から、こんどは能登縦貫道路計画に関連した動きが急におこっているが、これはまだここではふれないことしよう。）

町財政の超重点構造とわれわれがみきよんだことにあらわされる建設の動きは、それ自体もちろんよろこぶべきことといえる。しかしそれだけにまた、穴水町の将来がかけられた建設が、どれほど住民の関心をあつめ、その主体性と自発性をいかにして進められて

いるかということにわれわれは大きな注意をはらわざるをえない。もし社会教育が人々にこの社会のなかで市民として行動する勇氣と知恵をあたえるべきなものかであろうとするならば、こうした主体づくりこそはその使命の本質的な一部といわねばならぬのである。もちろんわれわれは、これを社会教育という繩張り意識からいっているのではないつもりである。建設が、主体づくりをぬきにして、地域の停滞性や後進性によってうみだされ、またそれを支えてきた人々のあいだの主体の欠如をこそとりのぞく方向へむけてすすめられないならば、根本的なたてなおしなど考えることもできないという事柄の性質からいっているのである。農業構造改善にしても、地域開発にしても、とかくこの問題をゆがめたかたちでおこなわれがちな現在のわが国全体の動向からみても、それはまずとりあげるべき問題であらう。そしてわれわれは、むしろ現状におけるわが国の社会教育が、ひとたびこの問題状況のなかにひきだされてその軽重を問われるべきであるときえ考えているのである。この意味で、われわれが上記の主体づくりのことをただ建設のPR（それも必要性があるが）によって片づく問題と考えたり、いわずや社会教育の役割がそのための手段であることだと考えているのではないことは、もはやいうまでもない。もしこの観点からみて住民のなかにたちおくれがあるとなれば、たとえはかれらの間にいま進行しようとしている建設をただ人夫仕事の機会その他としてしかうけとらず、あるいはうけとらざるをえないような状況がもしかりにあるとすれば、なぜそうしたことがありうるのかをかれらとそのままの現実のなかにさぐりあてる試みこそ、社会教育にとって最初の課題であらう。これによってこそ、それは科学と結合することができ



さて、本調査に先だつ二日間の予備調査から、われわれは穴水町の地域的構成を大づかみに把握するために、四つに類型化した。まず沿岸部を二分し、ほぼ、(1)旧住吉村・兜村の沿岸地区がひとつ。

(2)旧諸橋村の沿岸地区がもうひとつ。前者は、一本釣、ほらあみ、海草採取などの零細漁業と零細農業との結合地帯。漁業はもともと早く沈滞し(最近一部に養殖業に転じようとする動きがあるが)、その結果出稼ぎが最も広く深くゆきわたらうとしている地域。なかでも旧住吉村のなかではかつての住吉港の影響もあつて分解がかなり進み、港の停滞と前後して出稼ぎの先駆形態をなす。むかし鋳物業の栄えた中居の左官出稼はその典型である。後者は、さきごろまでより定置網漁業がおこなわれ(現在でも最東端の古君部落ではまだ続いている)それと農業の結合地帯であつたが、ぶり漁の衰退によつて深い打撃をうけつつある。その条件のうえに、前述のようにここは現在内浦特定地区を開発計画の直接の対象地である。つぎに山間部も同じく二分する。ひとつは、(3)西の河内地区を中心とする林業経営の発展地域。これは現在用材林経営の焦点であり、そのことによつて全体としてはまだ決して高い水準にあるとはいえない穴水町全体の一応の先端であり、ひいてはそのことによつて穴水町全体をある程度リードしている地域である。前記森林組合は、これを中核として林業を牽引するための器官となつている。(4)もうひとつはそれ以外の副業的林業(炭焼きをふくむ)と零細農業との結合地域。山間部といっても、沿岸からすぐ山地へ移行するのが普通だから、これは非常にひろい地域をふくむ。

もちろんこれは大づかみな類型であるから、そのいずれにも明確には配しえない地域や、市街地から穴水港周辺にかけての特殊な地域もあるが、概略このようにとらえたうえでそれぞれの典型と考え

られるものをとらえることによつてある程度全貌を構成しようとした。しかし実際には調査予算、および調査班構成の可能性から考へて(われわれはなお三地点だけにかかりきるわけにゆかなかつた)最終的には選びだす地点を最大限三つにしほらざるをえなかつた。その結果われわれが選択したのは、(1)のなからさきに名をあげた中居地区、(2)のなから沖波地区、および(3)のなから河内地区である。(地図を参照) もちろんその際社会教育活動の点からもそれぞれが各々の特色を反映していることが考慮された。上記のような制約によつて、われわれの選択にかたよりがありうることは否定しない。とりわけ、(1)のなかの旧兜村地域、および(4)の地域にふれることができなかったのは残念ではある。しかし以上の三地点は、町全体の問題に占める比重からしてもおとすわけにはゆかない地点であつたと考えている。

最後に、穴水町のあるひとつの集団について、この報告のなかではどこにも取扱うべき適当な場所がないので特徴的な集団の一例としてここでひとことふれておくことにしたい。それは、穴水地区労働組合協議会(地区労)のことである。地区労は、主として官公労および北鉄などの労働組合員が中心となり、現在組合員約六〇〇人を擁している。その活動は、かつては小児マヒ問題に関する啓蒙活動、また現在も続いている福利厚生生活(理髪、映画館の割引、商工会と提携した組合員割引など)を中心とし、八年前補欠選挙で組織を背景に町会に議員一名を送り出し、この議席を現在も確保してこれを基盤に町政の研究會、住民との懇談會活動を進めようとしている。この組織と住民との間にはまだまだ相当の距離があるが、それでもたとえは得票数は多少とも増加傾向をたどっているようである。詳しい問題点は省略するが、地区労はさきにわれわれのべた

主体づくりということに関連しては、その方向に対する判断や見解は人によって異なるとしても、すくなくとも無視することのできない集団であるということはまちがいないようである。この組織が当面の目標としてかかっている、団結権をのばし、生活や地域の問題に對する住民の関心を高め、現在保有している町会の議席をももとして町政を住民の身近にもちだそうという方針は、その具体的内容の当否を一応度外視するというならば、なにびとにも異論のないものであろう。

— 事実町政や議会当局者の一部にも町民の啓蒙という点からはこう

した組織のあることはあながち無意味ではないという評価があることはある意味で、それを裏づけるものにちがいない。それだけにまた、地区労自体はそうした評価にたえうる集団であるかどうかを問いつめられることになるだろう。地区労は一例にすぎない。しかし今後建設が進み、近代化が進むならば、あらゆる集団がますますこの問題について原則的に主張すべきことを主張するようになる可能性がでてくるし、この可能性をのばし、そうした土台のうえにたつて町全体が問題にとりくむ姿勢がつくられていったとき、必要なくじみちのいとぐちがひらかれたことになるであらう。

## 第二章 調査各地区の実態

前記のような予備調査での考慮にもとづいて、われわれは三つの調査班を編成し、昭和三八年八月上旬、沖波、中居、河内の三部落についてそれぞれ、戸別訪問による悉皆現地調査を行った。この章ではまず、この調査にもとづいたこれら三地区の、社会、経済、生活を中心とする実情を述べることにした。それは、これが次章で、この地域の社会教育活動の課題を考察するための基本的な前提をなすと考えるからである。

### 第一節 沖波

#### (4) 沖波部落の概況

沖波部落は、人口七二〇、世帯数一四一（調査時）、古君、明千寺、宇加川などとともに、穴水町東部の諸橋地区（旧諸橋村）を構成する八部落の一で、穴水町のほぼ東南端の海岸に位置する半農半漁の部落である。近代的な交通機関の便宜の享受は、昭和一〇年、ここを通る穴水―飯田間の省営バスの開通がはじめて、それから二〇年、昭和三四年に、ようやく奥能登鉄道が（鶴川まで）開通したが、それもこの部落には停車しなかった。

諸橋地区全体は、西北に標高八〇―一四〇メートル余りの丘陵地帯を背おい、東南に傾斜して能登内浦富山湾にのぞんでいる。この西北高地に源を発する太田、諸橋の両川が、藩政時代以来苦心を重ねて築かれたいくつかの溜池とともに、この地区の水田に灌漑しており、この地区の耕地のほとんどは、谷合い、山麓小河川の流域、

および海岸線にのびる狭い平坦地に限られている。右八つの部落は、これら耕地を開きえた谷合いと海岸平坦地にとじこめられたかたちである。こうした自然条件のもとではいきおい開田と溜池の造築が年来のたえざる念願であったにちがいない。沖波部落についていえば、のちに詳説する三八年竣工の開田事業とならんで、一〇〇年余りの造築の歴史をもつ馬飛池まといけの同じく三八年補修完成は劃期的な事件であったといっている。前者によつては、約二六ヘクタールの水田（既成田の約六割）が今年から作付され、後者によつてはこれで、約五〇ヘクタールのたんぼの水をまかなえることになった。

だがこうした工事も、このもともとの零細農耕制を変ええるものではなく、一戸当り平均耕地も、これでようやく五・五反になったにすぎない。漁業を中心とする諸種の副業、出稼しゅかぎは、したがって、こうした基盤からたえず析出されてきた、昔からのいわばこの村の身についた生業の一環として、能登一般の例にもれず、副業とも主業ともつかないような形で続けられてきたものであった。

※つぎに述べる漁業出稼しゅかぎのほか、沖波ではさほど目だたないが、この諸橋地区からは、石工が県内はもちろんで、京都、島根方面にまで進出したといわれ、「黒鍛」（この地方での土工の別称）の出稼しゅかぎは、とくに明千寺で堤築つゑきの伝統のもとに今も続き、ほかに大工も近郷にでている。また戦後では、婦女子の加賀・早場米稲刈りや、静岡の茶つみ、みかんぼりなどへの出稼しゅかぎが多く、中卒者は金沢、関西の織維工場などへ働きにでている。

さて、能登内浦の沿岸漁業は、外浦に比べて気象条件にもめぐまれ、ぶり、たら、いか、さば、まぐろなど豊かな魚種をもち、昔からぶり定置網(この地方では「あど」という)を主として、釣、刺網などをあわせ営んできた。入会漁場に入会って細々と営まれる自家経営漁業にたいして、洄游魚(寄魚)を対象とする比較的大規模な経営である定置網漁業は、この沿岸ではその起源に、すでに六、七〇年前の記録をもち、永く村の生活の大きな支えであったものと思われる。この定置網漁業の発展がやがて、部落内部に網元層、漁夫層(「かこ」という)の分解をうながし、地主制と結びついて前期的な部落秩序を支えたことはいうまでもないが、ただ、この沖波ではそれが、強力な個人的支配を生まず、三十数人による仲間株として存在したといわれる。それは前記のような耕地条件に対応したものであろう。このかつての地主的特権層(「おやっさま」という)が独占した「あど」の権利関係は、その一部の名ごりが、戦後二十六年の漁業権解放まで遺されたが、しかしついに沖波では、この定置網が近代的な経営に発展する条件と機会をもつことがなかった。ぶり網経営は、ここでは、明治半ばころにはすでに下り坂になってきたようである(以上「諸橋村村史」参照)。

こうした停滞の原因としては、漁場の漸次の枯涸とともに、能登の産業一般にも逆する、ぬきがたい零細性を挙げねばならないであろう。明治末期にはすでに村外資本が入って経営権が貸貸され、昭和になってからは、どの網も村民独自の資本のものではなくなったと伝えられる。こうして、「網は年々小さくなっていった(当時従業したT氏談、56才)。われわれの調査時には、沖波にはすでに大型定置網はなく、隣りの前波部落(これも村外資本)と、東端の古君に各一統ずつおろされていたにすぎない。これにたいして、ほそぼ

そと続けられる生産性の極度に低い自家経営漁業は、事実上、少なくとも今では、多少割のいい副業以上のものではないのが実情といわれる。いか、たい、などを主とした一本釣りも、今日ではほとんど消滅同様の状態で、沿岸漁業は、全体として沈滞をおおえない。

農業の貧しさとそれを補うはずの沿岸漁業の不振、こうした場面から、この一帯で明治いらいたえず押しだされてきた主要な「生業」のひとつが、能登外浦一帯から、佐渡、そして時には北海道にまでおよんだ漁業出稼ぎであった。時代によって変化はあるが、その人数も少くなく、夏場(三〜七月)には部落に若ものの姿が見えなくなることも珍らしくなかったと人々の記憶は語っている。しかし、のちにも見るように、この「漁業出稼ぎ」は一面で古いゆがんだ労働関係をもつとともに、自然と社会のいわば二重の他方では、偶然性によりかかる不安定な労働で、にもかかわらず、この地域の経済水準からすれば、他に求められないようなまとまった現金収入源でもあった。これまで述べたような事情からすれば、このような「生業」をすべからず、この人々が、生活の主柱と意識してきたとしても、決して不自然とはいえないであろう。そして、永い間、いわば偶然的、糊塗的な方法で生活を支えるしかなかった事情のもとで、人々がもし、そのなかに埋没するようになったとすれば、それは人間の敗北にも似た、もっとも深い問題のひとつといわねばならない。社会教育の課題を明かにしようとするわれわれにとっても、これは避けて通ることのできない問題であろう。

このような出稼ぎを中心とする漁業就業は、だから、社会の変動によって風のようにゆれる。もちろん多かれ少なかれ、他の職業の場合もそうであるが、ここではその質が違うようにみえる。戦後、軍隊、軍需工場の壊滅などによる労働力の環流は、漁業従事者を一挙

に膨脹させ、昭和二八年には、それは諸橋地区全体で四一人にたつた。当時の男子総労働人口のほぼ五〇パーセントにあたと推定され、うち、出稼ぎするもの三〇〇人を数えている（「諸橋村村史」、一七六ページ）。もちろんこれは、一時的な異常現象にすぎず、三〇年代を迎えると再び減少しはじめる。ひとつには、いうまでもなくいわゆる「高度成長」によって、そしていまひとつには、三四年夏ここを襲った能登台風災害にたいする大規模な復旧工事——すなわち、またしても場あたりの、おこはれたな土工賃仕事——の開始によって。こうして近年では、青年層はふたたび、出稼ぎだけでなく漁師そのものをほとんど呑みなくなっている。社会の変動によって右に左に動かされるこうした「労働」の事情は、人間存在の根底にかかわる深い問題を予想させるものであろう。「社会教育の不振」や「住民の学習意欲の低調」などがこの地区にももしあるとすれば、それは、このような状況ともあわせ考えられてはじめて、充分な光をあてられることになるにちがいない。

以下では、このような観点から、この沖波の社会と生活のいくつかの局面に、問題のありかをさぐってみたい。

### (b) 経済構造と社会構成

これまで永い間、零細な農業と漁業によって支えられてきた、以上のような沖波住民の生活構成は、最近のこの部落の就業構造（第10表本文二五ページ参照）からみても、基本的にはなお変わっていないといっている。漁業就業者約七〇人（約二割）にたいして、農業のほぼ一八〇人（約五割）の比重は圧倒的に大きい。ただ、災害復旧、開田、道路改修などとこの部落で近年つきつきに続いた土木工事に従事する土工日雇が、ほぼ四〇人にものぼっているのは明かに

最近の新しい情勢といえよう。のちにもみるように、この点で、地域の生業の柱が、日雇を主力とする賃労働の柱を加えて、三本になりつつあることがうかがわれる。

ところでこうした事情は、大勢としてはおそらく、奥能登の零細な半農半漁村一般に共通のものであろう。しかしわれわれは、この部落の調査で、僻地農村への今日の農政のひとつの実態を示すのかもしれない特別な事情にぶつかった。この諸橋地区と隣町能都町にまたがる約九〇〇ヘクタールにのぼる地域に、当初は自立経営酪農家の育成を構想の中心にして、昭和三五年に指定された「子山国営開拓パイロット事業」がそれである。そのごこの計画は、約三九年にわたって調査され計画がねられて、三九年度からはほぼ着工にまでこぎつけているが、沖波は、この事業に関係する周辺一〇部落の中で、もっとも大きな関りをもつ部落になっている（この計画に参加する農家二九〇戸のうち、沖波から七八戸——この部落農家の五割五分にあたる——が予定されている）。これは、この同じところに全国七カ所で指定された同規模のパイロット事業のひとつで、事業費はその性質上予知できないが、いまの段階では、大体五年位後の工事完成までにおよそ一〇億円くらいと考えられている。

農漁ともに先の見通しのないこれら周辺部落にとって、この大事業は当然、いまいろいろの意味で大きな波紋を投じている。「地域開発」の名でよばれているこの種の国家計画のもつ体制のレヴェルでの意味や問題そのものを、ここで扱う余裕はないが、ただ、この地域の住民の生活構造、社会構成の面だけにかぎってみても、この計画は、その事業内容、育成される酪農家の性格、規模のいかんによつては、その根底をゆさぶるほどの変化を起すものである。また、この計画自身の「欠陥」<sup>\*</sup>もあって、さまざまの抵抗やつまずきを

ひき起していることも否定できない。これがこんごう進展するかは、この地域一帯の住民の将来を左右するのはもちろん、永い停滞と後進性の打破をこそ第一の課題とする僻地小農社会に、この種の計画が行われるとき、事態はどのように進むかのケースにもなるものとして注目される。ここには、地域の社会教育活動にとつてもまた、検討さるべき大きな問題があるように思われるが、それはのちにゆずるとして、つぎにはこの部落の経済を主として農業、漁業の二面からいまずこし詳しく検討しよう。

※その欠陥とは、基本的には、住民の間に充分なうけ入れ態勢——すなわち主体的なとり組み——をつくることに失敗していることであり、また、この地域にこれから酪農にとりくむべき客観的条件、歴史的条件が余りにも乏しいこと、その他、事業費、牧草地造成予定面積などに見積り違いがあったことなどである。

### ▲農業の概況▼

この部落の農業の性格をひとくちにいえば、一家の基幹労働力が漁業を中心とする賃労働にむけられているために、のこる主婦、老令者がこれになつてゐる零細な飯米自給農業といふことができる。平均経営規模はさきにもみたようにわずか五・五反にすぎず、階層的にはその大半が土地持ち労働者というに近い。のちにかかげるいくつかの表（一七ページ）が示すように、全農家一二五戸のうち、経営規模三反未満が二四戸（一九・二％）、五反未満まで合わせると六三戸（五〇・四％）におよび、一町歩をこえるものは僅かに九戸にすぎない。その上、土地の自然条件がきわめて悪く、水田は、その六割が傾斜地であることをはじめとして、湿田、湛水田など、むしろまともな田んぼは少ないようにさえみえる。そのため、一反でじつに五六枚といった分散状態の例さえみられ（丁氏の場合）能登の千枚田的悪条件が典型的に示されている。

一九六〇年農林業センサスによるこの部落の作目構成は、第1表のごとくで、稲が主体であることを示しているが、右のような自然

第1表 作目構成（沖波）

作物	收穫量(kg)	販賣		收穫面積		收穫戸数
		戸数	面積	町	反	
水稲	127,259	58	1	40	8	121
小麦	11,168	46	9	7	5	101
大麦	9,034	11	5	4	4	39
諸薯	74,195	15	4	4	8	109
大豆	24,745	1	9	1	4	90
豆類	13,873	57	7	9	7	120
野菜	104		2	3	7	104
雑穀	16,873	119	2	12	2	119

（1960年センサスによる）

示している（第16表、三四ページ）。

以上で推察されるように、沖波では、農業だけで生活を維持している一部農家は、特殊事情による例外的なもので、その全部が兼業農家といつて差支えない。専業・兼業の構成は第2表の通りで、いうまでもなく、石川県、能登全体の中においても、一段と

条件のもとでは、反当収量も三一二kgにしかならない（同年、県平均四二四kg、穴水平均三三三kg）。したがって、産物販賣額は一戸当り平均、ようやく三万二千円といった程度で、昭和三六年度の部落全体の農業依存度（農家所得にたいする農業所得の割合）は三二・七％、それも翌三七年には三〇・二％となおも低下の傾向を

第 2 表 専業・兼業別農家数、構成比

	農家総数		専業		第1種兼業		第2種兼業	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
石川	85,109	(100)	15,907	(18.7)	34,600	(40.6)	34,602	(40.7)
能登	44,019	(100)	6,080	(13.8)	20,815	(47.3)	17,124	(38.9)
沖波	125	(100)	5	(4.0)	21	(16.8)	99	(79.1)

(石川県、能登は1960年センサス、沖波は昭37年の役場資料にもとづいて作成)

脱農民化が進展していることを示している。

※第2表中の五戸の専業農家は、いずれも経営規模六反未満(うち三戸は二反前後)所得一〇万円に過ぎ、あるいは一〜二万円(公けの帳簿の上で)といった、むしろ事実上の被救恤農家で、したがってこの「専業」とは、家族労働力あるいは就業チャンスなどの関係では就業者からさえ脱落しているのが実情と推察される。

今日広汎に進んでいる兼業化は、それ自身、いわばゆがめられた脱農形態ともいえよう。しかも、今回調査対象とされた、いずれも飯米確保のためのそれともいえる農業を営む三部落については、のちにのべられるように、中居が一応「安定」した伝統的兼業(むしろ主業)をもち、河内

住民もそれなりの賃労働に包みこまれているのに比べて、この沖波部落はもっとも不安定な兼業に依存している点で、社会教育活動の面でも、また特殊な難しさをかかえているように考えられる。

地区の開田事業について概略を説明しよう。

(岩男耕三)

### △開田事業▽

沖波部落の開田事業の歴史は古く、過去二回にわたって計画されたがいずれも不成功に終わっている。すなわち、大正一年沖波耕地整理組合を設立して開田事業に着手したが反対者が多くて失敗し、戦後の昭和二九年に再度計画されたが、これも目の目をみるにいたらなかった。今次の計画は、昭和三六年に沖波土地改良区の設立が認可せられ、穴水町に工事を委託して同年一月着工して三八年七月竣工したものである。これによって同部落の水田面積は二六ヘクタール増加し、供出米数量も前年度五四五俵に対して一〇二三俵となり、四七八俵の増加を示している。

開田事業は、町当局の農漁村地区の近代化対策として、平均五〇一六〇アール程度の水田を保有させて飯米を確保し、まづ生活に安定感を与えようとしていること、近代技術の進歩にもなって土木工事が大型機械によって能率的に進められるようになり、また経済の高度成長によって資金の調達が比較的容易になったことなどから成功に導かれたものと考えられるが、一方部落民のこの事業にたいする意欲の効果も無視できない。もともとこの地方の水田は、溜池(馬飛池)に水源を求めていたが開田によって既成田が水不足するのではないかという懸念が従来の大きな原因でもあったようである。

この事業の経費を沖波土地改良区の資金計画表でみると、国家資金(補助金)一五九四万八千円、自己資金二三〇五万二千円となっており、自己資金内訳は、借入金一八四四万一千円(三ヶ年据置一五年支払)地元調達四六二万一千円となつてゐる。

またこの事業による受益面積は五八ヘクタール（馬飛池の量上げによって可能な灌漑面積）、受益者数一五七名、開田面積二六ヘクタールとなっており、経費は、一戸平均約一五万円、一ヘクタール当約八九万円の自己資金を必要としている。

米作農業については今日種々検討せられているが、過去の日本農業は農本主義と国民の食糧自給の立場から、また気候や水利の自然的条件の有利なことから米作主体に進められてきたが、いまやそのような生産の基盤が除々に失なわれつつあることを認識しなければならない。

稲や飼料作物は機械化による省力栽培の可能性が大きいので、農林省試算によれば水稲の場合、慣行培栽では一〇アール当り所要労働時間は約八二時間であるのに対し、大型機械利用直播体系ではその十分の一に作業時間で短縮できる見込であるという。また米の国際競争力の面では第三表のごとく、年次別の較差は少く、平均三割程度高価であるのに対し、成長部門とされている畜産物の価格はその変動も激しく、乳製品については二倍以上の高率になっている省力化の可能性と食精管理制度によって、米の農業については现阶段において一応の安定感を与えているものであろうがさらにわが国民の食生活についても検討しなければならぬ。

日本人の食生活の特徴は、一人当り国民所得水準が近年かなり上昇しているにもかかわらず食生活の質的变化が緩慢にしか起らなかったということ、このように食生活の硬直性をもたらした条件について中山誠記氏は次のように見解をのべている。

- 1 西欧生活圏との地理的な隔絶
- 2 封建的価格を多分に残存させた家族制度の影響
- 3 日本人の食生活構造の基底になっている米食の特殊性

さらに零細自給農民の停滞と貧困性から、とくに農漁村地域の米食依存度が高くなっていると思われるが、このような食生活の型も時の経過とともに変化し、やがては、国民の消費構造の変化により農産物の需給動向も変わってくることであり、またこのことはさらに米作農業の将来に示唆を与えるものとして注目すべきであろう。

沖波部落の農家戸数および経営耕地面積は第四表、第五表に

第 3 表 主要生産物の国内価格の輸入価格（C I F）に対する比率

	3 1 年	3 2 年	3 3 年	3 4 年	3 5 年	3 6 年
米	122.3%	129.9%	124.4%	124.6%	134.0%	130.3%
小麦	129.3	134.6	144.7	145.4	150.4	154.9
大豆	127.3	136.1	154.8	151.7	—	—
とうもろこし	145.9	143.2	165.4	164.6	158.0	130.0
なたね	123.9	—	125.4	120.3	109.2	118.3
バター	95.1	107.9	104.2	99.5	115.7	111.1
チーズ	177.6	174.2	222.2	161.5	173.5	200.1
牛肉	185.4	193.0	196.0	178.1	196.6	223.8
豚肉	—	141.5	136.1	117.5	144.0	164.4
豚	—	98.5	100.4	187.3	133.2	191.2

（農林省調査）



第 4 表 部落の戸数

総 戸 数	1 4 0 戸
うち 漁 家 数	3 0
非 農 家 数	1 5

(1960年農業センサス)

さらにこの地区耕地の自然条件は、第六表の如く傾斜地が田六割、畑(開田地区)五割となっており、機械化による作業の合理化が困難と考えられる。また、第七表の農産物販売金額によると、殆んどの農家が一〇万円以下で五万円以下が実に七五%

第 5 表 経営耕地面積広狭別農家数

3 反 未 満	2 4 戸
3 反 ~ 5 反	3 9
5 反 ~ 7 反	2 9
7 反 ~ 1 町	2 4
1 町 ~ 1.5町	7
1.5町 ~ 2 町	1
2 町 ~ 2.5町	1
2.5 町 以 上	0
計	1 2 5

(1960年農業センサスによる)

みられるように、農家数は一二五戸で全戸数の約九〇%を占めている。その内約九三%が一町以下の経営農家であり、石川県の七一%、能登地区の八三・五%に比べてその零細性がうかがわれる。  
経営耕地面積中水田は、一九六〇年センサスによると四二町四反八畝で平均三反四畝に満たず、これに開田された面積二六町を含めると一戸平均五反五畝になり部落の総耕地面積六九町三反のほとんどを水田でしめることになる。

第 6 表 耕地の自然的条件別面積割合

	急傾斜地	傾斜地	重粘土	砂土	湛水田	湿地
田	6割	1	3	4	3	
樹園地	10	5				
畑			2			

(1960年農業センサスによる)

零細性と傾斜地の多いことなどから直ちに一貫した機械化は困難なようであり、この困難性がブレーキとなって農業の合理的進展を阻害するようなことがあってはならない。  
(南好彦)

△三子山区区営  
開拓パイロット事業V  
農業近代化の推進にあたって北陸農政局では、国営のパイロット事業として新潟県の

第 7 表 農産物販売金額別農家数

販売なし	3 戸
5 万円 未 満	9 1
5 ~ 10 万円	2 8
10 ~ 20 万円	3
20 ~ 30 万円	0
計	1 2 5

(1960年農業センサスによる)

を占めており、これだけでは生計が困難とみられ農外収入の必要性を物語っている。  
日本農業の近代化がせまられ、各地域で構造改善事業が進められているが、農家の米作にたいする執着は依然として強いように思われ、水田をある程度保有することに生活に安定感を与えているようである。しかしながら、さき指摘したように、この地区の

魚野川沿岸地区（開田と酪農）と二子山の二地区を計画している。

二子山地区は能登内浦地域内の事業計画地区のひとつで穴水町より能都町にわたり、昭和三五年度から調査地域約二〇〇〇ヘクタールについて調査し、その結果事業計画地区面積九〇五ヘクタールに決定されたものである。

この計画は町政の一環として他地区とのバランスからとり上げられたと考えられるが、事業計画地区は調査地域内の既耕地を除いた山林原野の内で傾斜概ね二五度以下の土地であるので、穴水町内だけでは国営の条件規模（五〇〇ヘクタール以上）にたっしなかつたため能都町を含めて計画せられたようである。また国営としてこの地区が選ばれた理由は、後進地域の開発という事もあるが、国営事業は現在は土地改良法によっており、土地の権利調整を行うことによってこの事業を進めることになっているので、町有地、部落共有地が比較的多くてその調整の容易なこの地区が条件になつていただからでもあつたようである。

次にこの事業計画の概要をみてみよう。

### 1 事業に参加する農家

この開拓事業に参加する農家（予定受益者）の営農規模とその形の基本構想は、現在耕作している耕地と計画地区内で新たに増反する耕地（果樹ないし牧草栽培）を併せ経営して、その合計面積を一・五〜五ヘクタールの規模にしようとするものである。

### 2 土地利用計画

この地区開拓計画は当初は地元としては殆んどが開田を希望していたようであるが、昭和三五年八月に行われた京都大学関係者からなる調査団（日本農業土木コンサルタンツ）の自然的水源の乏しいことを理由とする助言に基いて、三六年一二月金沢農地事務局で第

一次計画がつくられた。これによると第八表（その中のA欄）の如く、飼料畑、牧草畑の造成及び果樹類（あんず、くり）を栽植するよう計画されている。ところがそのご関係機関による数次の調査結

第 8 表 二子山地区国営開拓パイロット事業土地利用計画の変更（単位ha）

町 別	飼料畑 牧草畑	果樹園	小 計	その他	合 計	
能都町	A	85	195	280	80	360
	B	53.9	214.1	268.0	80.0	348.0
穴水町	A	158	262	420	120	540
	B	129.5	302.5	432.0	125.0	557.0
計	A	243	457	700	200	900
	B	183.4	516.6	700	205.0	905.0

注 Aは36年12月計画された、二子山地区土地利用区分概定面積による。  
Bは38年11月権利調整のための事業計画説明書による。  
また、果樹園は、計画Aではくり、あんず、計画Bではくりのみ。

果にもとづいて作成された三八年一月の権利調整のための計画書では多少の変更がみられる（第8表・B欄）。すなわち、飼料畑、牧草畑が減少し、果樹園が増加している。さらに果樹園では第一次はあんず、くりであったのが、今次の計画ではくりのみがとりあげられた。

このことについては北陸農政局のS担当官から次のように説明さ

れた。

酪農関係についてはその経営のために利用できる土地が予想より少なかったことと、希望者もようやくみたす程度しかなかったことと、果樹については希望者は意外に多かったことを指摘している。また、果樹園中あんずをなくしたことについて次のように述べている。あんずは罐詰用原料として利用されるがこの地方は夏の降雨で裂果しやすく品位が低下することと、労力及び生産費がくりの三倍程度かかることをあげている。

### 3 営農計画

予定受益者二九〇戸（穴水町、能都町各五部落、合計関係部落一〇）を酪農、果樹に分けて夫々一及び九の単位組合に組織し、この単位組合をそれぞれくくって二つの連合会に組織する。この連合会は指導及び機械化の中心となり、大型機械を保有して機械化を合理化するように計画されている。また別に町営の酪農指導育成牧場をもって単一組合の指導を行い、育成牛一二〇頭飼育の計画をたてている。園芸部門では園芸指導実験農場をもち単一組合の指導や育苗を行うことになっている。

### 4 標準農家粗収入及び農業所得

計画されている営農形態は、各部落、各地区の条件に応じて、それぞれ〇・五〜〇・九ヘクタールの水田に酪農または果樹栽培、あるいは酪農・果樹栽培を組み合せた合計七つの類型にわけられている。沖波部落では酪農・水田タイプ（Ⅱ）と果樹・水田タイプ（Ⅴ）が予定せられているがⅡタイプの営農形態では、飼料生産は単位組合の協業組織で行われ、飼育管理、搾乳は個人経営で、一戸平均飼料畑二・五ヘクタール、水田〇・五四ヘクタール、合計三・〇四ヘクタール、飼育乳牛六頭で一〇年目の粗収入九八万七千七百円、所

得三九万五千六百円（償還金があるので、それまでの一〇ヶ年間は平均二五万四千八百円）、はじめに準備すべき自己資金は四〇万二千九百円となっている。Vタイプでは、田畑合計二・四四ヘクタール、一〇年目の粗収入八五万三千二百円、所得四八万三千五百円（一〇ヶ年平均二七万五千九百円）で自己資金七万一千八百円を必要としている。また事業費（基礎整備まで）の負担区分の計画は第九表の如くなっている。

この計画による

と何れの場合も水田を保有した形において経営が計画されているのが特徴で開田事業と併せ考えると自給農業的色彩の強さがうかがわれる。またこの計画実施にあたって、土地の貸し借りや、売買の調整のために、町長を会長とし、町議会代表九名、農業委員会代表七名、地区代表七名、農家代表九名、計三三名から

第9表 二子山地区国営開拓事業費の負担区分

負担区分		率	10a 当 事 業 費		備 考
			10万円の場合	15万円の場合	
補助金	国	75.0%	75,000円	112,500円	決 定 予 定
	県	12.5	12,500	18,750	
地元負拓		12.5	12,500	18,750	〃
計		100.0	100,000	150,000	—

注。地元負拓は3年据置、15年支払（据置期間を含む）、年利5分とする。  
 ○資料は38年11月結成された権利調整のための事業計画説明書による。

なる権利調整委員会が設置されている。ところがこれらに対して、現在、地元の人達の開拓事業に対する関心はどうであろうか、さきにも述べているように、酪農については、全般的に全くの未経験から躊躇しており、むしろ懐疑的ですからあるように思われる。水稲については極めて意欲的で果樹にも比較的賛意がみられるようである。

酪農は他部門にくらべて土地資源から離れても一応は成立しうる部門ではあるが国全体の立場からみると飼料生産部門の弱体という致命的な欠陥をとまなっており、そのために輸入飼料への依存度が高く、コスト高のために採算割れになる可能性が大きい。したがって経営の貧弱な農家では収益性の変動にたえられなくなるおそれがある。またこの部門についての指導者も少く、農家自体も経験に乏しいことから合理的な経営がなされず、施設設備に過剰投資される傾向が強く、自己資金と借入金への負担にあえぎ、ひいては経営の不振を招く結果になりやすい。この様な現状から酪農経営にたいする不安を感じるとともに農産物の貿易自由化による価格や需要変動による不安定さもつだつて、熱意を示さないものなのである。耕種部門、とくに稲作については、従来のわが国の農業指導の中心は稲作であったし、またこの面の研究もすすみ、農家であるということが一応稲がつくられるということの現状から、さらに食糧管理法による価格の安定性もつだつて、信仰的でさえあるこの部門にたいする関心の強さがうかがわれる。

青年のA氏は、

酪農については、今までやっている人の状態をみても魅力はないし、経験もないので全く自信がもてない。開拓事業は地元のもりあがりであったと考えられるが、二子山については上部からの計画で

すすめられているようで関心が薄いといっており、やや批判的な態度も示している。また、婦人会のB氏は、開田作業で過重な労働から体を悪くした人が多く（開田事業がなくても、婦人の労働が伝統的な慣習に支援されて、過重に負担をかけているように思われるのだが）、これ以上の労働は大変だ、現在食んことはないのでから……。あんな山へいけば子供の通学はどうにもならない。次・三男の出稼ぎをやめさせて二子山で経営させた方がよい、といっており、婦人労働の過重をうったえながらも現状維持的傾向が強く、子弟の教育には強い関心を示しているようである。また部落の長老であるC氏は、二子山の開拓は大変な仕事だがやるなら木腰を入れてやらねばならない。こうすればやれるというモデルでも町で示す位にして真剣に取りくむ必要があるといっており、農改と経営技術の密着した強力な施策を望んでいる。

実際この計画は上から与えられたという感が強く（我が国における他の多くの場合と同様に）従ってこの事業に対する財政的裏付と今後地元側の積極的な意欲がどの程度えられるかによって左右されることが大きいとみられ、またこのような経営規模からみても、計画書の標準農家所得にも示されているように将来において七桁農業が営まれないにしても、このような大きな事業が推進されることによって、これが息吹となって、新しい時代の村づくりと農家経済の安定化がはかられ、農業の近代化が考える農民によって進められることを期待したい。（南 好彦）

x x x

さて、穴水町にとってはまったく劃期的なこの開拓パイロット事業については、われわれもはじめから大きな関心をよせたものであ

つたが、その概要と、村民のこれへの微妙な対応はほぼ以上のごとくである。しかしそれにしてこの事業は、この地域の将来にとつて決して些細な問題ではない。地域の建設は、充分な財政の裏づけをえてはじめて、現実性をもちうるものであることはいまでもない。だが、もり上る住民の支えは、より本質的な条件であろう。今日のわが国の事情からすれば、むしろこれ自身が、すべての前提といつても過言ではない。にもかかわらず、全国にわたって日程にほつてゐる建設については、住民の自主性の欠除を、むしろ条件にして進められることがあるのではないかとさえ思われる。

われわれの印象からすれば、この事業に対する住民の積極的意欲を見出せなかつたことは、さきの報告の通りで、全体的印象はむしろ無関心ないしはしりごみといったものであつた。問題は計画自身のみくむ性格、方向と、住民の主体的状況の二つの面にわたるが、ここではさしあたって、後者についてみたい。

※従来 of 伝統的な米麦作りから、畜産、果実などへの大巾な転換を進めようといういわゆる適地適産政策の推進は、もちろん、国民消費水準の上昇ともなる農産物への需要の多面化といつた事情などにうながされたものであろうが、他方では、たとえ、東南アジアへの商品輸出とその見返りとしての「安い米」の輸入という事態のような、資本の要請をもふくむものであることがおしはかられる。

また、今日の地域開発計画については、のちにもこれに関連したことにふれるが、それを通じて、地域末端への国や県の行政の浸透という政治の面を見がすことはできない。最近の事態の進展によつて、在来の秩序を動揺させようとしている地域社会の住民（農民）の直接的掌握、上からの再編成という脈絡にもわれわれは関心をはらわねばならないだろう。

この事業に参加することについて、住民の間に躊躇があるとすれば（すでに見たように、それはかなり強いといつていい）、その具

体的理由は、この地域の人々の酪農に関するまったくの未経験、将来の生産物価格の変動をめぐる不安、さしあたって必要な自己資金の問題、また、近年この町で試みられた幾つかの開拓事業が必ずしも成功していないこと、などに要約できよう。さらに、農民の変化一般にたいする強い不安も否定できないだろう。現在のわが国の経済情勢のなかでは、いずれも、まったくもつともな理由というほかない。しかし、ここで注目したいのはむしろ、こうした住民の広汎な反対に殆んどかわりなく、計画が進められようとしていることである。そして、こうした成行きがそのまま進むならば、いつか人々（多分その多く）は、これまで永い間してきたと同じように、未分化で不透明ではあるが、しかし自分自身の、さまざまの欲求、感情をおしこめたまま、結局黙つて計画に従うことになることが容易に予想されるだろう。

このような推移の先に、近代、農業経営と近代、地域の建設の夢を託しうるであろうか。

前項でわれわれは、農業出稼ぎに関連して、この地域の住民の存在状況の一端にふれたが、ここでは、あまりにも零細な飯米自給的農業（兼業化はそのままからの脱却を意味しない）、浮動的労働による生計の維持、そこでのおくれた労働関係、そして、これらをおおう行政の浸透などが、住民の日常活動、学習活動の方向を規定する軽視できない要素ではないかと推測される。

※経済企画庁が、昭和三八年一月に発表した経済審議会の農林漁業小分科会の報告書（農業の動向、今後の展望、必要な施策など、およそ次のように試算されている）によると、農産物の貿易自由化がもたらす影響が、

一、国内の農産物価格は、牛乳（加工用原料乳）は三六年度の水準の五一・八割、牛肉は五一・九割程度にまで下がり、場合によつ

てはいずれも半値くらいになるかもしれない。

一、このように値段が下がると、生産量(三六年度規準)は、牛肉では三二—四二%に、牛乳は六二—六七%に、米は九二—九七%に、麦は五〇—六〇%程度にそれぞれ下がり、農産物全体で二、一〇〇億円から四、七〇〇億円だけは産額は減るだろう。

こうなると、農業人口は現在の八割程度でよいことになり、食糧の自給度は三六年度の八四%から七三—七八%まで低下する。

(朝日、三八、一一、三〇)

### △漁業の概況▽

さきに見たように、われわれが訪れたとき、穴水町のこの内浦沿岸一帯には、二統のぶり定置網が張られていたが、いずれも沖波部落のものではなく、この部落には、大規模経営はすでに完全に失われていた。そして、現在の漁業就業形態の主体は、圧倒的に出稼ぎで、その他のうちのさらに半数まではまた、近在の網への雇われである。のべ約七〇人におよぶその内訳は、県内外の漁場への出稼ぎ約四〇人、地元周辺部落の網への雇われが約一五人、したがって、いわゆる漁夫が全体のほぼ八割(あるいはそれ以上)を占めて圧倒的であり、残り十数人は、一—二人の家族労働力で操るごく小型の定置網・「めばるふくべ網」の自家経営(その半数は無動力船漁家)、その他である(第14表、二九ページ参照)。したがって、小生産漁業(自家経営)もここでは、もはや独立した地位をもつものとはいいがたく、この部落の漁業者は全体としては漁業労働者というべきであろう。しかも、この雇用労働は、なおそのほとんどが、小生産的農業に足をおいてそこから析出されるという半プロ的労働者の形を示している。

※この四〇人の内訳は、この地方の伝統的な出稼ぎ先である佐渡、北海道へそれぞれ五—一〇人、県内一秋は能都町(宇出津など)、

夏は羽作(旧西海村)の定置網へ二十数人である。

※漁夫の就業は、のちにも見るようになり不安定で、人員は年によって多少ともたえず変動している。したがってここでは、調査票を主とし、関係者の話を総合してまとめたとおよその数字をあげた。

ところで、わが国の漁業は、資本主義の畸形的な発展によって、農業とともに、あるいはそれ以上に、永く停滞を強いられ、正常な発達をゆがめられてきたものと考えられる。沖波の右の状態は、あるいはその典型を示すものかも知れない。そのため、わが国の漁業は、経営形態からみても一般には、いままお量の上で圧倒的な零細自家経営から、それを基盤として共同体的部落秩序に結びついて発展してきた網元経営、そして独占資本による巨大経営にいたるまで、きわめて複雑であり、これが、沿岸漁村の構造をも非常に入りくんだものにしてきた。さらにこれには、さきに(4)で見たとような部落的秩序に結びついた漁業権のあり方が、その基底となって強くかざってきたこともいうまでもない。

われわれも、沖波の部落構造にたいしてこれらがいかにかからみ、両者にどのような規制関係があるかに大きな関心をもっていたのである。しかし、すでに述べたように、住民の経済基盤を左右するほどの沿岸漁場が、この部落にはすでに失われているため、両者の強力な結びつき関係、それにもとづく支配的村落秩序を見ることはできなかつた。しかももちろん、零細な漁場をめぐって、問題がないわけではない。したがって、地域社会の民主化という観点からするとき、漁業の場面で予想されることでの問題は、まず二つのことが考えられよう。そのひとつは、主として部落の域外でこの部落の人々がとり結ぶいわゆる網元—漁夫的なおくれた関係とそれに規制される生活の実態であり、いまひとつは、右の漁場所有をめぐって

動くと思われ、部落内のなんらかの階層的関係の動態である。これらの分析はいずれも同時にまた、この地域の社会教育活動にとつても、一定の意味をもつてであろう。このうち前者は、次項にゆずることにして、ここでは後者について簡単にみよう。

戦後、広汎な場面で行われた諸制度の民主的改革は、当然漁業権にもおよび、一九四九年（公布）の改革で、旧幕時代以来の封建的関係・秩序をそのときまで温存させたといわれた明治漁業法・制度も、形の上では一応まったく掃き除かれることになった。ところが、この改革も、じつはその実態までを一変させることはできなかったというのが、一般の評である。おそらくはその通りであろう。この古い関係の基底であり、数十年に亘って生きてきた部落的基盤が一朝にして崩れさるうとは考えられないからである。沖波の場合でも、最初の漁業権更新によつては、実質的には結局、古い寄生的特権関係を精算することはできなかったといわれる。

だが、それにもかかわらず同時にこの改革は、やはり充分に評価されねばならないように思う。新法によつてもかく、旧来の漁場をめぐる特権的關係は一度は白紙還元されたのだし、また、その部落的基盤も、ことに昭和三〇年ごろ以降は多少なりともその様相を変えてきており、もはや昔のままではなくなりつつある。ときに、これに代る新しい秩序の再編も注目されてきている。確かに、新制度を通じて免許された漁業権も、じつは、旧い関係のやき直しに終っている場合が多い、にちがいない。しかし、そのような評価だけでは、この新制度を支え、これを実現するのに基本的な役割をしめるべき漁民の自主的な活動の領域をも、「制度」にあずけてしまうことにはしなないかと思われる。

もちろん、新制度にもいくつかの欠陥のあることは否めない。し

かしそのあるものは、むしろ同時に漁民の側の条件にこそかかっているし、また、それは単なる欠陥というだけでなく、右にふれた新しい秩序編成の方向を予知させるものでもある。ここで新制度そのものの詳しい検討は許されないが、右に関連した面についていえば、新法では、漁業権は、公選者を中心とする漁業調整委員会を通じて免許されることになった。ところがこの委員会は、県（石川県連合海区調整委員会）、および海区（石川県の場合、その沿岸が四海区に分けられ、穴水はそのうちの内浦北部海区に属する）の両段階に設けられただけで、市町村段階に欠けている、という事情があるのである。そのため、漁民は、直接的な日常的生活の場と労働の場面から遠く距つたレヴェルで行われる調整委員の選挙および、かれらによる権利調整の作業に、身近かな積極的な関心をもつことが難しいという結果になっている。このような、漁民に縁遠い「民主的」機関は、ことにかれらに積極的社会活動参加の素地が弱いときにはしぜん漁民をおき忘れた機関になり易いであろう。だが、本当に漁民の熱意と力によつて、この地域の漁業のたてなおしをはかろうとするのであれば、また、そのような漁民の建設の力を育てようとするのであれば、その方向、形態はなんであれ、まず、このようなこの地域の漁場秩序の再建にたいする漁民自身の主体的な参加、ということが、最初にとり組まらるべき課題ではなからうか。にもかかわらず、この地域でも、最近二回にわたつての委員の選挙は無競争で事実上行われなかつたという。その上、昭和三八年九月には、右の海区段階の委員会さえ廃止されて、現在では県連合調整委一本になっている。こうして、新しい「民主的」な漁業権の配分は、漁民をはなれてより高い段階で行われ、その主導性は、かつての「部落の力」に代つてより「近代的」な行政機関に移りつつあるとみて

も誤りではなからう。

※つぎにあげた海区漁業調整委員会の場合でいえば、委員は公選七、学識経験者二、公益一、専門五、(公選以外は知事委嘱)の計一五名から構成される。この委員について充分な資料をうることはできなかったが、地方団体の長、議会議員、あるいは網元層などが日立っていることは否めない。

次の(イ)の項でみるような、戦後の本格的な商品経済のこの奥登への浸透は、このようにして、行政の浸透をも伴って進んでいるのかもしれない。そしてそのなかで、自主的な調整委員の選出を放棄し、したがってまた、それを通じての自分自身の漁場の自分自身の手による運営をも放棄した漁民は、したがって、漁場にあずかる差当っての手近かな媒介を、このような上からの行政とのつながりにおいて求めなければならなくなるであろう。この地域に、もしかりに、かつてのむらの秩序に代って、

新しい階層秩序の芽が表われるとするなら、漁業をめぐる右のすじみちは、そのひとつの側面的モメントになる可能性をもつものである。明治以来といわれるこうした大きな改革をへても、なお、漁民は、自らの漁場、あるいは漁業の再建に主体的にとりくむ位置と、それ以上に姿勢を獲得していかないようにみえる。右のような状況の下で、かれらは、投票を放棄したと同様に、漁場獲得のためにはむしろ、すすんで、手近かな「社会的系列化」の末端にっこうと

状態 (141世帯)

上に就業					世帯員計 うち 就業者
b d	b d'	a b d	a b d'	a d d'	
1	2	2	1	4	1 3 9 (128)
				1	1 2 5 (110)
					3 5 (32)
					3 1 (18)
					1 1 3 (54)
					1 (0)
					2 2 (3)
					1 5 (4)
					2 5 (24)
					3 4 (22)
2	2	2	1	4	1 2 3 (122)
				1	1 3 0 (118)
					4 5 (26)
					4 8 (23)
2	2	2	1	5	4 4 3 (342)

出稼ぎを除く、すべての労働者的職業従事

するであろう。そして、さし当ってそうせざるをえないようなこの状況は、そこで社会教育活動が行われている場としても、これを考慮しなければならぬであろう。

(イ) 住民の就業・生活状態

さて、前項でみたことから、この部落での、零細農耕制を背景とする貸労働兼業の深化の傾向は、大勢としておえないものといえよう。

だがこれについては、すでに予想される、その内容の複雑さと、またこれにからむさまざまな歪みを、より具体的にみなければならぬ。たとえばこの近年の情勢は、かつてのいづれが主業ともつかない農漁業の結合状態から出発しており、また、出稼ぎ、人夫日雇の就業はともに浮動的・断片的で、そのため、同一人が二種、三種



の仕事の間をわたり歩くといった状態が、むしろ常態になつているときえいえるのである。もし、こうした状況が深まってくるとすれば、その動向に應じて、かれらの日常生活の基本的な場である農家(あるいは漁家)の、たとえば伝統的な労働組織や、自給的な経済秩序、あるいは部落の前期的組織などの基底部も、複雑に変化するであろうし(もとよりこれらは、住民自身の近代的脱皮とそのまま同じではない)、それはさらに、かれらの存在そのもの、あるいはその主体性の基本条件にも、やがて影響を与えずにはまいと考えられるからである。この動きの将来の方向について、なんらかの見通しを立てることは難しいが、さし当ってはその現状も、ここで展開される集団的活動、あるいは学習要求の質を把握するための無視できない手掛りになるように思える。この項ではそうした観点から、沖波住民の就業と生活の状況について、必要な側面を見ることにしたい。

第10表は、今回の調査にもとづい

第 10 表 16才以上全世帯員続柄別, 年令階層別, 男女別就業

	不就業	就業 (高校以上) 学	自営農業 a	自営業 (農業以外) b	事務・職員 c	*賃金労働 d	出稼 d'	年 間 二 つ 以					
								a b	a c	a d	a d'	d d'	
世帯主	11		17	12	6	17	23	8	6	13	8	8	
主婦	15		88	3	3	2	1	3		8	1		
長男		3	2	2	6	5	7	1			1	8	
次男・三男		13	1	2	2	3	4	1		1		3	
その他(長男の妻、長女、老人など)	50	9	32	2	3	8	6			3			
15才		1											
16	男	4	15			1	2						
19	女	3	8			3	1						
20	男	1		2	4	6	6	1		1		4	
29	女	11	1	14	3	1	1			3			
30	男	1		6	11	10	14	4	6	9	9	15	
59	女	12		88	4	3	5	3		10	1		
60	男	19		9	5		4	5		2			
	女	25		21	1		1						
計		76	25	140	21	20	35	41	13	6	25	10	19

\* 地元での常雇労働者, 土工日雇, 漁業やとわれなど, 事務的・専門的職業者に, このd記号を与えた。従つて, 職人も便宜上ここに含められている。

て作成した、この部落の生産年令にある全住民の、就業状況の一覽である。まずこの表について若干の説明が必要であらう。いま右にもふれたごとき事情から、この部落住民の就業状態はかなり複雑で、たとえば年間二つ以上の職業に従事している場合、その就業日数、あるいは所得の大小などなにかの基準によつてそのうちのひとつだけを拾うのは現実にはむずかしく、また、そうすると却つて、その社会的存在状況の適切な把握から遠ざかるのではないかと考えた。したがつてその個人のその年——具体的には昭和三七年——に就業したものとしてみれば調査員の判断による)職業は、二以上にわたつてもこれをひろい、そのまま表にあらわすことにした。表の右半分に示した、全就業者三四人の約四分の一にあたる八五人の場合がそれである。したがつて左半分に数えられた就業者二五七人は、それぞれ該当欄の職業にほぼ専従したものと考へてよい。

※われわれの調査上の不備ももちろん認めねばならないが、この就業は非常に浮動的・断片的なために、回答者(多くは主婦)の回答

第 11 表 農家類型区分別農家数

(一九六〇年世界農林業センサス)

沖		波				
農産物販売額	専業		100日以上の	兼業	戸数	
	世帯主	その他				
2万円未満	105	15	3	125	石川 県	
2万円以上10万円未満	48	10	2	60		
10万円以上30万円未満	2	1	1	4	15,907戸	
30万円以上	37,662	25,475	6,065	69,202		18.7%
合計	105	15	3	125	37,662	44.3
					25,475	29.9
					6,065	7.1
					85,109	100.0

注

この表の基準は、次のとおりである。  
 1) 兼業農家とは、年間1万円以上の収入のある自家農業外の兼業に従事している家族員のいる農家。2) 「世帯主100日以上」の兼業農家とは、世帯主の兼業従事日数が100日をこえる農家。3) 「世帯主またはあとつぎ」兼業とは、世帯主の従事が100日未満の場合、あるいはあとつぎが兼業に従事している場合、または両方に該当する農家で、それ以外の家族員の兼業は、いずれの場合も考慮されていない。4) 「その他」とは、世帯主、あとつぎ以外の家族員だけが兼業に従事している農家のことである。

においてすでに記憶ちがいや脱落があつたことが推測される。そのうした制約からこの表の数字は、ひとつひとつをそのまま利用するには難点があり、ただ全体的な動向をつかむためのものとして掲げた。

第12表 就業状態別世帯人数 (沖波)

	年齢	農業だけ に従事		農業・兼業に 従事		兼業だけ に従事		いずれにも 従事しない		計		
		仕事 主	その他	農業が 仕事主	兼業が 仕事主	仕事 主	その他	病老 令	その他			
											仕事 主	その他
男	16 ~ 59才	6		10		113		15		7	151	
	60才 ~	12	3	4		8		1		3	31	
女	16 ~ 59才	126		5		6		3			8	163
	60才 ~	16	11			1				12	2	42

(1960年世界農林業センサス)

以下では、ここで五つに区分された a、b、c、d の各職業のひとつひとつを手掛りとして、この部落の住民の各種就業の実情と動態を検討しつつ、あわせてその全体としての社会的・階層的な布置状況をみよう。

まず自家農業 a、この内容は、すでに(四)でのべたとおりであるが、この表にもみるように、ほぼこれにのみ従うもの一四〇人のうち、一二人までは女子で、そのまた七割が主婦である。これにたいして男子は一七人、とくに二〇才代では二人しか見あたらぬ。これは、今日の奥能登の「農業」の

おそらく大勢を示すものであろうが、この「農家」の農家としての実情を示すひとつの資料として、第11表も参考になるだろう。子弟の村外流出についてわれわれが聞いたところでは、中卒と同時にほとんど外に出て、次三男はそのまま、長男は三〜五年くらいは帰ってくるという。これには、長男にかきらず、事情に応じて誰かが帰ってくるという話もあった。だが、帰ってきて、かれらが農業にも、自家漁業(その次の欄 b の過半がそれ)にも関心のないことは表の示すとおりであり、そのこと自身はまた、当然といわねばならないだろう。では、なぜ帰ってくるのか。

※自家農業従事者については、ab、ad という組み合わせによる兼従の場合、農業にも充分に力が注がれると一応みて、これをこの一四〇人に加えると、ほぼ一八〇人余りが調査時点におけるこの農業の支えと考えられる。おな参考のため、六〇年センサスによる第12表を掲げた。この表の方が、農業従事者が多いことを示しているが、もし阿表が事実を正確に伝えるものなら、この両調査年次の間にも、農業従事者の減退はかなり著しいとしなければならぬ。

われわれが聞きえたかれらの意見を、できるだけコトバどおりに再現するなら、都会の生活の不安定(さきの保障のないこと)と「田んぼ、屋敷を一応もらってるんだから」ということになる。もちろんこの二つは同じことである。これからすれば、平均わずか五・五反の、またのちに見るように(第16表、三四ページ)、そこから得られる所得は、全所得の三分の一(そのところにも記したように実際はおそらくそれ以下)にしかならない田んぼが、次にみるようなそれこそ不安定な兼業と結びついて、今でも、相応の重みをもっているものと考えねばならない。しかし、その農業は、右のようにすでに主業たる地位を明かに喪失しており、また、今後も予想されるいやおうなしの生計費の上昇などの諸条件は、一層これを促

第 13 表 家としての兼業種類別農家数  
と兼業従事員数 (沖波)

総 数		農 家 数			従 事 員 数		
		1	2	3	1	1	5
や と わ れ	者 務 職	4			5		
	働 勤	1	2			1	8
	節 出 稼	4	2		5	5	
	季 節 夫 日 雇	2	3		4	4	
自 営 兼 業	製 炭 ・ 薪	2			2		
	育 林 業	27			3	6	
	漁 院 業	1			1	0	
	医 院 業	8			1	0	
	自 営 店	1			1	1	
	内 商 店 業	3			1	9	

進するにちがいない。他方、これまで永い間かれらの行動を制約してきた自然的な、あるいは家父長的な無償労働組織といったものも、多少ともすでにゆらいでいるとみてよい。こうした事情を考えあわせると、この地でもっとも厚い伝統をもつと思われる農業は、今後その窮迫を一層深めることが予想されるだろう。しかも、それがどんな方向をとるにしろ、この部落ではいまも相変わらず、ただひとつの安定した生業であることからみて、この農業の窮迫は、やはり、この地域社会のなりたちの基底部の変化に、大きなつながりをもつと見ねばならない。

自営業（農業以外）b、この欄には二人（他に兼就するものを合わせると約四〇人）が数えられているが、この内約一五人が自家経営漁業を営み、他は、食料雑貨商、タバコ販売、精米業、土建

(1960年センサス)

業、などなのである。自家経営漁業は、わずか二年前の二七戸、三人就業（第13表参照）に比べても明かに急速に衰退しており、しばしばふれたその著しい零細性と不安定性をおおうべくもない。その多くは世帯主一人で営んでおり、一時船頭をやっていたが最近またはじめたものや、出稼の片手間にやっているもの、あるいは、今年でもうやめるもの、といったのがその実情で、浮沈のたえないことがうかがわれる。このうちのほぼ半数が無動力船漁家で、少数だが漁船のない場合さえみられた。区長（前）その他の役職をもつ二、三の場合を除くと、動力船の有無と経営耕地規模との間に多少の対応関係がないこともないが、結局は、はっきりした階層差を認めにくいほど全般が低い。おそらくこの層は、農業にさきがけて、この部落の日雇労働の比重の増大のひとつの源になってきたものと思われる。

事務・職員c、その内容は、役場、郵便局、農協、職安などの職員、小中学校教師、あるいはセールスマンなどで、このうちの一部の世帯主がかたわらで農業をやっている他は、みなもっぱらこれに従事している。

賃金労働d、出稼ぎd、第10表にみるように、この二つの就業者は、これにほぼ専従するものおよそ七、八〇人、他業をも兼ねるものを合計するとのおおよそ一四〇人余りにのぼり、農業について大きな比重をもつのみならず、この部落の三〇〜五九才の男子基幹労働力の主力が、これに流れている（二三人中、専従するもの約四〇、兼従者をあわせると八十数人）という趨勢からみて、いろいろの意味でやはり重要な領域と考えられるので、この部分だけを第14表のようにさらに分解して掲げることとした。この表では、たとえば同じ定置網漁夫を地元での

やとわれ(ニ)と出稼ぎ(ホ、ヘ、ト)とに分けたが、それは、これによって、この部落の労働力の離村傾向の一端が示されるかと考えたからである。この表を一見しても、この分野の就業内容の複雑さ、というよりは断片性が明瞭であるが、とりあえず、左の方から順に見てゆくと、

イ 常雇労働者は、製材所その他の零細企業への就業でその比重はきわめて小さく、またそれこそが、この人々のおかれている事情の特徴の裏側を示すものである。

ロ 職人は、大工、石工、および佐官で、地元で働くものである。

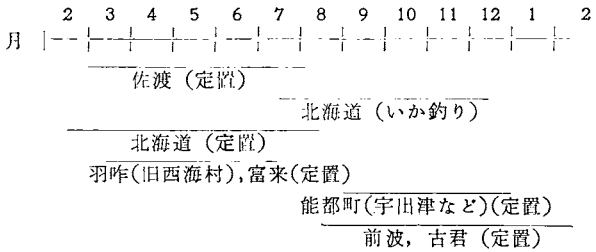
ハ 建設土工は、地元の土建業にやとわれる人夫日雇で、兼就業者をあわせるとのべ四〇人ほどになっている。この量は、およそのところは、すでに昭和三五年ころからのものであるが(第13表参照)、自営業の衰退(あるいは常雇労働者の相対的比重の低下)に依りて、こうした日雇形態の増加している近年の一般的傾向が、ここにも表れているといえよう。さて、この人夫日雇への主な就業者は、表に見るように世帯主、ついで主婦であるが、多くは出稼ぎあるいは農業のあいまに、一ヶ月、二ヶ月、あるいは三ヶ月といった形で雇われる、いうまでもなくいかにも場あたりの賃かせぎで、しかもこの部落の水準からすれば、やはり貴重な現金収入源でもあることからみて、これが生活の基調に与える影響も決して少なくないものと思われる。日当は、大体女、四五〇と五〇〇円、男、七五〇と一八〇〇円(昭和三八年)、主な仕事の内容は、昭和三四年以降の災害復旧工事につづいて、土地改良工事、道路改修、開田事業などである。なかには、ほとんど年中これに従事するもの、また、そうしてすでに数年になるもの、なども少くない。このようにして、

第 14 表

	常雇労働者	職人	建設土工	漁夫 (地元漁業)	出稼ぎ					年間二日以上	就業件数			人員計		
					佐渡	北海道	内	農業 (加賀、四ノ)	土職 (大坂、山)		工人 (大富、山)	就業	元		地	業
世帯主	5	2	17	13	9	3	4		15	14	19	22	25	82		
主婦			7	1			1	4	1	4	10	2	2	18		
長男	1	2	1		4			1	3	6	3	4	10	18		
次男		1	1	1	1	2				3	1	4	8	11		
三男			6					2	4		6			18		
その他(長男、妻、娘など)	6		6					2	4		6			18		
小計	12	5	32	15	14	5	7	7	23	27	39	32	45	147		
計		6	4				5	6		27		1	16	147		

注 第10表中のdおよびd'について、そのすべて(右半の部分をつくめて)を組みかえて表にしたものである。同時に農業や自営漁業にも従事しているものについては、ここでは、その農、漁の部分を一応考慮の外にしたので、両表の数字は、そのままでは一致しない。  
なお、本文にも注記したように、この数字は、正確度に欠けるところがあり一応の動向を知るためのものである。たとえば、チ欄の主に主婦による農業出稼ぎは、事実上これより多いものと推定される、などはそのひとつ。

第 1 図 漁業（出稼ぎ）就業の季節（主要なもののみ）



ここでは、いわば不定的な労働が、部落のひとつの主要な部分で恒常化しつつあるように見える。さきにもべた二子山開拓事業がかりに実施せられると、少なくとも結果的には（われわれは、それが結果であることを念ずるが）再び大量の口かせぎ労働がここに落されることになる。そうなれば、この部落では、このような浮動的労働の恒常化が、災害いらいじつに一〇年にわたることになるかもしれない。

次にニからトまで（および又の一部とヲ、ワ）は、地元前波、古君の両部落、外浦、そして佐渡、北海道までの各地での、主として定置網漁夫としての就業である。重複就業をあわせてのべ六十数名におよび、災害復旧工事いらい減少傾向にあるという意見をしばしば聞いたが、じつは相変わらずのウエイトといわねばならない。これら各地での就業時は、年によっていくらか変動があるが、およそ第1図のごとく夏季、冬季に分かれていて、年間二つの漁場に就業することができる。ところで、その労働のおよその内容を定置網の場合にみる

と、まず本来の漁獲（網おこし）がはじまるまでの一、二ヶ月間（これは網の規模などにより違いがある）は、網の底を張る重し用の依に石をつめる作業で多忙をきわめ、これがじつは網おこし以上の重労働といわれる。いよいよ漁獲がはじまると、ふつう朝晩の二回、アドまでの往復時間一時間余りを含めて各三時間くらい、網おこしが行われる。村の人々の意見にもかかわらず、これだけで相当量の荒仕事といわねばならないが、豊漁の時は、これが睡眠時間がとれないくらい激しくなるという。親方（経営主）にとっては、著しく投機性の強い事業であれば、豊漁のさいの労働強化は当然に予想されるものであろう。

右は、いわゆる漁夫（かこ）の場合であるが、この沖波からの出稼ぎには七、八人にもおよぶ船頭（漁夫頭）がふくまれている。その過半は佐渡へ、一部は外浦へ出ているが、数十年にわたる出稼ぎの伝統の一端を示すものかもしれない。かれらは、それぞれの定置網の漁撈技術体系の頂点に位置するが、単にそれだけでなく、同時に、漁夫労働の事実上の統率者の地位にある。その一例についてみると、すでに三〇年にもおよぶ経歴をもつK氏（五一才）は、三〇人前後の漁夫を掌握して船主に雇われるが、このうち、沖波からの漁夫はわずかで、ほとんどは現地佐渡で調達され、うち一〇人くらいは顔が決っている。こうして、漁夫が直接に拾われるのはこの船頭によってであり、出稼ぎの場合おのずから、この船頭と漁夫の間に、旧い部落的関係の伴われることは少なくなるが、なおこの船頭の親方的性格はおおえない。なお、船頭の給与は、ふつう、一般漁夫の二倍、副船頭は同じく一・五倍である。

ここにもその一面がうかがわれるが、この漁業出稼ぎについて重要な側面は、その労働関係の特質にある。

まへにもふれたが、一般にわが国の漁業経営形態では、会社、組合などの経営に比べて、個人（船主、網元）経営と自家経営（漁家）が、その経営体数および従業員数の双方で圧倒的比重を占めているのみならず、これが沿岸漁村の中核をなしている事が特徴的である。このいわゆる網元は、ふつう五、六人から二、三〇人位の主として地元漁夫を雇用して行う小規模経営である。しかし、そのいちじるしい特徴は、むしろ、網元と網子というおくれた労働関係をのこしている点にある。この関係は、かつては地主と小作関係と重なり、前期的な部落秩序と相互補強しあいながら、強く雇用漁夫を縛るのを典型としたが、もちろん、農地改革、漁業制度改革をへた今日、また、出稼ぎ漁夫の場合は、必ずしも右のような関連をもっていない。にもかかわらず、以下に述べるような実情から、ここにはなお古い関係がとれない易いことをおさえたい。出稼ぎ漁夫の主な仕事場が、こうした関係のからみ易い定置網漁業であり、また、この沖波の漁業従事者のほぼ八割までが、県内外のこの定置網に雇われている。その実情の一端をみると、

「昨日帰ってきたB氏は、三〇万円持って帰ったそうですよ。今年は豊漁でもあったらしいが、四、五ヶ月ほどで、しかも向うで食って、そっくり残ったのが三〇万円ですからねえ、大きいですよ」——一月にわれわれが補足調査にいった丁度その頃、北海道（いか釣り）からの第一陣が帰ってきたときの情報である。まともな三〇万円というのは、この地ではなんといっても大金である。かりに一〇万円にしても、他には望めな魅力をもつことはいうまでもない。しかし、次のような面を考えあわせると、決して恵まれた仕事などと評価するわけにはいかないだろう。

それは、なによりも著しく不安定なことである。今日の中小規模の漁業経営は、周知のように魚のかい游してくるのを待つとい

った、ほとんどまったく自然に依存した段階の操業で、漁獲高、したがって賃金給与はきわめて不安定である。もつとも、かつての苛酷な歩合制は、近年、この漁夫の関係ではすでに最低賃金保証制に切替えられている。しかしその額は、年々いくらかずつアップされてきた現在でも（漁場によってさまざまだが）月額一万円—一・五万円がふつうで、比較的高水準の佐渡の場合によりやく二万円（昨年は一・五万円）となっている。これは、今日の都市勤労者の水準からすれば、その労働の量、質を考慮外にしても、著しく低いものである（第15表参照）。もともと、網元の経営そのものがきわめて零細なことにも留意しなければならぬ。この保証額さえ払ってもらえないため、土工に転換したのもいる。右の三〇万円というのは、特別の漁場の、また特別の場合のもので、このような事情はかえって、かれらの労働、のみならず生活そのものにも、射倖的な、あるいはその場しのぎの影を与えやすいであろう。

だが、それ以上に重要なことは、雇用そのものの不安定性である。いうまでもなく、網元と網子の間には恒常的な雇用契約があるわけではなく、シーズンのたびにいわば偶然に雇われるにすぎない。もつとも、その一部は事実上固定関係になっている。しかしこのことはむしろ、そこにいわゆる親方と子方的な関係もちこむ原因になるものである。もつとも、農業と同様に、新しく就労する若年層によってほとんど省みられなくなっている現在では、必ずしも労働力過剰ではないが、次のシーズンにこの仕事にありつけるかどうかの保証——ここでは、それはほとんど一家の生活の保証を意味する——は、まったくないのである。また、就労期間の概略は前掲図のようで、まったく半失業者であることを示しているが、シーズン間にも失業者意識はない。

右に見たように、漁夫は、直接には船頭を通じて、その就労をほぼ一方的に網元に依存しているといえよう。このように個々の

第 15 表 産業別・性別生産労働者の 1 人平均月間現金給与額（規模30人以上）  
昭和38年 8 月分 （単位円）

産 業 名	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
鉱 業	17,767	20,317	5,506	13,406	15,206	4,753	4,361	5,111	753
建設業	21,923	23,617	14,545	21,248	22,792	14,526	675	825	19
製造業	20,995	28,815	14,569	17,714	24,486	12,149	3,281	4,329	2,420
食料品製造業	16,272	21,427	8,915	16,272	21,427	8,915	0	0	0
繊維工業	17,211	31,469	14,681	13,741	23,582	12,151	3,470	7,887	2,530
衣服その他の繊維製品製造業	13,249	25,149	11,250	11,781	22,754	9,938	1,468	2,395	1,312
木材、木製品製造業	28,663	32,017	17,259	18,899	21,237	10,948	9,764	10,780	6,311
パルプ紙、紙加工品製造業	19,400	22,473	11,335	19,400	22,473	11,335	0	0	0
出版印刷関連産業	25,300	27,222	16,931	22,357	24,638	12,428	2,943	2,584	4,503
窯業土石製品製造業	24,253	30,796	12,931	21,737	27,987	10,923	2,516	2,809	2,008
金属製品製造業	25,777	27,547	19,138	17,686	19,499	10,888	8,091	8,048	8,250
機械製造業	28,481	29,298	18,191	24,828	25,634	14,679	3,653	3,664	3,512
輸送用機械器具製造業	22,038	23,126	15,924	20,992	21,978	15,520	1,046	1,148	404

注 1 製造業の結果は、たばこ製造業、家具装備品製造業、化学工業、石油製品、石炭製品製造業、鉄鋼業、電気機械器具製造業、その他の製造業（何れも調査事業所僅少のため公表除外）を含めて算定したものである。  
2 建設業は常用作業者についての数値である。  
3 卸売業、小売業、金融保険業、運輸通信業、電気ガス水道、サービス業の結果については労働者の種類別に調査を行っていないので計数は得られない。

（毎月勤労統計調査地方調査結果速報一石川県—による）

経営体の中で、漁夫は、横に相互によりもむしろ、縦に船頭に強くつながるのである。しかもそればかりでない。定置網の場合、操業は年々一定の地先漁場に固定しており、この職場がまた他とまったく孤立している。

こうして、漁夫層の共通の問題をめぐる集団的活動（社会教育活動を含む）の生成は、ことに能登の一般的风土の中では、もつとも困難な事情のもとにおかれているものである。

われわれの調査でも、数少ない例ではあったが、このようなかたが、漁夫としての意識、要求の芽生えがみられなかったわけではない。「漁師はつまらん」という声は一般化しているし、組合も必要だが、にもかかわらず今のところ、その可能性はまったくないという訴えもあった。また、多少でも最低保証額が上ってきているのは、漁夫の要求によるものだという意見もきいた。これらの事情を詳かにすることはついにできなかったが、しかし、ベースアップは、労働力需給のあやうい均衡状態の中で、むしろ、経営の側でなされていると判断するのが事実に近いであろう。

しかしこんど、この均衡を崩す条件の発生する可能性は、少なくないと思われる。たとえば、零細な船主の側の経営の盛衰、集中、またその間屋資本との関係、他方、漁夫の側の生活や雇用機会の変動など。そしてこの就業領域は将来発展する可能性に乏しく、したがって、部落の労働力のプールを増させる要因のひとつになると考えねばならないだろう。



手 農業(出稼ぎ)、これは主として、主婦による加賀早場米の稲刈りや、静岡のみかん山などへの出稼ぎである。加賀の場合、日当八〇〇円(昭和三八年)でふつう約二週間働く。その人数は、表にも注記したように、実際にはもっと多いものと推定されるが、じつはその一部は、加賀をすませて自家の稲刈りをやり、その足でまた、京都、奈良にまで出稼ぎ(稲刈り)にゆくのである。まったく超人的活躍ぶりである。ただ、歯をくいしばってというのでなく、多少とも明るい印象をさえ与えられたのは意外であったが、しかし、いわゆる「産業化」の進行がここにもっとも深刻にしわ寄せられていることは明かである。農村の主婦については、すでに多くのことが語りつくされているので詳細は省くが、とくに、労働の過重(ここでは出稼ぎ以前の主婦農業がすでに、まよに記したように甚しい悪条件の下で行われている)と子どもの教育上の問題、いなそれより前の、「せめてきれいに洗濯した下着を着せてやりたい」といった愛情の問題の訴えが強かったことを記しておきたい。

リ 土工・職人(出稼ぎ)、この項には、便宜上その一部に金沢での女中奉公、大阪での炊事婦など例外的なものをも含めたが、その過半は、金沢、関西方面への大工、左官出稼ぎで、その他は主として富山方面への人夫出稼ぎである。後者の時期は四―一月ごろがもっとも多い。

沖波部落住民の就業・生活の状態、その広汎な賃労働者への転化——というより農民からの脱落——について、以上大ざっぱに概観したが、これをもって、それがいかに歪曲せられ、矮小化されたものであるかが理解されよう。かれらの、近代労働者としての、また、独立の政治的主体者としての自由な活動の展開をこぼむ客観的、主体的阻害状況は、いかにも厚くまた不透明である。そこ

には一方で確かに、旧いいわゆる農民的所有といった関連がある。すなわち、その一小部分を除いては、超零細な生産手段を所有しており、これがかえって、かれらの自由な行動を束縛し、独立をさまたげ、他方では、劣悪な労働条件にもなり、さらに結局は、その現状にかれらを甘んじさせる理由になっているという一面である。もちろんこれは否定できないだろう。だがこれも今ではその基底部でゆらぎつつあることも疑いない。その事情をこの部落の世帯の所得構成の動向からうかがうと、つぎのようである。

第16表は、町役場の資料にもとづいて、沖波の「農家」一二五戸の、農業所得中にしめる農業所得と農外所得の割合を、階層別および三六・三七の兩年次別に比べ、さらに兩年間の各所得の増加率を見たものである。もちろん前記のようにこの農家所得は、かなり偶然性をふくみ、また表に注記したような制約もあるが、ただ、次のような動向をこの表に読むことは許されるであろう。

それはまず、農業への依存度(農業所得の比重)の、全階層にわたっての著しい低位性であり、平均三〇%余、三反未満層では二〇%に満たないことが知られる(実際はおそらくそれ以下、表の注記参照)。そしてこれを補う農外所得のうちでは、「その他の事業所得」が他を圧しており、全所得中の四〇%を越えている。とくに三反未満層では、三七年次には六〇%を越えた。しかも、この比率は、この三六、七年を比べても、なおも伸びつつあることがわかる。これらは当然予想されることでもあるが、この地方への急速な、そしてはじめての本格的な商品経済の浸透という点で、その意味は小さくないと思われる。所得・消費の両面で、現物的部分の著しい低下は明かであろう。このような中で、労働力は次第に、商品としての一一定の評価をうけるようになるであろうし、それに応じて、零細地片

第 16 表 経営規模別・年次別農家所得構成 (%)

		3反未満	3反～	5反～	7反～	10反～	15反～	20反～	平均	
昭和 三六年度	農業所得	16.6	24.4	33.8	43.9	47.8	65.0	100.0	32.7	
	農外所得	営業所得	17.2	6.0	0.7	3.4	1.8	0	0	5.5
		その他の事業所得	54.7	55.1	44.3	29.1	26.5	33.0	0	43.7
		給与所得	11.5	12.6	21.1	23.4	23.9	0	0	17.4
		その他計	0	1.9	0.1	0.2	0	2.0	0	0.7
合計	83.4	75.6	66.2	56.1	52.2	35.0	0	67.3		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
昭和 三七年度	農業所得	18.8	22.9	32.0	36.0	47.4	62.9	63.9	30.2	
	農外所得	営業所得	7.0	4.3	0.7	1.8	0	0	0	2.9
		その他の事業所得	61.0	47.4	44.7	32.5	31.0	32.6	36.1	43.7
		給与所得	13.2	18.3	22.5	29.6	21.5	0	0	21.0
		その他計	0	7.1	0.1	0.1	0.1	4.5	0	2.2
合計	81.2	77.1	68.0	64.0	52.6	37.1	36.1	69.8		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
対前 年比 (三七年/三六年)	農業所得	130.6	115.0	116.3	108.4	112.8	120.7	67.9	113.4	
	その他の事業所得	128.6	105.0	124.2	147.8	133.7	123.3	—	122.7	
	給与所得	132.3	177.4	130.6	167.4	102.5	—	—	147.8	
	農外所得計	112.1	124.6	126.1	150.7	115.1	132.5	—	127.1	
	総所得	115.2	122.3	122.8	132.2	114.0	124.8	106.3	122.6	

注 本表は、町役場の「町民税課税資料調査簿」より作成したものであるため、各所得の割合は、それぞれの所得控除を差引かれた数字を基礎に算出されており、また、「その他の事業所得」（出稼ぎ、日雇などの賃金所得がここに入れている）などでは、多少ともに事実とズレがあることが予想されるといった制約もあるが、本文の目的には充分に利用できると考える。

の意義は、徐々にうすれてゆくにちがいない。消費水準の上昇は、そのひとつの表われであり、永い間のいわゆる農民的基礎が、多少ともにすでに動きはじめていることは疑いない。

まことに述べたような、分散的、浮動的、また臨時的な雇用場面の拡大、あるいは佳地のたえざる移動といった事情は、このような中で促進されているのである。もとよりこれは、形の上では、この部落では、まったく新しいものではない。しかし資本主義の高度の発展が、それに漸次新しい「現代的」な内容と質を与えてきていることに留意すべきである。

この部落の基礎はやはり、変化しつつあるとみられる。ただ、その住民が、こうした構造、規制の解体に応じて、その主体性を確立し民主的脱皮をとげぬままに、問題が新しいより広い場面に移されようとして、むしろ注目すべき課題が横たわっているといえよう。

## 第二節 中 居

### (イ) 部落の地理的・歴史的概観

代表的な出稼ぎ部落として調査対象に選ばれた中居部落は穴水町の中心地より約五軒の地点にあり、町村制施行（明治二十九年四月七日）以来昭和八年六月三〇日まででは旧中居村として一カ村を構成していた。その後、旧住吉村大字中居として昭和二十九年三月三一日穴水町に併合されるまで旧住吉村の中心に位して来た。現在の穴水町大字中居は新宮、下出、町の三つの小字から成っており、その人口構成は次表の通りである。われわれの調査はこの中居地区の中の新宮（シンヤ）部落を対象として実施した。

		世帯数	男	女	計
中居	宮出	73	167	161	328
	下町	50	109	115	224
	吉町	48	94	116	210
住穴	水町	906	2,243	2,231	4,475
		3,946	9,094	9,469	18,563

（昭38年6月1日 穴水町役場調）

穴水町は最近の新市町村がそうであるように、町村合併によってかなり広域化しており総面積一八三平方軒に達しているが、このうち住吉地区は五二平方軒を占めている。住吉地区の大半は山林であつて（一平方軒当りの人口密度均九九・五人を下廻るだけで）なく、全地区の最低である。海岸線沿いに中居・比良・岩車などの部落が街村を形成しているほか、多くの部落は山

間に散在している。中居部落は穴水町の中心地から最も近い点に位置し、国道二四九号線沿いにある。しかも、国鉄穴水駅から能登町宇出津方面行の国鉄バスの便（一日一三往復、所）があるし、国鉄能登線中居駅は中居部落のほぼ中心、新宮部落の地内に設けられている。したがって、旧穴水町方面およびこれを經由して輪島・七尾方面との交通も、奥能登地帯としては比較的便利である。このことが、通勤労働者あるいは高校通学者を比較的多数生ぜしめていることは否定できない。

ところで、この中居地区は藩政時代には鋳物の町、内浦方面海上交通の要地として栄えたところである。近在に銑鉄を産する山（金クソ山）が二〜三カ所存したことも幸して、能登一帯の塩釜を作る部落として藩の保護を受け、最盛時には十四軒の金屋（カナヤ）があつたという。「中居は鋳物によって栄え、鋳物とともに衰えた所です」と「穴水の歴史」（科研究部編）九一頁に記されてある。同書によれば、鋳物業が栄えた理由は、鋳型を作るのに必要な石材、粘土、砂と燃料用の白炭（カタ）それに原料の銑鉄がこの地方に産出されたからである、とされている。銑鉄はこの地方だけの産量では不足したので、出雲、石見から海路移入していた。これには後述のように、中居が海上交通の要地であり、造船業も存在したことが幸している。鋳物業の始まりは、その元祖地である河内（現在大）から鋳物師が秋から冬にかけて出稼ぎに来ていたのが、何時の頃からか（室町時代）中居に定住するようになったことによる。その後前田藩は鋳物業を奨励し、三代藩主の時から製塩用塩釜を中居の鋳物師（シモ）が作るようになり、塩師（シオ）はすべて中居鋳物師から塩釜を借受けて製塩に従事する定めであつた。製塩は藩の厳しい統制に服していたから、鋳物師は塩釜の貸与関係を釜根帳（カマ

ウ)に記し、借賃を徴収した(なお塩釜の所有権は)。これに因んだ話として、かつて羽咋の塩師が高岡製の塩釜が安く距離も近いのでこれを使用したところ、藩の役人に分ったためお叱りを受け、中居の塩釜を使用するよう厳命されたという記録がある。

中居鋳物師は鍋釜以外に包丁、小刀、釘、きりなども作ったし、寺の釣鐘も作っていた。当時は、名工も出たというが、藩の保護に馴れ技術の研究に努力しなかつたため、漸次高岡鋳物に圧倒されるようになり、明治になって藩の保護がなくなると俄かに衰微したようである。そして中居には僅か三軒の吹屋(金屋ともいう)しか残らなくなった。鋳物によって生活した村民の大半は、北海道その他へ左官などとなって出稼ぎに行った。鋳物師は鋳型を粘土で作っていたから、余技として壁塗りをすることもあった。そうした伝統の技術を頼りとして転業したというわけである。今日の左官を主とする出稼ぎ労働の隆盛は、これに端を発している。

他方、中居は昔から交通の要地でもあった。中居港は穴水港とともに水深く、大きな船の寄港に適していたため、海上交通の二中心でもあった。前記のように、中居鋳物の原料である銑鉄を出雲・石見から取寄せていたというから、舟による交通はかなり開けていたと考えられる。幕政時代には、中居に万年屋ほか四軒の廻船問屋があったとの記録がある。行く先は主として北海道方面で、積荷は油釜(ニシンの油)、繩、味噌、米などで、帰りはニシンなどの海産物を持帰っていたとのこと。その他、東北地方(積荷は建築用)、九州唐津(積荷は)、出雲・石見、富山(積荷は)との往来もあったと記録されている。また陸上交通の方も、内浦街道(今浜一所口―穴水―宇出津)の沿道に当るため、宿駅が置かれていた。

中居が内浦方面海上交通の要地として果した役割は、明治・大正を通じて変らなかつたが、昭和七・八年頃国鉄バスが穴水・宇出津間を走らせるようになってから、大きく変貌したといわれる。それ以前は、穴水―中居―岩車―鹿波―甲―沖波の能登商船航路の要衝を占めていたので、商船が現在の御蔵橋付近に寄港していた。したがって、当時はこの辺りを中心として新宮・町はかなり繁栄していた。大正末期において、新宮部落内に料飲店七軒、そば屋三軒、菓子屋六軒があつたというから、現状と比較して時勢の移り変りの大きいことに驚くはかない。雜貨店二軒、自転車屋一軒、風呂屋一軒(ほかに、巡查派出所、郵便)のさびれた出稼ぎ部落を視たもの眼中では、ちょっと想像しにくいことである。ともあれ、内浦方面への陸上交通が発達するにつれて、皮肉なことではあるが中居は街道筋の一部落として衰微していくよりほかはなかつた。このことについては、さらに二つの要因が加わっているように思われる。

第一は、沿岸漁業の衰退である。明治中期頃までは七尾湾北湾で相当の漁獲量があつたため、中居でも(漁師は中居南に多かつたという)漁業に従事するものがかかりあつたという。それを裏付けるものとして、中居の釜屋では塩釜のほか油釜(鰯油採)も作っていたとの話がある。漁が不振になつたことも、左官を主とする出稼ぎ労働の慣行を生み出す一因となつたといわれる。第二は、中居が農村として発展していくための自然的環境に恵まれていないことである。中居のうちでも下出部落は比較的、農地や山林に恵まれているが、調査対象部落の新宮と町(町部落の方が新宮以上に農村としての性格が濃かつた)は、地図を見れば明らかなように、農林業で生計を立てていくための基盤を全く欠いている。かくて、中居とくに新宮は交通の要衝として消費経済に依存して栄えてきた部落であつただけに、その意義を失

つたとき部落の人びとの通る途は自ら明らかであった。鋳物や漁業も衰微して農地や山林も持たない貧乏部落の人びととしては、伝統の技術を生かして出稼ぎに出るか、あるいは比較的便利な交通の地の利を生かして通勤労働者となるほかに生計を立てる途はなかった。

(四) 部落の経済構造と社会構造

新宮部落が農村としてはほとんど価値のない部落であることは、次に掲げる六〇年センサスが明らかに物語っている。調査時現在の世帯数は七二戸であるから、農家戸数は約三分の一に当る。しかし、その大半は三反百姓であり、飯米農家でしかなく、一町以上の経営農家は一戸に過ぎない。全部落の耕地面積合計が八町一反であるから、農家一戸当りの経営面積の平均は三反二畝ということになる。農産物販売額年二万円を越える農家は一町一・五町経営層の前記農家一戸のみであるから、他はすべて農家らしい農家ということとはできない。したがってほとんどの世帯は非農業に従事せざるをえないのである。今回の調査では、第三表の示すように、主として農業に従事するものは二名に過ぎない。(六〇年センサスと多少時点を異にすること、集計方法の) (異なっているが、調査相違点に由来するものと考える)。したがって、全世帯の所得構成中に占める農業所得の割合も著しく低い。第四表によれば、それは僅かに四・六%にしか当らない。農業所得が一般に把握困難であるという事情を考慮に入れても、新宮が通常の農村の範疇からはずみ出していることを了解できるであろう。住民の主な所得は給与所得(五九・)であり、その他の事業所得(三・)である。この中では、左官としての所得が大きな部分を占めるこというまでもない(他出者も六水町民として住民税) (もちろん、建設労働の特殊性(を負担しているものが多いから)。

第 2 表 1960年世界農林業センサス (六水町新宮)

①戸数

農地所有総戸数	47
農家戸数	25
非農家戸数	22

②経営耕地面積別農家数

3反未滞	14
3反~5反	7
5反~7反	3
7反~1町	0
1町~1.5町	1
1.5町以上	0
計	25

③ 農家類型別農家数

農産物販売額2万円未満	専業	0
	兼業	1680
農産物販売額2万円~10万円	専業	0
	兼業	100

④経営土地面積

耕地	田	5町0反3畝18
	果樹園地	7:00
地	畑	2:1:00
	計	2:8:00
山	林地	2:8:4:20
	計	8:1:6:08
宅	林地	16:5:8:17
	計	8:6:15
経営土地総面積		25:6:1:11

(注) 販売額10万円以上の農家数は皆無

として会社形態をとる企業に雇用されていない限り所得税の源泉徴収もなされていないから、その実収入の把握は農業の場合よりはるかに困難でありその実額は第四表の額をはるかに上廻るものと推定される。新宮が農村らしからぬ性格の部落であることは、これによっても明らかであろう。

ところで、最近の農業は主婦農業だとか、三ちゃん農業だとか一般にいわれている。兼業化が促進したと、省力栽培の技術が進んできたことなどがその原因であるが、またそのために、農村の主婦は昔よりもかえって忙しくなったとの声も聞く。沖波部落の調査も示しているように、主婦の中でも農業に従事するもの割合(約八)および農業従事者の中で主婦の占める割合(約六)はともに高率であり、農業の担い手はまさに主婦に移ったといつてよい。しかるに、新宮の場合は第三表が明らかにしているように、主婦で農業に

第 3 表 (イ)16才以上全世帯員就労状況 — 現住所 —

	不就業	自営		職員労働	賃労働・その他	左官大工	看護婦・助産婦	高校在学	計
		農 業	非農 業						
世帯主	19	3	9	18	7	2	1	0	59
	16	14	6	2	3	2	2	0	45
配偶者	0	0	1	4	0	1	0	0	6
	0	0	0	0	0	0	0	2	2
長男・三男その他	12	5	1	10	2	0	1	7	38
	計	47	22	17	34	12	5	4	9

- 注 (1) 職員労働とは、教員、公務員、公企体職員、民間会社職員、団体職員を含んだ概念  
 (2) 賃労働・その他には日雇労働者のほか僧侶などの自由業に従事するものを便宜上含ませた。  
 (3) 長男、二・三男の区別は現在者のみに関する。長男が死亡しているときは、戸籍上の二男も長男として分類した。

第 3 表 (ロ)16才以上全世帯員就労状況 — 他出者 —

	左官大工	職員労働	賃労働・その他	看護婦	大学在学	不就業	計
配偶者	0	0	0	0	0	0	0
長男	17	4	1	0	2	0	24
三男	2	0	0	0	1	0	3
その他	6	3	3	3	0	1	19
計	36	7	5	6	3	1	58

- 注 (1) 現に居住してはいないが、なお住民登録が新宮にあるもの、すでに住民登録は他出先に移しているが、なお留守家族(配・子)を新宮に残しているもの、および未婚者でここ三年以内に他出したものを含む。  
 (2) 就労区分は(イ)表に同じ。

従事するものの数は僅かである(約三分)。しかも経営面積は三反前後であるから、主婦農業というには遠い現状である。かえってほぼ同数のものは専ら家業に専念している。働くだけの農地を保有していないこと、農業外収入によって家計の維持が可能だという世帯が相当数を占めていることが、こうした結果をもたらしていると考えられる。

右に述べたように、新宮は非農村といった方がふさわしい。この部落は最初に断つておいたように、典型的な出稼ぎ部落なのである。第三表(ロ)の他出者総員五八人のうち三六人(四人を占める)

第 4 表 昭和37年度町民所得構成 (新宮)

農 業 所 得		831,920円	4.6%
非農業所得	その他の事業所得	5,070,800	28.3
	給与所得	10,678,408	59.6
	営業所得	1,090,000	6.1
	配当所得	250,000	1.4
	小計	17,089,208	95.4
合 計		17,921,128	100.0

注 (1) 昭和38年度町民税課税資料調査簿より集計した。  
 (2) 新宮部落71世帯 (うち13世帯は無課税) の合計分。

みる如く、「出稼ぎ」は単に長男や次三男に特有な労働形態ではない。「左官」という特殊な職業の性格(需要は都市、とくに建築ブームに由来することではあるが、世帯主といえども良い収入を得ようとする限り出稼ぎ労働に否応なしに従事せざるをえないから、益・正月または冬の一時期を除いて常時、生活の本拠を留守にする世帯主の数は相当に多い。以前は、冬期間は壁塗りができなかったから(住宅用日本家屋の工)三月下旬に村を後にして十一月頃には戻ってくるという習慣だったというが、コンクリート建築での仕事が増してきた今日では、冬期といえども仕事の途絶えるこ

までが左官なのである(このほかにも、すでに他出先に世帯別けをした出稼ぎ左官が約八人いることが調査表により確認され)。だから、新宮は中居だけでなく川住吉村一帯に広がっている左官出稼ぎ地帯での代表的な部落といえることができる。その事情をさらに述べておこう。

前掲第三表(向)

とはなくなつた。勢い左官工は一年中家庭を留守にせざるをえなくなつたというわけである。しかし、それだけに以前とは比較にならないくらいに収入も良くなった。以前は、出稼ぎ期間中の収入を冬期に喰いつぶすため生活は楽ではなく、米代の掛金回収にも米屋は苦勞したという(以前米屋であつたK氏談)。北海道・東北方面出稼ぎ先への旅費の工面にも、毎年のことながら苦心していたという話もある。三月頃になると、冬期の喰いつぶして現金も底をついていたからである。ところが、現在は全く事情を異にしている。建築関係の職人の給与は一般に良くなつているが、左官の場合もそれに洩れない。前掲の課税資料調査簿からはその実態は明らかでないが(町当局もいるように、出稼ぎ先の収入の実態は正確)、留守家族に対する聴取調査と関係方面(中学校・職安・町など)の話を総合して判断すると、弟子入り後五年前後で一人前の職人として待遇を受けるようになり、日給一三〇〇円から一五〇〇円を得ているようである。中小企業の工員として就職するのと比べて格段の差がある。したがって、腕の良い左官になると年明けつと三、四年しかならないのに、アパートを経営しているものさえいるという話である。まして、職人を数人抱える親方ともなれば景気は一段と良いから、若いものは我も我もと縁故就職をし、土地に産業を興せというような話には見向きもしないともいわれれている。裸一貫で独立し、成功するチャンスの残されたほとんど唯一の職業だということが、左官ブームをまき起している理由であろう。二重生活上の経費増や職業の特殊性からくる支出費の多額(宵越しの金は使わぬ)などを考慮しても、留守宅への月々の送金は安定したものであり、田舎の生活費としては十分なものようであつて、出稼ぎ家族の生活程度はかなり上層に値するといふ感じをわれわれは抱いた。家屋も土建業関係者だけ

に、いずれも田舎としては立派であり、主婦達も専ら育児と子供の教育を中心とした家事に専念しているという印象を受けた。前記第三表(1)に見られるように、主婦の就業率(世帯主の不就業一九のものが相当含まれて)は最近の農村の傾向とはかなりずれており、昼間は主婦はほとんど家に残っていないという現象はこの部落ではみられない。後に記すように、婦人会の会合や婦人学級に参加する暇がなくなったという声は、ここでは聞かれないのである。

また、ここは出稼ぎ労働ほどではないが、通勤労働の盛なところでもある。近在に工場らしい工場のないこの地帯では、通勤労働といつても教員、公務員、公企体労働者などがその大部分を占めているが、交通が比較的便利なことの影響して一・五世帯に一人の割合で賃金生活者がいる。この点も、新宮を農村らしからぬ部落にさせている原因である。この地域は昔から外からの刺戟を絶えず受入れてきたが、部落外に職場をもつ住民がこのように多数存することは、部落の閉鎖性をかなり救ってきたといつてよからう。しかし、こうした傾向が最近に至って多少変わりつつある。出稼ぎ労働への傾斜がますます度を深めていることは、前記の通りであるが、進学して教員となりサラリーマンとなる希望者は減少しつつあるという。新宮部落七一世帯の中で、現に高校以上の上級学校に在学しているもの数は、僅かに一二人に過ぎない。出稼ぎ部

第 5 表 (イ)新宮部落現住者人口構成比

	男		女		計	
	人	%	人	%	人	%
60 才 以 上	12	9.5	29	18.6	41	14.5
50 才 代	8	6.3	12	7.7	20	7.1
40 才 代	10	7.9	21	13.5	31	11.0
30 才 代	10	7.9	21	13.5	31	11.0
20 才 代	2	1.6	14	9.0	16	5.7
10 才 代	50	39.7	28	17.9	78	27.7
10 才 未 満	34	27.0	31	19.9	65	23.0
計	126	100.0	156	100.0	282	100.0

注 (1) 昭38年8月5日～9日聴取調査により確認した数字。  
 (2) 第1表の数字との食違いは、町役場調査の分には、現住しないが、住民登録がなお穴水町に存するものを含むことに由来している。

第 5 表 (ロ)現住人員別世帯調

8人世帯	2戸	3人世帯	11戸
7人 "	3 "	2人 "	9 "
6人 "	9 "	1人 "	6 "
5人 "	10 "	計	71 "
4人 "	21 "		

右にみたような部落の経済構造は、これと表裏の関係にある社会落にあつては、通勤労働者は部落の中核をなし地域社会のリーダーである。こうした層の後継者が途絶えていくことは、部落の将来にとって大きな問題といわざるをえないであろう。もちろん進学者が部落に留まりあるいは地元で就職するとは限らない。しかし、それだけにかえてますます問題は深刻な要素をはらんでいるともいえ



構造にも反映している。第五表(イ)にみるように、二〇代の青年は男女ともに少ないが、とくに男の二人という数字はいかに出稼ぎが部落の人口構成を歪めているかを物語っている。のみならず、二〇代以上の各世代を通じて男子の人口は女子のその四三%に過ぎない。したがって、一世帯当り現住人員は四人にしかならない。農村家族の平均をかなり下廻る数字である(三五年国勢調査における全国の平均六・九七人と比較せよ)。年令別人口を穴水町全部のそれ、および全国と比較した場合(第五表(イ)、(ロ))、二〇代・三〇代の男子と二〇代の女子が著しく少ないことに気付く。ともに出稼ぎの及ぼす影響である(後掲第七表を見れば、女子の出稼ぎが(繊維工場を中心にして)分る)。穴水町全部を眺めると、少ないながらも二〇代の青年が男全体の一割を占めているから、出稼ぎ地帯中でも新宮は特別の位置にあるといふべきである。新宮はこの数字が示すように、「男のいない村」である。前掲第三表をもう一度眺めていただきたい。長男の現住者が六人しかいないのに対して、他出者は二四人を数える。このように、あとりの圧倒的多数が家を後にして他出しているのである。二・三男が家に残っていないことも同様である(他出者も僅か三人になっているが、それはすでに世帯別れ)しかいないことになっているものが多いことを意味する)。この部落から通勤して働こうとするのに恰好な職場のないことが、こうした結果を招いている。

第 5 表 (イ)穴水町住民人口構成比

	男		女		計	
	人	%	人	%	人	%
60 才 以上	915	10.4	1,055	11.3	1,970	10.8
50 才 代	890	10.1	912	9.7	1,802	9.9
40 才 代	908	10.2	1,064	11.4	1,972	10.8
30 才 代	1,200	13.6	1,350	14.4	2,550	14.0
20 才 代	995	11.3	1,311	14.0	2,306	12.7
10 才 代	1,877	21.3	1,754	18.7	3,631	20.0
10 才 未満	2,038	23.1	1,910	20.4	3,948	21.7
計	8,823	100.0	9,356	100.0	18,179	100.0

第 5 表 (ロ)全国10才階級人口構成比

	男	女	計
	%	%	%
60 才 以上	8.2%	9.6%	8.9%
50 才 代	8.4	8.4	8.4
40 才 代	9.9	11.2	10.5
30 才 代	14.2	14.8	14.5
20 才 代	17.8	17.5	17.7
10 才 代	22.4	20.9	21.6
10 才 未満	19.0	17.6	18.3
計	100.0	100.0	100.0

若いあとりのいなくなったこの部落には、一人世帯や二人世帯の世帯が多い。その中には、九三才の一人暮らしの老婆(二人の息子として他出)の子供がなく養子もできなかったため和裁仕立で生計を立てている六七才の婦人、後妻の子が成人してしまつと追出されてよるべもなく生活保護を受けている七六才の老人、二男四女すべて他出してしまひ地元でたった一人暮している六六才の大工、一

男三女全部東京に就職または嫁入してしまい、いずれ嫁入りした娘のところまで世話になるほかあるまいといっている七〇才の助産婦など、ひっそりと一人住んでいる老人が六人いる。また、二人住いの人びとの中には、三男三女すべて他出したため老夫婦だけで暮している元村長の団体役員、子供がないため養子を望んでいる四九才の薪炭・木材業者、四男全部他出し(うち三人)自分だけ地元で左官稼業をしている六〇才の職人夫婦、二男二女他出してしまい病弱な娘と二人暮らしをしている六〇才の給食婦(負業であった)、家付の娘が二人の息子を連れて出稼ぎ先の夫のところへ転出したため、残された一人の孫の面倒をみている六六才の老女、夫が左官として出稼ぎしているため中学生の養子と留守を守っている主婦(子供は通勤できるところへ)など九世帯がいる。これらの小人数家族の中には、子供達を成人させてしまつて気楽な老後の生活を送っている人びともないことはない。しかし、それはむしろ例外的存在であり、その多くは通常の家族構成からみればきわめて不自然な老人と就学児童からなる家族形態である。三人世帯や四人世帯の家族中にもこの種のもの少なくない。能登の旧塩浜地帯では働き手がいなくなつたため、この近年赤坊の誕生があると部落民全部が見物に来るほどだとの話もあるが、いくら出稼ぎ地帯とはいえ、ここではそうした現象はみられない。通勤労働者がある程度存在すること、および出稼ぎ労働者も留守家族を残しているため、就学児童や未就学の幼児はそんなに少ないことはない。六才未満の幼児もここでは男女それぞれ一七人と一六人計三三人存在する(第五表(イ)と比)。したがって、それだけ子供の躰問題や教育問題は父母の揃つてい

る家庭から成る普通の地域社会と比べて一段と深刻な課題である。

## (イ) 住民の就労・生活状況

前節で新宮部落の住民の就労・生活状況についてはすでにある程度触れた。ここでは、それを補足する意味で、周辺の部落のそれを含めて若干の資料を付加しておきたい。昭和五年の国勢調査によれば、中居地区全部の十五才以上の人口は四九一人であるが、その就労状況は次表の通りである。農業従事人口が若干上廻る率を示しているほか、新宮のそれと大した差異は見られない。建設業の多いことも、こちら一帯が左官の出稼ぎ地帯であることを考えれば容易に背ける(国勢調査の調査対象者は調査地域に常住している人となつていないが、不在者でも不在期間が三カ月以上にあつた者とは対象)。その六割までが雇われ左官であり、大工であることは、出稼ぎブームが比較的近年の傾向であるため若年労働者の占める比率が大きいこと、建設業の企業規模が大きくなりつつあることと比例して左官や大工の場合にも一人親方的存在が困難になりつつある事情を反映するものであろう。雇用者のある業主が一人しかないというところは、出稼ぎ先で事業主となつた場合、国勢調査の性格上、地元の集計には上つてこないのでみられる。新宮からの出稼ぎ左官でも、成功をして事業主となつている事例は二、三に止まらない。

先にも述べたように、左官出稼ぎは近年著しく盛になつてきている。本年度住吉中卒業生の進学就職状況調べる見ても、そのことは歴然としてゐる。男子卒業生の正に五割までが建設業(その九割ほど定される)に就職しているし、就職者だけについていえば、実に八五割を占めてゐることになる。建設業就職者の就職地別をみると、県内一三人、東京・大阪各六人名古屋五人となつており、県外は三大都市に集中していることが分る。このような就業動向の結果とし

第 6 表 中居地区就労状況調

		総 数	雇 用 者 の あ る 業 主	雇 用 者 の な い 業 主	家 族 者 従 業 者	官 公 的 雇 用 者	民 間 的 雇 用 者	民 間 的 雇 員
不 就 業		159	—	—	—	—	—	—
就 業	農 業	114		53	59		2	
	林 業	1			1			
	漁 業	4		3	1			
	鉱 業	3		1			2	
	建 設 業	81	1	27	4	1	48	
	製 造 業	22	2	10	2		8	
	卸 小 売 業	28	1	20	4		3	
	金 融 業	1					1	
	運 輸 通 信 業	16				7	9	
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	2					2	
業	サ ー ビ ス 業	53	1	9	6	25	9	3
	公 務	7				7		
	小 計	332	5	123	77	40	84	3
総 計		491						

注 (1) 国勢調査分類表によったが、区分表示は適宜省略した、例えば、金融業とは「金融・保険・不動産業」のことである。

て、男子の場合の進学率は四割に止まっている。女子の進学率が五割に達している（就職者のうち定時制進学者をも加えると、非進学者を加えて上廻る）のと対照的である。そして、このように進学率の低い地域（穴水中を除く農村部の五中学校全体の三八年）においては、（度進学率は、男子三六％、女子三八％である）においては、改めて中学校における教育の在り方（受験本位の教育によつて毒されてはならないように思われる。景気の悪い建設業が就職先であれば、彼等は食うに困ることはないであろう（住吉中だけでなく、穴水中二三人、兜中一五人）人、伊久留中八人と建設業に走るものは多い）しかし、都会にあつて一人前の社会人として立行くための常識と教養を義務教育九年間の間に身につけて得ていようか。純朴な農村育ちの少年が刺戟の多い都会に出て間違ひなく着実な人生を送るだけの素養を修得しているのだから。学校教育のみならず、社会教育としても一つの課題というべきである。

次に、新宮部落七一世帯の所得水準について若干の検討を加えてみよう。前掲第四表に示す通り、七一世帯中一三世帯は県民税および町民税の所得割を課されていない。したがつて、これらの所得を知る手掛りはない（もつとも、このうち帯であり、残りの一〇世帯もせい）。ところで、これらの課税所得は総収入から必要経費および同相当額を差引いたものであるから、給与収入の例にならつて逆算すると（給与収入万円以下の場合には約二割の勤労控）、実収入はほぼ次のようなものと推定される。所得額合計一七九二万円を七一世帯で割ると、一世帯当り二五万二千円となる。これを全部給与所得であるとみなして前記のように逆算すれば実収入は三二

第 7 表 卒業後の状況調べ（住吉中）

		男	女	計
総	計	65	81	146
進	学	26	40	66
	職	39	41	80
	建	33	0	33
	織	0	19	19
	織	0	3	3
	製	4	4	8
	卸	0	3	3
	運	0	1	1
	サ	2	8	10
	そ	0	3	3

注 (1) 昭和38年度学校基本調査による。  
 (2) 住吉中下中居のほかに、岩住車波志、藤巻諸落を包含している。

万五千円余ということになる。この額は三五年における全国農家平均所得四万七千四百円（世帯員五・七一人）と比較してかなり低い数字である。しかし、新宮の場合一世帯当り人員が四人に過ぎないから、一人当り所得についてみると八万一千円となり、全国農家の八万二千四百円と大差ないことになる。時間的に二年のズレがあるが、出稼ぎ世帯の収入把握が困難な事情にあること、および一部の低収入世帯の存在（無課税世帯）を考慮に入れると、農村としてはほぼ全国平均の線であると推定して誤りはないであろう。能登地方一帯が平均して低所得しか得ていないことと比較すれば、新宮の稼しは一応水準以上にあるということも可能であろう。しかし、これも平均的にみた場合の話で、推定収入年二〇万円に満たない世帯は二一を数える（この中には出稼ぎ収入の査定が低過）。他方、一〇

〇万円を越えるかこれに近いと推定される世帯が五世帯も存するから、所得格差は意外に大きい。こうした社会の歪みが、少しでも収入の多い出稼ぎへと青年や子供達を向けさせ、親達もできることから手取り早く高収入の得られる職業へと子供達の将来を考えさせる原因となっている。

### 第三節 河内

#### (イ) 河内部落の概況

穴水駅がある町の中心部から約五〜六キロ、山王川をつくる谷沿いに大町、宇留地、出村などの部落をすぎて西へのぼったところに戸数七〇戸の河内部落がある。

昭和二九年から、駅前と部落との間に国鉄バス「河内線」が開通し、現在は日に四往復がかよっている。部落のなかには、これで河内が中心に結びついたと感じている人もすくなくなかった。バスが開通した前後から、この道路（県道）を木材を積んで走る三輪や小型トラックの数もふえた。片側がガケになっている中四メートル内外の道路は、舗装がないので中央が尖りし両側にわたちの窪みが深くなった。道は部落の入口で一度、部落のはずれでもう一度山王川と交錯する。その先は、汁谷、越渡などの部落をへて鳳至郡境をこえる。河内から先はバスはない。

このあたりでは、谷は川沿いのわずかの耕地をのこしてすぐ山になる。だから、ここでは部落の耕地は戸あたりになると五反歩あまりにしかならない。部落の住民は、統計上は農家ということになってはいるが、農家にしても自給的な飯米農家という方が事実に近い。ここまでは能登のありふれた部落の例と変りはない。とくに奥

能登では、どこへいってもこうしたことは普通のことである。だが、河内部落には通例にはない変わった点がいろいろある。

最近の経済発達のため現金支出を要する生計費が増加することはいかに自給農家でも例外ではないから、能登では近年あらゆる種類の出稼ぎが非常に増加してきた。今回の調査でとりあげられた沖波・中居の両地区でもこの現象はいちじるしい。それだけでなく、新卒若年労働力の多くが能登をはなれて外へ流出している。これらの条件がかさなって、能登ではどの町村でも人口減少が著しく、戸数の増加する部落などはまったく珍らしい。だが河内とはいえば、この珍らしい部落に数えねばならない。昭和三五年までは部落の戸数は六七と報告されていた。現在はそれが七〇戸になっている。理由は分家が出たからである。もともと分家といっても普通に考えられる農家の分家と様子が違うだろうことは想像できるであろう。部落はもと五班に分れていたが、戦後もう一班がふえた。部落の入口にかかった橋をへだてて外側にその第六班がある。その場所を部落では「新宅街」とよんでいると聞いた。そこには若夫婦と子供達だけというはなはだ農村的ではない家族が主に住んでいる。こうした家族も農業をやらなければいけないが、せいぜい本家の手伝い程度である。といって外へ通勤しているわけではない。かれらの「勤め先」は、すくなくともいまのところ部落のなかにある。新宅街のような家族はもちろんに河内でも少数にすぎないが、その例をもちだしたのは、かれらが河内部落の住民のほとんどがもつ特徴を集約してもっているように考えられるからである。この部落の「農家」といっても、よそで出稼ぎや災害復旧の工夫にでているのと同じように、あるいはそれ以上に、賃労働兼業の比重が高い。ただ、その雇用口がここでは部落内にあるというのが大きな違いなのだ。

である。

その雇用口というのは河内のもうひとつの特徴である。林業である。河内は、全町を通じて最大の、台帳面千数百町歩の山林をもち、また能登全体を通じて最も林業がさかんな部落である。だが特徴というのはそれだけではない。能登は平地より山地の方が問題にならぬ程多いから、林業はむしろありふれた産業である。しかしその基本的な性格は依然として農家副業の段階にある。この最も代表的なものは炭焼きであった。それが没落してからは果樹(くり)、しいたけなどがそれに代るものとして考えられはじめている。炭焼き(雑木林)がさびれたために、能登で用材林の経済的比重が高くなったが、それでもさきの基本的性格はあまり変わっていない。ところが、河内林業はこの広い背景から全く無縁ではないにしても、雇用労働を用いる。規模のかなり大きな経営が戦後三〇年頃からおこなわれているのである。この差異をわれわれはのちに、ある意味で強調することになるであろうことを予告しておきたい。部落でこうした経営をおこなう山もちと考えられているのは六、七の家であり、千数百町歩の山林は実質的にすべてがこれらの家によって所有され、一方それ以外の部落の住民の大部分がさっきのべたようにこの林業経営の労働力として雇用口をみいだしているのである。穴水町は、かつて住吉港がさかえていた昔から能登木材の富山方面への積出地であったという背景がある。それにもかかわらず戦後までこのような林業経営が成立しなかったことが、むしろ発展の乏しさを物語るといえる。もちろん先覚者の事蹟が残っていないわけではない。にもかかわらずなぜこんにちまでかくも停滞的であったのか。社会教育が住民の向上に役立つものであるならば、その問題は地域の社会教育活動が考えてみるに値するものだろう。しかしそれにも

まして戦後ようやくこうした発展がおころうとしていることの意味とそのなかにわだかまる問題点こそ、同じ角度から考えらるべきものといえる。

さて、河内部落について特筆すべきことはまだある。そのなかでもつぎのことは、まえがきの最後にせひのべておくべきだろう。すなわち、穴水町政全体の主な管理者層のほとんどが、現在この部落に集中していることである。町長のF氏をはじめとし、穴水農協（最近合併し全町一組織となった）の現組合長I氏（その子息が現在河内部落の区長をつとめている）、元教育委員会会長、現町中央公民館長のM氏。また現県会議員S氏、事情あって辞任するまで町会議員であったT氏もかぞえることができる。このような管理層の集中に対して、町民はひそかに穴水町の官庁街という敬称を河内部落に呈しているとも聞いた。集中化の理由は、かつての郡内最大の地主であり県政界に名の高い人士を生んだ（上記F氏の先代）という「伝統」もたしかに無関係とはいえないが、さきにも述べた、またのちにもっと詳しくのべるような河内林業経営の特殊な発展が大きな背景になっていると思われる。

#### (四) 部落の経済構造

部落の経済構造という語は、本来ならば奇妙な表現であるかもしれない。なぜなら、近代以降の発達した経済のもとにおいては、経済の基盤は部落などよりはもっとはるかに大きい地域経済圏や国民経済のような単位で考えるのが本筋であるともいえるからである。そうした基盤に立つ経済構造のなかで、一定の地域（たとえば河内）に住む住民は各個独自に生計をたてるために、たとえば労働者としてこれらと関係をもつことになるのであり、かれらの間に市民

としての近隣関係はあってもかまわないが、そうした労働者が河内という地域には何名おり、またたとえば穴水町という自治体のなかでこれら労働者が享受する施策がどのようであるか等ということ以上は部落の経済構造をいうのは異様なことにちがいない。だが、われわれのばあいには河内の地域を問題とする際にこの語を用いた方がよいような事情があると考えられるのである。

その理由は、第一に河内の住民がまだ自給的な色彩の強い農業から脱却せず、そのことのために経済基盤がふるくからの生活の基盤である部落からひろがりえなかつたことにある。これは、ある程度わが国農村に共通する事情であつたが、このばあいにはひとつには耕地の極度の零細性のゆえに、もうひとつには第二の理由と結びつくことによつていっそう強められている。ところで第二の理由とは、河内における林業資本の生産過程において、部落秩序がそれと有機的な関連をもつて機能していると考えられる事実である。現在、ともかくもここにおける山林地主層が林業資本として発展しようとしていることは、のちにのべるが、これらの資本は、いづれも部落の頂点に位置する層であるばかりでなく、その労働力は全く部落内から調達され、その労働力統轄にはもちろん部落的秩序がすくなからぬ役割をしめることはうたがいない。このばあいに、理由の第一であげた自給的零細耕地の存在はこうした関係をなり立たせる有力な一条件となつているのである。

したがつて、部落の経済構造という表現のもとに、以下では林業資本の再生産構造を中心においた関連を分析することとなる。こうした問題をとらえることは、この部落における様々な集団の機能を把握し、社会関係の質を評価し、ひいてはここにおける住民の要求を基礎として展開される社会教育活動の方向を考えるうえで基本的な

前提であるといえる。本項では、まず河内部落の農業経営の特徴について概観しつぎに林業資本の特徴について述べることにする。なお次項内では、住民の労働と生活の視点をも加えて、以上のふたつの関連をより具体的にとらえ、それが今後どのような展開をふくんでいるか、いかなる問題が発展しようとしているかを検討したいと思う。

(1) 河内部落の農業の特徴

奥能登における農家は、大部分がいわゆる五反百姓であるが、河内においても事情は全く同じである。河内では、部落の土地面積のうち耕地面積の比率はわずかに二〜三%にしかあたらない。これは、山林面積が穴水町内のどの部落とくらべてもきわめて大きいことにも影響されているが、それだけでなく、地理的条件からいっても耕地化されているのは谷あいのごくわずかな部分にすぎない。耕地としての質ももちろんあまりよくない。それにもかかわらず、耕地の約九〇%までは水田である。

昭和三五年世界農業センサスによれば部落の総耕地面積は三三町六反五畝、そのうち水田面積は三〇町一反八畝にあたる。これを六七戸中六三戸の農家戸数に割りあてれば、一戸平均は水田四反八畝、畑五・五畝、合

第 1 表 経営階層別戸数

	戸 数	比 率
3 反 未 満	13戸	20.6%
3 反 ~ 5 反	17	27.0
5 反 ~ 7 反	19	30.2
7 反 ~ 10 反	11	17.5
10 反 ~ 15 反	2	3.2
15 反 ~ 20 反	1	1.6
計	63	100.0

第 2 表 作物構成、収穫・販売戸数

	種 数	取 穫 面 積		販 売 戸 数	取 穫 量
		取 穫 戸 数	取 穫 面 積		
水 陸 小 大 甘 馬 鈴 高 野 果 樹 業 飼	稲 籾 麥 麥 薯 芋 類 菜 類 果 樹 物 業 (な の 他 の 作 物 飼 料)	63 戸	29 町 1 反 7 畝	45 戸	90,447Kg
籾	—	—	—	—	—
小 麥	5	2	1	—	121
大 麥	42	1	1 3	—	2,300
甘 藷	41	4	4	1	6,758
馬 鈴 薯	55	9	6	—	15,868
芋 類	54	1	6 0	—	—
高 菜 類	—	—	—	—	—
野 菜 類	53	1	6 0	—	—
果 樹 物 業 (な の 他 の 作 物 飼 料)	—	—	—	—	—
飼 料	10	1	9	7	—
飼 料	5	3	5	1	—
飼 料	—	—	—	—	—

こうした零細な米作を大部分とする農業が飯米の自給を主目的とするものであることは推察するまでもない。作物構成は別表の通りであるが、米を主力として他は麦、いも類、野菜等のわずかの自家用作物ばかりである。いわゆる換金作物の

第 3 表 販売額別戸数

	戸 数	比 率
販売なし	17戸	27.0%
5万円未満	35	55.6
5~10万円	8	12.7
10~20万円	3	4.8
20万円以上	—	—
計	63	100.0

(一戸平均販売額 28,254円)

計して五反三畝余にしかならぬ。経営面積階層別にみても、五反未満の家が全体の約半分、七分未滿までで、すでに八〇%に近くなる。

第 4 表 農 業・兼 業 就 業 状 況

		農業だけに従事		農業と兼業に従事				兼業だけに従事		いずれにもない		計
		仕事主	その他	農業が主		兼業が主		仕事主	その他	病弱令	その他	
				仕事主	その他	仕事主	その他					
男	16~59才	1人	1人	7人	1人	66人	1人	1人	1人	1人	2人	77人
	60才以上	—	—	1	—	6	—	1	—	4	—	12
女	16~59才	50	3	20	—	9	—	—	—	—	4	86
	60才以上	2	6	—	—	1	—	—	—	4	2	15

類もほとんどないとい  
 ってよい。(なお家畜  
 類は役牛が一〇数頭い  
 るほかは特筆すべきも  
 のはない。)このため、  
 部落の農産物販売額は  
 きわめてすくなく、一  
 戸平均三万円に達しな  
 いし、全く市場に販売  
 しないものも三割近く  
 ある。そもそも穴水町  
 全体の農業の自給率は  
 高く、たとえば米は町  
 全体で七〇%以上が自  
 家消費されているよう  
 であるが、この部落に  
 おいてもその率はおそ  
 らく勝るともおとらな  
 いであろう。

換金性の高いものをつくらうとする傾向はみられない。現金収入は  
 ほとんど兼業によつてえられているのである。(かつては炭焼き、  
 製薪もあつたが、現在ではないといつたほうがよい。)奥能登で  
 は、こうした零細自給農業を基盤とする兼業がきわめて多く、また  
 近年とくに増加しているが、地域によつておのずから組み合わされ  
 る兼業の種類は異ってくる。ただ、後進的な職種の賃労働がその主  
 体となりつつあることは一般性として指摘できるであろう。河内では  
 とくに、それが部落内の林業資本の雇用であることは特色ある点  
 である。われわれの調査によれば、部落のなかで林業労働に従事す  
 るものは世帯主の地位にあるもの二三人、その妻二五人、その他の  
 地位のもの一四人、計六二人にのぼる。(ただしこれは育林労働に  
 従事するものみの数字であり、伐木、運搬等を加えればもっと多  
 くなる。詳しくは後記)男子におとらず女子も多いが、年間を通じ  
 ての従事日数は男の方が多し。賃金の高い男子の方が林業労働者として  
 働き、女子(妻)は自家農業に従事してそのあいまに山へ働き  
 に出るのである。前記農業センサスではこの事情は別表のようであ  
 らわされている。

農地の貸借状況がまたひとつの特色をもっている。三四年作成の  
 農家台帳を集計した結果、総経営面積のうち借入地のしめる割合は  
 六町歩、約一八%になる。借入地をもつ戸数は四一戸。一戸平均に  
 なおすと一反五畝弱の借入地が、部落全体(六三戸)の六五%にあ  
 たる農家に貸付けられていることになる。耕地の過少さにもかかわ  
 らずそれが実質に部落のほとんど全部といつてよい戸数に分配され  
 ているのは、農地改革によつて土地が旧小作人に分割され、そのご  
 土地集中がおこりえなかつた事情が影響しているが、みぎのような  
 多数例にのぼる零細貸付地の存在はそれをさらに補完するものであ



る。のちにもみるように、こうした自給的耕地の均分化ともよぶべき事情は、林業資本の労働力調達の基盤として作用している。

一方同じ資料によれば、貸付地の累計は五町一反弱、一八戸がこれに関係している。最高は七反五畝で一戸平均は二反八畝強、貸付規模別の構成は別表の通りであるが、三反以上の貸付地をもつ家は

大体山林地主とも一致する。

第 5 表 貸付規模別戸数

		戸 数	
6	3	5	3
1	1	3	5
7	5	7	5
反	～	～	～
以	上	上	上

(ただしこのあたりの零細な農家規模では二町歩は四・五戸分の土地に相当するといえるが。)

以上を要するに、河内の農業は自家食料の調達を主体とする零細自給農業であり、また土地経営耕地の配分もその方向に適合しているといえることができる。

(2) 林業資本の発展

昭和二八年に、穴水町森林組合が結成され、三〇年には同組合によって木材共同市場が開設された。それまで、木材の商品としての流通市場は、いろいろな場合があるが、一般に多くのブローカー

(そのなかには資金的能力のほとんどない個人の内職のようなものもすくなくない) が介在し、さらに富山県の木材業へ仲介する伏木

港の船頭などの手を經由してゆくという複雑さをもっていた。共同市場の開設によって、こうした多くの零細な仲買資本に媒介された後進的流通市場の合理化が一步を進めたことはあきらかであった。

こうした合理化は、産業資本としての林業資本の地位を高めるものであることはいうまでもない。共同市場のせり売りが軌道にのりつれて、単に木材売渡価格が上がっただけでなく、従来仲買資本の側にあった価格先導権についても、林業資本の立場が相当強化されたとみてよい。この共同市場が現在穴水町森林組合の事業のなかで最も一般性があり、また比重も高いとされているが、それ以外にも造林、経営資金の調達などを通して林業資本の重要な支柱となつて機能している。そして、われわれにとって注目すべきことは、こうした穴水町森林組合の結成と発展の推進力となつたものが、旧穴水町の林業者、そのなかでも河内の林業資本であつたと考えられることである。森林組合は河内林業資本のうち最大のF氏が発足以来現在まで組合長として不変の位置を占め指導している。(森林組合の沿革と事業実情についてのべる紙幅がないのでその概略のみ第6表にかかげる。)

河内林業が大山林所有を背景にし、地主制的基礎をもつていたことは事実である。しかしここで筆者の基本的な考えをのべておけば、右記のような合理化の動きを重視し、河内の林業経営を地主的なものとしてでなく、一応産業資本としての発展ととらえるべきだと考える。われわれが、山林地主という語でなく林業資本という語をあえて用いた理由もそこにある。産業資本としての発展傾向としてとらえたいので、それがもつ制約や矛盾を問題とすることが方法

第 6 表 穴水町森林組合の沿革

(組合員 502 名)

年月日	職員数	出資金	払出 投資 資金	地 区	事 業
設立登記 28. 4. 1	1	千円 500	155,500円	旧穴水町	指導事業
29. 3. 31	4	〃	378,000	旧住吉、兜 村合併拡張	購買、貸付事業開始
30. 3. 10	5	750	500,000	旧諸橋村 〃	
31. 5. 20	11	1,500	800,000	穴水町全域	木材市売事業開始 組合事務所新築41坪
32. 3. 31	12	〃	832,500	〃	
33. 3. 31	〃	3,000	2,121,000	〃	ブルドーザー購入
34. 3. 31	〃	〃	2,324,500	〃	林産事業開始
35. 3. 31	〃	〃	2,864,000	〃	集材機購入
36. 3. 31	〃	〃	3,000,000	〃	運材機増設 移動クレーン新設
37. 3. 31	13	4,116	4,116,000	〃	林業センター建設108坪 造林地41ha購入
37. 5. 20	〃	4,716	4,716,000	〃	組合造林設定 木材置場0.33ha拡張 土場計1haとなる

として適切であると考えるのである。河内林業資本を本質的にこのようにとらえることによつて、ここにいふ制約はかえつて大きく目につく。それは、きわめて巨視的なみかたをすればわが国体制の国家独占資本主義としての特質が地元産業に及ぼす影響の問題というべきであるが、もちろんわれわれはさしあたりそれが現状において河内の林業資本に直接影響をあたえている範囲にかぎらざるをえない。それにしても、河内林業をとりまく能登の林業全体の水準や、その労働市場の特質や、さらに主要市場である富山県の木材業の構造などの現状におけるすべての与件を今回の調査でとりあつかうことはできなかった。われわれが直接知っているのは、第二番目の問題、とくに河内林業が現在依存している労働力給源の特質、それが現在うけつつある変化についてである。この点は今回の河内における現地調査の主眼点と密接に関連するから、しばしばとりあげることになるが、それ以外にはある限度までの推測で満足しなければならぬ問題は多くある。林業資本の回転は、他産業にくらべてもその周期がきわめて長く（たとえばこの地方の主力であるあてでは、植林から伐採まで早くとも三〇年を要する）、そのうえ労働対象はきわめて広汎な地域に分布し、生産過程が植物成長という自然発生的要素に依存する度合いも高いから、資本の再生産過程の実態を把握する簡明な指標をえることは非常に困難である。われわれのばあには調査目的の制約もあつて、これらの実態を詳細に把握することはおのずから断念せざるをえなかつた。そうしたわけで、上記のようなとらえかたは大まかな仮説といふべきであるが、それを前提にしたうえで、われわれが知りえた河内林業の依存する部落内の、零細自給農業に基盤をおく労働力の特質は、一面現在の発展の裏づけとなつていふようにみえるが実はその近代化、合理化の限界を物

語るものであるといえる。林業資本としてとらえるという方法は、いかえれば現在の諸条件のもとでこの特質を（固定化してみるのではなく）今後いかに止揚してゆくかどうか問題の焦点をもとめるということであるといえる。この検討は順次おこなうこととして、方法的問題はこれできりあげよう。

さて、河内の林業資本がこうした発展を示すことになった条件のなかには、つぎのようなものがあつたと考えられる。ひとつは、河内において山林の集中度がきわめて大きかつたことである。能登は全般的に耕地率にくらべて山林の比率が高く、しかもその大部分が私有林である。能登の住民と林業との結びつきが大きかつたことを物語るといえよう。しかし山林所有の集中度は全体としてみるととくに高いということはない。林業がむしろ薪炭業などの副業経営とむすびつき、あるいは家産的蓄財手段としてみられることが多く、本格的な経営としての発展が停滞していた結果といつてよい。しかし河内部落では、この集中度はきわめて高い。部落のなかで山林を所有するものは一九戸であり、所有しないものが三分の二をやや上まわる。山林の所有面積は、（とくに大きくなるほど）正確に把握しがたくなるが、一九戸の内訳は一応別表のようになる。五町歩未満が四割強、一〇町〜三〇町が約二割、残り四割近くが三〇町以上。この最後の階層の規模がきわだつて大きいことは表によつてわかるであろう。部落のなかで山林経営者として考えられているのはこの七戸であり。またこれらが旧地主層と一致し、現在の部落の頂点層（そのうえまた現穴水町の行政管理層とも）一致することは上来のべた通りである。山林兼併の歴史については今回の調査目的からはすれるので聞取りにすぎないが、たとえば一、〇〇〇町歩をこえる最大のF家については先々代明治前期といわれる。こうした集

中度のほかに、河内の山林の特徴は山林面積中人工林の比率がどこにくらべても大きいことである。一例として穴水町全体での比率二八％弱に對して、河内では実に七二％に達する。それだけ山林の地味がよく針葉樹林が多いことでもあるが、この好条件のうえに積極的な造林がおこなわれた結果にほかならない。樹種は主力があて、その他松、杉であり、建築用材が中心となつてゐる。

河内林業の発展の第二の条件は、おそらく農地改革にあつたといえよう。もともと河内は、能登あての植林の発祥地とされ、当時能登最大の地主であつたF家の先代が明治四〇年代に意欲的な植林をおこなつたことは、そのさきがけとして知られた事実である。しかし、今日の規模に達したのは、昭和二六年頃から当代が先代にもまして積極的な植林をおこなつた結果であるとされる。その背後には山林地主が改革によつて寄生地主的基盤をとりはらわれ、山林経営に本格的に取組みはじめた事情がうかがわれる。だが山林地主に對するこうした刺激的効果ばかりでなく、農地改革は(1)でものべたように林業労働力の特殊な給源の創出にも大きな役割をはたした。この点に関する改革の評価は二通りのものとなる。それが小作農を解放し、（たとえいかに低賃金水準であろうとも、また後述のような不徹底さを身につけていようと）ともかくも林業労働者へとかれらを近づけたことはその前向きの面であつた。しかしながら他方、かれらを極度の零細さのままで自作（ないし小自作）化し、飯米農家的自給地つきの労働者にしなかつたことは、農地改革をふくむ戦後改革の大きな限界であつたとしなければならぬ。なぜわれわれがこのように判断するのかは、(3)においておのずからあきらかになると思う。ここではともかくそうした改革の影響を指摘するにとどめよう。

その他)

50～ 100町	100～ 200町	200～ 500町	500町 以上
戸 10	戸 —	戸 —	戸 3
(0.6)	(—)	(—)	(0.2)
% 0.7	% 0.2	% 0.0	% 0.1
0.4	0.1	0.0	0.0
0.9	0.2	0.1	0.0

0.0は零でない。

第 7 表 所有規模別林家数 (河内)

総 数	1町 未満	1～ 3町	3～ 5町	10～ 20町	20～ 30町	30～ 50町	50～ 100町	500町 以上
	19	2	3	3	3	1	2	4

以上に対して農家中山林を所有せぬものが  
(当時) 44戸, 約70%ある。

以上が河内林業内  
部における発展の契  
機である。それに対  
して、最近までの経  
済発展による木材市  
場の拡大とか、それ  
を背景とする富山市  
場の発展とかの外部  
的条件ももちろん大  
きいが、このような  
側面については当面  
われわれの調査課題  
とはずれれることは前  
述の通りである。重  
要なことは、ともか  
くもこれらの要因に  
よって林業資本の発  
展がはじまり、森林  
組合の結成、共同市  
場の開設などをて  
がかりに一連の合理  
化がおこなわれてい  
き、それによって河  
内部落の人々がほと  
んど挙げてこの再生  
産過程に(労働力と

して) 編入されたという、この最後の事実である。それは、河内住  
民の日常生活と集団活動がどのような舞台の上に展開されるかを規  
定する基本的な事実であり、ひいてはそこでの社会教育活動を判断  
するきめてであるといわねばならない。

こうした影響をおよぼしながら、現在も河内林業資本の蓄積過程  
はつづいている。投下される造林・撫育費は立木の売却によってえ  
られる資金を上廻っているといわれる。その結果として森林組合を  
通ずる造林補助金の受入れや、造林、経営資金の借入れが、これら  
河内の林業資本にとってこそ最も必要なのであるが、それはさてお  
くとしても、このような発展にともなって労働力の問題が重要な契  
機として台頭してくることは容易に想像がつくであろう。そのばあ  
いに、部落内に零細自給農家としてあたえられていた「給源」がそ  
の基盤となった。現在までには部落内人口のうち男子の大部分がこ  
のために充用され、三四年頃からさらに女子(主婦その他)が使用  
されるようになった。これらの労働力の問題については次項にゆず  
って、ここでは林業の労働過程のあらましを説明しておく。

林業労働には①植林労働と植林後の②撫育労働、および以上とは  
多少質の異なる③伐木労働がある。①の内容は、順次のべればまず叢  
生する草木を伐倒し、それを焼く(地拵らえ)、苗木を植付ける、  
などであり、②は幼樹の下草刈り、樹姿をととのえるための不要な  
枝の摘去(枝おろし)、および冬期積雪で倒傾した樹の引おこし  
(雪おこし)、などである。また③は、伐栽、のこ引き、およびそ  
れを工場まで運搬する労働(木荷)などの重筋労働である。それに  
比べれば①、②は軽筋労働であるが、雪おこし、枝おろしはばあい  
によって相当の筋力を要し、またある程度の熟練を必要とする。ま  
た林業労働の特質として作業地点が隔った山地にあることも一般と

第 8 表 所有規模別林家数(穴水町)

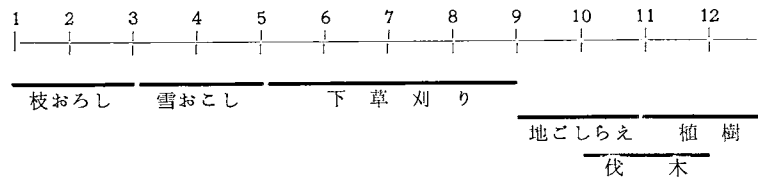
	総数	0.1~ 0.3町	0.3~ 0.5町	0.5~ 1町	1~ 3町	3~ 5町	5~ 10町	10~ 20町	20~ 30町	30~ 50町
穴水町	戸 1,692 (100)	戸 294 (17.4)	戸 211 (12.5)	戸 457 (27.0)	戸 382 (22.6)	戸 133 (7.9)	戸 111 (6.6)	戸 57 (3.4)	戸 23 (1.4)	戸 11 (0.7)
鳳至郡	% 100	% 18.7	% 11.8	% 18.7	% 25.5	% 9.7	% 5.9	% 4.3	% 1.6	% 0.9
能登	100	21.9	13.3	19.0	25.2	8.7	6.3	3.4	1.1	0.6
加賀	100	22.5	12.7	16.3	22.9	8.8	7.8	5.2	1.9	1.0

1. 石川農林水産統計年報、昭36年より計算
2. 穴水町の( )内は%, 鳳至郡, 能登, 加賀は比較のため比率のみを掲げる。

同じである。植林の進むにつれてそれはなほだしくなり、現在では往復に四時間を要するところさえあるという。

これらの労働は自然条件に規定された周期性をもち、年により多少ずれるが、月との対応関係は大體下表のようである。農業の状態が前記したようなものであるから、農業労働との競合という問題は田植え、稲刈りなどごく短い日数をのぞいて(それすらもあまり深刻なものとはいえない)、いまのところ強く意識される条件はない。おそらくこの面から河内の住民に対するインパクトがあらわれ

第 9 表 林業労働の年周期



てくる可能性は主婦労働の問題をのぞいてはすくないと考へるべきである。また林業労働が特定の期間にいちじるしく集中するという問題もいまのところはみられない模様である。むしろそれに比べれば林業労働の(雇用の)絶対量の問題の方が大きいであろう。(なぜならば、労働力の給源が部落内であり、この基盤の拡大はすくなくとも現在の労働関係のかなり大きな変更をとまなわぬかぎり困難とみられるからである。いいかえれば、労働市場の弾力性は想像されるよりはるかにすくない)だがそれにもまして弾力性を失わせる問題は地域外の労働力需要との競合であるといつてよいだろう。なぜならば、この競合に対抗するためには自己の労働市場をも拡大する必要があるが、現在の部落的給源はなれることは非常に困難なことであるから。しかしこの契機は、最近では無視しがたいようである。

#### ハ) 住民の生活構造

ここでは、階級分解の問題を軸に

すえて、その現実の様態を把握するための住民の階層的特質はなにかを示すことに中心点をおく。非常に零細な農民層の間に賃労働兼業や出稼ぎが急速に浸透しているこの河内部落、あるいはひろくいえば能登全体のばあいでもわれわれは単にその零細性一般を問題とするだけでは足りないのであって、その零細性の内容について常に注意する必要があるだろう。その零細性の内部でどのような可能性が発展しつつあるのか、一方それを阻げるものがどこにあるのかなどの観点からいろいろな集団の活動や運動などを位置づけてゆくことが必要であろう。より一般化していえば、集団や運動（ひろくみれば社会教育はそのひとつといえよう）の発展方向を判断する基軸が最初にあげた問題の把握にあるだろうというのが、みぎの限定の背後の動機である。その意味ではとくに賃労働兼業化が現在のところ地域外に問題を発散させるかたちでおこるよりは、部落内に集約化している河内部落のような場合はかえってわれわれののべんとすることについては好適な事例ともいえるかもしれない。

それは順次のべるとして、早速問題に立入ろう。後掲第14表は、われわれの部落全戸に対する聞き取り調査にもつき、生産年齢にあるすべての人々を職業別に集計したものである。この表は、われわれの河内部落民の階層的特質の把握の基礎であり、またその結果の要約でもある基本的なものであるから、その根拠を論じておこう。それは同時にこの把握の筋道をのべることもであると考える。

ここにあげられた人口は、その大部分が多少とも自家農業労働に従事している（その意味では「農業従事者」）が、それらに対してここでは、専ら農業労働のみに従事しているか、あるいはそれに近い程度に従事がまれであるものを基準にして、これらに該当せぬものからはすべて農業就業者という肩書きをとり去り、兼業している

他の職業に従って分類したものである。（ただし副業的林业・炭焼きの二、および自家山林の植林、撫育に従事しているもの一、は自家農業従事者に加えた。）

通常の農業あるいは農家調査を中心とするばあいには、農業就業者の決定は一応自家農業にすこしでも従事したものを農業従事者としたうえで、それを農業従事者としての程度にしたがっていくつかに分類するのが一般である。しかしその区分についてはさまざまな疑義や不合理が、調査技術のうえでも、実状との妥当性のうえでも、また利用上にもあつたことは周知の通りである。結局そうした問題は、近代的な就業人口の個人主義的な性格とわが国農業の家庭的性格とのもつれあいからおこるものということができ、とくに最近のように兼業（なかでも賃労働兼業）化の進行という事実がこのことをはなはだしくしているのである。こうした現実に対して、一方では形式的に一貫性と調査実施上の技術的制約と、他方では現実との妥当性という両面の要請がある程度同時に満たさねばならない統計上の基準を適用する場合には、なにをいかに把握しようとしているのかという理論の方向によってその基準は相当大きく規定される。いかえれば、妥当性の根拠は理論的意図のなかにあるのである。こうしたことと関連して、農業就業人々の定義や、専業、兼業の区分や、あるいは基幹的、補助的労働力といった様々の構成概念が発展し、変化してきている。その発展は概してわが国での職業の家庭的性格から個人主義的性格への矛盾にみちた行程をならか反映している。

われわれの場合には、個々人の職業としてとらえるばあいの業従事との比重の家軽重、後者によって前者が制約される可能性、またこれらの統合によって成りたつ世帯の性格等の問題を数字としての量のうえに反映するためのあまりに大きな負担をたええなかつたためと、同時に前項イのべたような零細な自家農業の外被をとりのぞいたばあいに住民のなかにどのような可能性があら

第 10 表 就 業 状 態 別 世 帯 人 数

	農業だけに 従事		農業・兼業に従事				兼業だけに 従事		いずれにも 従事しない		計	
	仕事 が主	その 他	農業が主		兼業が主		仕事 が主	その 他	病弱 老令	その 他		
			仕事 が主	その 他	仕事 が主	その 他						
男	16~59才	1人	一人	7人	一人	66人	一人	一人	一人	1人	2人	77人
	60才以上	—	—	1	—	6	—	1	—	4	—	12
女	16~59才	50	3	20	—	9	—	—	—	—	4	86
	60才以上	2	6	—	—	1	—	—	—	4	2	15

注) いずれが主かの区別は、年間どちらに多く働いたか(従事日数)によっている。

第 11 表 専兼別農家数

	専 業	兼 業		計
		農業が主	兼業が主	
農 家 数	—戸	26戸	37戸	63戸
割 合	—%	41.3%	58.7%	100.0%

注) 兼業農家は家族員のうちで兼業従事者(年間1万円以上)のいる農家。  
また兼業農家の区分は個々の家族員につき兼業従事の有無を調査したうえで、農業収入と兼業収入のいずれが主であるかによっている。

第 12 表 農家類型区分別農家数

	専 業		戸
	兼 業	世帯主100日以上 世帯主又はあつぎ その他	
(1) 農産物 販売額 2万円未満	—	30	30
(2) 農産物 販売額 2万円以上 10万円未満	—	27	27
	—	2	2
(3) 農産物 販売額 10万円以上 30万円未満	—	1	1
	—	2	2
(4) 農産物 販売額 30万円以上	—	—	—
	—	—	—

注) 従来の第I種兼業、第II種兼業の区分に対する修正として意図されたもので、「世帯主が100日以上兼業に従事している農家」、「世帯主(100日未満)やあつぎが兼業に従事している農家」、「世帯主、あつぎ以外の家族員だけが兼業に従事している農家」の三区分別によっている。(この順に農家としての性格が強くなるという仮説)なお略するが、世帯主、あつぎの実際の決定に困難があることは想像できるであろう。またこれに農産物販売区分がくみあわされる。この区分の意味業経営として、(1)は販売金額で「農業経営に直接必要な経費もまかなえないと考えられるもの」、(2)は「直接必要な経費はまかないうるが農業所得で家計費の半分までまかなえないと考えられるもの」、(3)は「家計費の半分以上はまかなえるが農業だけでは容ていけないと考えられるもの」、(4)「農業だけで生活しつづける」と考えられるものとされている。

第 13 表 家としての兼業種類別農家数と兼業従事員数

		農家数	従事員数
総数		63戸	113人
やとわれ	者務職稼雇	3	4
	働勤 出日	1	1
	労働 節夫	3	3
	賃職 役季人	—	—
自営業兼業	薪ど業ど人小大どど	31	66
	製なな	12	16
	炭林	8	12
	製なな	—	—
	製なな	—	—
	製なな	2	4
	製なな	2	4
	製なな	2	1
	製なな	1	1
	製なな	—	—

われるかを示すことがわれわれの目的に適うという理由から前文にのべたような基準を採用した。ただし、前項イでのべた農業経営の性格から考えて、以上のような理由に従ったこの基準が、数字をてがかりとする現実理解（もともと、くだいようだが）のうえで重大な誤解や支障をまねくことからはある程度まぬがれようものと思う。なお念のためもっと一般に常用されている昭和三五年（一九六〇年）世界農林業センサスの基準による数字をも掲げておく。この時点では、河内に関しては現在より林業日雇をはじめとする賃労働化が低くかったと伝えられる。またこの

センサスは、家としてとらえる考え方から、個別化的考え方への傾向がある程度強くなり、また「農家の経済的的性格分類」（第12表参照）のように農業と兼業の比重の評価に一定の考え方を援用しようとした形跡がみられるのである。個々の表の基準については各表の解説を参照されたいが、これらによってもわれわれの考えがあながち不当でないことが裏づけられるであろう。ただし、河内の自家農業経営が主として主婦によって構成される女子労働力によって支えられていることがあきらかであるから、われわれの第14表はこれに関する限りは主婦の農業労働従事をやや過小に評価することになっていることは否めないであろう。

なおまた、ことわるまでもないが、この第14表で使った基準は、直接的には前項のような河内の農業ととくに林業労働の意味づけを意図したものであるから、今回の調査にふくまれた他部落や、またそれ以外の事例に対しても直ちに適用しうるものとは考えない。

さらに、第14表において「世帯主」の定義はつきに従った。すなわち、(1)満六〇才を境としてこれ以下の男子であること。(2)ただしこれ以下であっても同一世帯内にその者を扶養すべき既婚の子の世代を含み、かつ本人が無職とみなしうる場合ははぶく。この場合は既婚の息子（婿養子を含む）を世帯主とする。（一事例あった。）(3)一方これ以上であっても職業をもち、かつその者を扶養すべき既婚の子をもたない場合は加える。（三事例あった。）また(4)母子世帯の、その者を扶養すべきものをもたない有業の母親は加えた。（二事例、ただしそのうち、運送業を自営し息子が家族従事員として職業をもっている一事例について、業主である母親をそれにあてた。）以上によって、同表の「世帯主」の欄の職業別は、世帯主の職業を基準とする世帯の職業別に読みかえることができる。以下、



第 14 表 部 落 住 民 の 階 層 分 類 (昭和38年)

		a	b	c	d	e	f	g	合計
		世帯主	その妻	長男	二男以下	c, dの妻	娘	老人	
I	林業経営者	7	—	1	—	—	—	—	8
II (含家族従業者)	イ 自家農業、専従	3	25	—	—	3	—	3	34
	ロ うち副業的、自営	(3) 1	1	—	—	—	—	—	(3) 2
	ハ 運送業	3	—	1	—	—	—	—	4
III 労働者の職	イ 伐木業主人	6	—	1	—	—	—	1	6
	ロ 職(大工・左官)	8	—	—	—	—	—	—	10
	ハ 林業(大工・左官)	5	—	—	—	—	—	—	5
	ニ その他日雇	32	34	2	1	2	—	9	80
IV 常雇労働者	イ 筋肉的・販売的	3	—	—	2	1	1	—	7
	ロ 事務的・専門的	—	—	1	—	—	1	—	2
V	管 理 職	—	—	—	—	—	—	1*	1
VI 無業者	イ 無職	—	5	—	—	—	1	14	20
	ロ 高校在学	—	—	2	1	—	4	—	7
	ハ 各種学校在学	—	—	—	—	—	3	—	3
合 計		69	65	9	4	7	10	28	192

ここに集計したのは部落に現に住んでいる生産年齢にある人口のすべてである。通勤しているものは加えてあるが、季節出稼ぎ以外に他地に居住して職業についているものは加えてある。この他、在学者(Ⅵ, ロ, ハ)も他地に居住、寄留しているものは加えてある。これらについては後掲他出者の表を参照せよ。なお表中の二職以上を兼ねる場合は日数、収入の点からみて、調査員の判断に従う。(自家農業兼業のばあいはこのかぎでない。本文参照)

\* 管理職は町理事者、県職員などを加えれば3人になるが、これはⅠのなかに加え、他に従事職業のない農協理事者のみ算した。

世帯の職業としてのべるものはこれに従う。

さてつぎに作業として、この表にあげられた職業の従事者をⅠ～Ⅳの階層に分類し意味づけるにさきだち、これら小区分の各々について検討をしよう。もちろん区分の説明のみが目的でなく、それに対応させられている事例の内容に立入ることによって生活の実態を知り、ひいてはⅠ～Ⅳの大きな階層区分の根拠を確めるためである。

Ⅰについては前項ロでのべたところゆずる。ⅡのⅠについても、その背景となる農業の状態は前項Ⅰでのべた。この欄の従業者には、主婦と若干の老人をのぞいては他にいない。世帯主の欄の三人は註記したようにすべて副業的林业従事者(炭焼き二、自家山林—五町歩前後—の植林、撫育に従事するもの一)である。前記したように、この欄は専従者にかぎられたことから主婦の従事程度が過小評価されており、林业日雇に従事している主婦の大部分もその家の農作業にとっては支柱である。ただしこうした農業が、いわ

別段の基幹的労働力を要せずともおこなえることは了解できである。農業は田植え、収穫時の一時に多くの労働力を要するときは男手もふくめて家内の人手を動員し、それ以外は主婦の仕事とされている。こうした農家では、世帯主をはじめとする林業日雇労働の比重が高まるにつれて農家はそれだけいわば家事と同じような意味のものとなるであろう。

一方、非農家数は、われわれの調べでは四戸（ほかに畑だけしか作っていないもの二戸）であったが、前記センサス（六〇年）では同じく四戸、また三十七年度区費戸別徴収額のなかに貸賃価格制、および反別割（生産組合費）がともに課されていない家が二戸などの数がある。大体最大にみついても六戸位が非農家になっているといつてよいだろう。なおまた、製炭、製薪業は前記センサスでは自営業として家としての従事戸数も、従業者数も相当なかつた（一二戸、一六人）が、調査時点では二戸、二人しかおらず、かつたの副業従事労働力は大部分林業日雇労働者に転じている。

IIのロ。世帯主の欄に数えられたものは精米業、妻の欄に数えられたものは雑貨商であり、戸数は二戸になる。いずれも専業でなく、もちろん雇用人をふくまず家族従業員もいない。ともに部落民を相手にする小営業である。

IIのハ。これは林業の関連部門であり、小型四輪、三輪トラック等を所有し、素材を依頼されて木材市場まで搬出する。これも世帯主が女である一例をのぞいて家族従業員はいない。以上が自営業従事者のばあいである。

IIIのイ、伐木業。立木の伐採および工場への運搬は、育林労働とはまた異つた重筋肉のな、また相当に危険ともなる労働であつて、これに従事するものは大体固定している。この従事者をここに数えた。このなかに、依頼されてこの仕事を請負うものと、専ら人夫としてのみ働くものとが一応区別される。表中、「主」

としたものと、「人夫」としたものがこれに当る。ただし「主」の場合でも、別に生産手段を所有し労働者を雇用しているわけではない。自分も労働に従事する人夫頭のような性格のものであるのが普通である。またこのなかに、前項ロでふれた客細な仲買人の転じたものがふくまれている。木材市場開設後は流通市場の集中化が進み、多くは山主が直接市場へ出荷し委託販売することになり、伐木業の仲買人的性格はほとんどなくなつたとみてよい。以上が「主」を自営業と考えない理由である。なお人夫賃は一日一、〇〇〇〜一、五〇〇円が普通であるという。

IIIのロ、職人の内容はすべて大工および左官職である。もちろん河内部落内にかれらに対する需要が普段あるわけではなく、かつて単身京阪神の大都市などへ仕事に出ていたものが帰つて来て世帯をもつたものであり、それら大都市や近くは金沢等とのつながりは依然として断たれておらず、自家農業に従事するかたわらしうしたところへ出稼ぎしている。かれら自身は林業日雇に従事していない（正確には従事者が表以外に二人いたが、林業日雇の比重の方が高いので約束によりこの欄に数えた。これらは経営耕地が比較的大きい。）ことが多いが、かれらの妻などの家族達は林業日雇従事者である。

さてこの層は、中居部落の節でもみたように能登での部落外流出のルートとして相当一般性をもつものでもあるから、これを手がかりに住民生活の問題点や林業労働の特質を示唆することは多少の価値ありといつてよいであろう。この層の再生産が、この部落でも現在全く断たれたわけでないことは後掲他出者の統計表によつて確認しうるが、こうした職能的訓練をうけた労働力は林業経営との関連でいえばその労働力として充用しうる可能性のすくないものと考えらるべきだろう。その職能は、部落内に居住していてもかれらをたえずより広い（すくなくとも部落より）労働市場へおしだす力となる。現在ではこうした出稼き職人に比べても部

落内労働市場は非熟練的で低水準のものである。だが一方、なぜかれらは部落へ帰ってくるのだろうか。それに答えるのは容易ではない。一、二の事例を提供することによって問題を示唆するにとどめよう。事例の一——本人（二十九才、養子）は大工として金沢、名古屋等へ出稼ぎに出る。妻（一九才）がその間農業に従事しかつ林業日雇に出る。本人も家にいるときは農業に従事する。耕地は田・畑合して約二反九畝。家には他に六〇才すこし前で妻を失い働けなくなった父親と、子供が二人いる。事例の二——これは他出者に関するもの。世帯主（本人の父親、五〇才）は林業日雇。その妻（母親、四〇才）も同じ。またこの二人で約四反七畝の田畑を耕作している。こうした家の長男である本人（二一才）は、現在東京で大工職に従事している。なお家には生産年齢前の本人の兄弟が二人、無職の老人（六九才）が一人いる。

あとの事例の方はいっそう明瞭のようだ。彼はすくなくとも、東京で配偶者をえ、そこに住みついてしまふ可能性もある。だが、もしその両親がもうすこし高年齢であったなら、あるいは、非現実的な想像かもしれないがあと二〜三〇年たつても万一本人が両親の生活を考える必要がなくなるような事態がおこらなかつたら、かれらの老後の問題はどのようなかたちで処理されるだろうか。本人の兄弟がそれに当ることになるか。それにしてもだれかがその問題に当面することになるかぎり、本質的には同じことといふべきだろう。一般に、部落外に流出する労働力については多かれすくなかれこの種の問題が関連するといつてよい。それとともに、一方におけるこうした他出者とのあやうい均衡のうえに成り立っている部落内の林業労働はまた、それ自体かえつて非常に不安定なものであることにも注目しなければならぬだろう。

Ⅲのハ、林業日雇。この部落では圧倒的な比重を占める労働である。その比重の高さは四〇人近い男達が主に従事し、（いわゆる農繁期でなく、仕事がある限りたいてい出る。）同じ数の主婦

達が家事や農業のかたわらに従事していることから知れよう。労働内容については前項でふれたが、賃金は男六〇円、女三五〇円、前年まで男五〇〇円、女三〇〇円であった。労働時間等は当然変動が大きいが、仕事場への往復もふくめれば一〇時間には達することもあるようである。現地での労働を観察する機会はなかつたから、労働や休息について具体的にのべえないが、決して容易でないという意見もあるし、一方労働統制や仕事場への移動時間による損失等から労働力の効率は高くないという意見もある。おそらくそうであろう。労災、健保その他の社会保険加入の例はない。これらについては、たとえばかれらが給付率の低い国民健保の対象であるように、自営業者としてあつかわれる。だがこれについては、林業経営者の間で、労災などの雇用者保険が必要となる段階が近いかもしれないという認識があらわれていることにも留意するべきだろう。

かれらと個別（林業）経営との専従的雇用関係は想像ほど明瞭ではなかつた。部落に「だんご田」という慣行が戦前からある。正月に地主がその年の手作り地耕作に労働提供すべき小作人達をよび、雑煮をふるまう。おそらく一種の賦役関係に関連した慣行とみることができよう。これは現在でもおこなわれているが、こうした戦前および戦後の地小作関係と林業雇用との重複もある程度はみられるが、もはや厳密なものとはいえないようである。（資料ははぶく。）そうした旧い関係との対応が崩れることは、現在のような林業労働の一般化からみてあやむに足りない。だが一方それと反対に常雇の関係の成立は、よほどの労働力需要の発展がないかぎり、考えられないのである。だが以上のことは、林業日雇労働に対する一種の部落的規制がないということではない。そもそも林業資本の間の競争が顕在的におこりにくい。だから、労働条件もおのずから部落一本に統一されてゆく力が働くことになる。こうして、当然ながら部落的規制は林業経営の側に立つ

ことになり、それに対してかれらの側に集団的な取引力は色々な事情からおこりにくくなる。もとより部落内の、および部落外との、潜在的な競争がなくなることはありえないから、前記の値上げのごとき問題がおこる。その際には部落寄合いでこれを協定するといふ一種の「集団主義」があらわれるのである。おそらくこうした潜在化した交渉は、今後とも河内部落の動向のなかですくなくとも陰然たる問題の根源のひとつとなるのではないか。たとえ林業日雇が賃労働としてきわめて後進的であり、多くの夾雑物をまじえているにもせよ、である。なお近くに北越バルブの造林地があり、その方面へ若干の人数が流れているようである。林業労働は、単独のばあいもあるが（この場合には請負制で労働する）、普通は数人のグループで労働し、それには工夫頭がつく。これについては専従の関係はかなり強いようである。

IIIのニ。これは道路工事人夫である。  
 つぎにIVの分類に入らう。そのイ。数がすくないので筋肉の労働（主として男）、および販売およびサービス業労働（主として女）を一括した。前者の内容は国鉄労働者一、その他工業労働者一、運転手（町雇員）一である。女子のばあいは店員、食堂、病院看護婦などである。  
 IVのロ。穴水農協事務員。この例は大学卒業者、世帯主はIの類型に入る。

IVの分類は、娘や二、三男のばあいをのぞけばむしろ例外的とさえいえる。  
 VI、無業者の数は、一世帯平均〇・四三人にすぎない。

さて以上の分析から、就業者を四つの大きな階層分類に帰することが許されるであらう。第15表がそれである。この表では生産年齢人口全員のほかに、世帯主と長男（後者は大部分既婚者であるが若干の未婚者をもふくむ）の合計、およびこれらの妻であるものの合

第 15 表 階 層 分 類 別 人 数 お よ び 構 成 比

	全 員	世 帯 主 及 長 男	主 婦
I 林 業 経 営 者	8 (4.2)	8 (10.3)	0 (0)
II 自 営 業 就 業 者	40 (20.8)	8 (10.3)	29 (40.3)
III 勞 働 者 的 職 業 従 事 者	104 (54.2)	56 (71.8)	37 (51.4)
IV 常 雇 勞 働 者	10 (5.2)	4 (5.1)	1 (1.4)
有 業 者 合 計	162 (84.4)	76 (97.4)	67 (93.1)
V 無 業 者	30 (15.6)	2 (2.6)	5 (6.9)
合 計	192 (100)	78 (100)	72 (100)

前掲第14表より作成。

条件、弱い権利状態などとしてとらえることができよう。なおそのうえにこの地ではそのまた多くが部落内労働であることが追加されるべき特質である。IIIは、「世帯主および長男」では実に七二％に近く、主婦でも（IIの過小評価を考慮して）IIとIIIがほぼ伯仲している。  
 IIIがIIとIVの中間形態といふことは、IVにいたる大きな障害をある程度度外視すればのはなしである。IVは現代的な形態である。これへの移行は、労働力需要の増大、半熟練労働力による非

計をあわせてかかげた。これらふたつは部落内人口の基本的構成要素であるといつてよいものである。いずれの地位別でもIIIが過半数をしめる。IIIは、類型化すればうたがいはなくIIとIVとの中間の形態である。その特質は、浮動性、非熟練、低い労働

第 16 表 他出者職種別、続柄別人数

		l 世帯主 の弟	m 世帯主 の妹	n 長男	o 二男 以下	p 娘	合計
筋 肉 的	工 員	1	—	1	2	—	4
	土 建 業 職 人 人 夫	1	—	3	3	—	7
	運 転 手	—	—	—	1	—	1
	小 計	2	0	4	6	0	12
販 売 的	店 員 サ ー ビ ス 業 雇 人	—	2	1	1	4	8
事 務 的 専 門 的	事 務 員 看 護 婦 教 師	—	1	1	1	—	3
そ の 他	自 衛 隊	1	—	—	2	—	3
在 学 者	大 学	—	—	3	2	—	5
	高 校	—	—	2	3	1	6
	各 種 学 校	—	—	—	—	3	3
	小 計	0	0	5	5	4	14
現 職 不 明		—	—	—	1	2	3
合 計		3	3	11	16	10	43

熟練労働力の駆逐（たとえば土工や仲仕が建設、荷役機械の運転工によって駆逐されるような。この動きはある分野では現に進んでおり、この結果非熟練単純労働者はますます後進の分野において比重を高めている）等という客観的条件のほかに、コレクティブな主体的作用の強化されることを必要としたし、またこれから

生産年齢にある未婚者、既婚者で他地に居住しているものは加えない。また季節出稼も加えない。工員はその内容について信頼しうる聞き取りがえられないので「筋肉的」のなかに一括した。

もそうであろう。この後者の側面に関連して、農村を給源とする非熟練単純労働力は、地域的に広い供給地から不特定の需要地へ、多くは季節的に浮動することによってどちらの地においても問題を発生させ、これについて考えることをほとんど絶望的なまでにしている。しかし河内では、事情は異ってすくなくとも現状ではこれら単純労働者のかんりの水準の恒常的労働市場が地域内に形成されているのである。

以上の階層構成を補うものとして、第16表他出者統計をもあわせて参照されたい。これらは、上述のような労働者層の再生産される過程の一環である。この点かもさきのⅢの階層が中心的に成立していることは理解できよう。なおこれとⅢのハとの関連については前述（五八頁）参照。またこの点については部落住民の経験的判断によれば、「二・三男の他出者は帰ってこない。だが長男は五、六年のうちにはいやになって帰ってきた」というのが従来例であったという。外部の労働条件の劣悪さ（賃金のみにとどまらない）と、平均五反の耕地と年間二五〇日従事しえたとして一五万円という日雇賃金との結合との間にたつて、世帯数に関するかぎりはある程度の均衡が維持されたということであろう。この均衡の将来のゆくえを措測することは今回の調査ではとうてい足りない。考え方としては、この両端における条件が直接に、特殊の・具体的問題としてどう変わるかということ、同時に現在の家計費の急激な上昇、とくに現金支出部分の増加がこの条件に間接的にどうひびいてくるかという問題を多元的に考

第 17 表 職業類型別所得階層

	I	II	III	IV	合計
20 万 円 以 下	—	2	19	1	22
21 ～ 30 万 円	—	3	23	—	26
31 ～ 40 万 円	2	1	4	1	8
41 ～ 60 万 円	1	—	3	—	4
61 ～ 80 万 円	2	—	—	1	3
81 ～ 100 万 円	—	—	—	—	—
100 万 円 以 上	2	—	—	—	2
不 明	—	1	3	—	4
合 計	7	7	52	3	69

注) I～IVは前掲第15表と同じ。

在学者について、一般に単純非熟練労働力へというほとんどのコースを唯一のコースを變更しうるわずかの手がかりとして、義務教育

を必要があると思う。あとの問題の現れ方として、つぎのような点がある。河内部落は、近辺ではテレビの普及率が最も早くかつ高かったそうである。それは現金収入の機会に非常にめぐまれていたからだというのが部落内上流婦人層の意見であった。林業日雇発展の時間的な点も考慮すれば、これはあながちまちがいでない。だが、家計費分析までではできなかったが、自給農業の大きな比重のうえに成り立つ低生活水準の基調に現金収入が単に付加されたばかりと、後者が恒常化し、しかも比重が高くなっていく場合は、現金収入に対する意味づけも変わってくることは当然であろう。事実、相当の勇気を必要とする賃金に対する不満の表明も経営面積のすくない下層ではかなり強いものであった。積雪のため山へ入れない、一、二月の窮状を訴える声もあった。

以上への進学が意識されるであろうことは想像に難くない。(もつとも變更が実現しうるかどうかはまわりの条件にかかっているが。)だがこの問題には経済力と学力という容易ならぬ問題が関連しているであろう。経済的裏づけという点で公共の側にも個人の側にも実質的な教育機会がこの地域にととのっているといえないし、また知的環境という点でもめぐまれていないことは事実である。だから河内住民の間では、単に上流階層にとどまらず、中ない小学校段階からの部落の教育環境について遺憾の感をもつことが多くなっている。他出者中に高校在学者がふくまれていることは、上流階層のこの問題への対応のし方を示すものである。だが大多数のものにとつては、このような可能性は全くないであろう。

以上をもって住民の生活構造の概要と、同時に、それらがごく零

第 18 表 部門別平均所得額

	山林所得	営業所得	農業所得	その他	給与所得
	千円	千円	千円	千円	千円
昭和37年度	591(10)	154(7)	92(60)	127(47)	389(10) 234(7)
昭和38年度	413(10)	166(8)	107(59)	120(44)	407(11) 243(8)

注) その他の欄は日雇人夫賃である。給与所得の欄、下段は管理的職業に従事する人をのぞいたばあいである。算出は各部門別合計額を関連戸数一( )内の数一で割ってある。なお、不動産、配当、退職所得は例数がすくないから掲げない。

細な自給農業を付属的にもちながら単純非熟練とはいえず賃労働として再生産されていること、しかもその量的蓄積が相当の規模に達し、かつ一地域内に集中していることが、それが定型として顕在化するある程度の可能性をあたえていること、などが結論的に了解さ

れたであろう。

なお最後に、参考のため町役場推定の資料をもとに、職業類型別の所得階層、および所得部門別の一戸平均所得額を掲げておく。(第17、18表)

### 第三章 地域社会の変貌と社会教育

今日、わが国の主として農村を舞台にして展開される諸社会生活、集団活動の態様を知ろうとするとき、その基盤としてどの範囲に接近すべきかはかならずしも簡明でない。周知のように、そのような場合これまでふつうまず第一に注目されたのは村落（＝部落）であった。それはこれが徳川時代以来明かに最近にいたるまで、相対的な自己完結性と一定の内部秩序をもって農民の諸活動を規制してきたからである。農村でさまざまな社会活動、なかでも自発的集団活動が生まれ展開されるとすれば、戦後の今日でもなお、おそらくこの共同生活の枠組は相当の比重をもつと考えてさしつかえないであろう。われわれの実態調査単位にこれが選ばれた理由のひとつは、このような関係があったと思う。

しかし農民生活の舞台は、いうまでもなくこれにとどまらない。右の村落の幾つかを併合してなつた明治以来の行政町村もまた、行政機能を通じて生活・生産協同組織のいまひとつの範囲を画してきたものであった。近年における町村合併は、戦後日本の社会経済的基盤の劇的な変動に対応してさらにこれをも解消しようとしたものであるが、ここに生まれた新町村では多くはなお、住民の実質的な地域の再統合は熟していないとみられよう。ただ後者は、財政基盤の弱体のゆえに国や県の補助によってようやく補充されるというわが国町村自治の伝統的特質の下では、必然的に上級段階の行政に強く結びつくことを宿命としている。したがって、地域社会のさまざまな領域において示される行政的計画、諸組織の編成、その性格が、上級レベルの要求する新しい村落秩序のあり方を間接に、あ

るいはそのまま直接に示しているとみられる場合も少なくないであろう。

このような行政的脈絡は従来からももちろん存したものである。しかし戦後の社会変革を経てその形態はより直接的になり、内容もまた変わっていると予想されることから、一層注目されねばならないとともに、今後これを明かにする必要があるであろう。

このように農村はもはや、旧来の村落概念だけでは充分にとらえることはできず、また、そこで展開される社会教育活動の性格や方向を見さだめるために、あるいはその今後の展望・課題を考えるうえにも、この事情は無視できない背景といわねばならない。われわれの今回の大きな制約をもった調査では、この面の詳細な追求は当初から断念せざるをえなかったが、ただ多少の推測をまじえていながら、前記のごとく明治四一年以来数次にわたる合併をへて昭和三〇年になつた現在の穴水町は、経済的にも政治的にもひとつの実質的な統合体としてのまとまりをもつていたっていないとみられる。なかでも、中央部以東ことに諸橋地区については、合併の歴史も浅く、これまでかなりの期間をもつたむしろ能都町との因縁の深い自然形成的な商業圏からしても、充分な融合には今後一定の時が必要であろう。この地域にたいする既述の二子山開拓事業計画や、道路改修、堤防補修工事などは、町政によるこうした事態にたいする補強の効果をもつものと考えられる。またこの「因習」事業の内容が、この地域の特殊事情を科学的に検討したうえで、それであるか、あるいはこの地域住民の要求と国家の要求の間でどのようにゆ



れているかはすでにみたとおりが、これらはこの地域社会の当面の問題を構成するものである。

以下この章では右の観点をふくみにして、上述してきたわれわれの調査結果とともに若干の既存の資料によって、この地域の全体状況を大まかに概括し、そのうえでこれを背景とする地域社会教育の実情とその課題をてきりてみたい。すなわち、この地域社会の基本的性格は総体としては、部落的・前期的なものと考えられる。しかしそれは、どの程度それを評価するかは別として、内部から動いていることは明かである。そして、わが国の社会教育は伝統的にも、こうした変動への対応ないしは手当てとして行われてきたのではないかと思われる一面をもっている。<sup>\*</sup> われわれはこのような地域社会の変化に注目しつつ、そこでの社会教育がどんな新しい問題に当面しようとしているかを検討したいと思う。

※たとえば、明治二〇年代末の「社会教育」思想の登場、日露戦後の内務省の青年団対策の積極化、つづく文部省の「通俗教育」の強化、さらに第一次大戦後の社会教育行政の整備(社会教育局の設置など)、こうして一九三一年以後にすすむことなどが想起される。

## 第一節 地域社会の変貌

この穴水町が経済的にも社会的にも、基本的な点で能登の特徴をよく表わしていることはすでに明かであろう。自給的な零細農耕制の停滞(経営規模の状況は能登平均とほとんど同じである。下表参照)、近代の産業からの隔絶、はげしい兼業化と青年の流出などはそのいちじるしいものである。もちろん他方でさまざまな違いのあることはいうまでもないが、とくに林業、漁業の地位についてみれ

第 19 表 経営耕地規模別農家戸数

		総 数	3 反未満	3 反～	5 反～	10 反～	15 反～	20 反～	農家一戸当り 平均耕地面積 (反)
1960		戸							
穴	水	2,742 (100.0)	443 (16.16)	585 (21.35)	1,188 (43.35)	309 (11.28)	71 (2.59)	143 (5.21)	7.1
能	登	44,019 (100.0)	17,419 (39.6)		19,199 (43.6)	5,949 (13.5)	1,033 (2.3)	419 (1.0)	7.0 (石川県)
加	賀	41,090 (100.0)	15,418 (37.5)		11,709 (28.5)	7,482 (18.2)	4,070 (9.9)	2,411 (5.9)	
全 国 (都府 県)	1950	千戸 5,930 (100.0)	2,468 (41.6)		1,951 (32.9)	944 (15.9)	263 (6.1)	203 (3.5)	
	1955	5,806 (100.0)	2,284 (39.3)		1,955 (33.7)	981 (16.9)	375 (6.5)	208 (3.6)	
	1960	5,775 (100.0)	1,255 (21.8)	984 (17.1)	1,898 (32.8)	999 (17.2)	403 (7.0)	235.5 (4.1)	

(1950, 1960年はセンサス, 55年は臨時農業基本調査による)

第20表 穴水町5地区の集落経済・就労状態比較  
(1960年センサス集落カードによる)

地区名		中央市街地	西部山林地	北部山間地	中央南湾岸地区	東部海岸地区	
集落名		川島	河内	伊久留	町	沖波	
A 戸数	総戸数	137戸	67戸	30戸	32戸	140戸	
	うち漁家数				1	30	
	うち非農家数	67	4		11	15	
B 専業農家数 兼業家数	農家総数	70(100.0)	63(100.0)	30(100.0)	21(100.0)	125(100.0)	
	専業	1(1.4)	0		1(4.8)	2(1.6)	
	第1種兼業	5(7.1)	26(41.3)	29(96.7)	2(9.5)	80(64.0)	
	第2種兼業	64(91.5)	37(58.7)	1(3.3)	18(85.7)	43(34.4)	
C 経営規模別農家数	3反未満	38(54.3)	13(28.3)	1(3.3)	14(66.7)	24(19.2)	
	3反～	18(25.7)	17(37.0)	2(6.7)	4(19.0)	39(31.2)	
	5反～	10(14.3)	13(28.3)	20(66.7)	3(14.3)	53(42.4)	
	10反～	2(2.8)	2(4.3)	6(20.0)		7(5.6)	
	15反～	2(2.8)	1(2.1)	1(3.3)		1(0.8)	
	20反～					1(0.8)	
	25反～						
D一戸当り平均耕地面積		3.7反	5.3反	7.7反	2.5反	5.5反	
E山林面積(町)		63.8町	1450.3町	89.0町	3.1町	105.2町	
F 家としての兼業種類別農家数及 び従事員数	総数		戸人 69(134)	戸人 63(113)	戸人 30(64)	戸人 20(48)	戸人 123(185)
	やとわれ	恒常的賃労働	11(16)	3(4)		(1)	4(5)
		事務・役職	10(22)	4(4)	4(5)	6(9)	12(18)
		季節出かせぎ			5(8)		42(55)
	自営	人夫・日雇	5(18)	31(66)	8(19)	1(1)	23(44)
		林業(製薪炭を含む)	(4)	20(28)	10(21)		2(2)
		漁業	1(1)			(1)	27(36)
		職人	13(21)	2(2)	1(3)	11(17)	8(10)
商店など		15(24)	(1)	1(2)	1(2)	3(9)	
その他	14(28)	3(6)	1(6)	1(17)	2(6)		
G一戸当り農産物販売額(円)		18,074	28,254	61,383	5,829	32,196	

注 穴水町には、ほかに、この5地区のいずれの類型とも異なる開拓部落——旭ヶ丘、瑞鳳、鹿路開拓、鹿上開拓など——がある。

ば、それは次のようである。林野にたいする農用地の比率が、能登平均(約一八パーセント)に比べて穴水のそれ(約一二パーセント)は若干低い反面、林産では、穴水は能登に比べて木炭生産の比重で約半分、用材生産で約一・五倍とその発展を示している。漁業では、就業人口、所有動力船数などの多い割には、その総合漁獲高はかなり低くて能登平均の約半分にしか当らず端的にその衰退の事情があらわれている。

こうした「停滞」はしかし、決して最近のわが国経済の変動のなかで放置されていることを意味しない。その外観にもかかわらず、「高度成長」による地域経済の内実の変貌はこでもきわめて深刻複雑で、零細であるだけその衝撃・痛手はむしろ一層深い。さきに記された諸事情はおそらくその一端にすぎないだろう。

こうした事情はもちろんさらに町内各地区でいちじるしく異っている。それをみるひとつの手掛りに掲げたのが、その各地区の概況を示す第20表である。

ここで穴水町を五地区に分け、それに、各地区の特徴を集約的に表わしていると推測される部落をひとつずつあげたのは、やや便宜的なものであるが、そのめやすはほぼこうである。穴水町の中央よりやや西よりの穴水湾をひかえたこの町の中心市街地区を除いて、この町は、大きく北西部の丘陵山間地帯と海岸地帯に二分できる。この丘陵山間部はさらに、山林経営に発展しつつある西部丘陵地帯と、最近までおくれた製薪炭を副業にしていた北部山村地区に、また沿岸は、中央の湾にのぞむ伝統的な專業出稼ぎを業とする住吉地区と、東部の零細半農半漁村に、それぞれ区分される。こうしてこれを表にしてみると、それぞれにかなりの特徴をもっていることがわかる。

穴水町の産業として将来の見通しをもつことができ、現在も相応の基盤をもつものは、林業のみである。したがって、西部山林地区から中央市街地区にわたる一帯は、この町の中核部といつてよい。それに、ミゼラブルな自給的米作の回生をはかって、パイロット事業の指定に成功した東部地区、この三つが今のところ、行政対象の大きな焦点になっているとみられる。もちろんその他の地区に問題がないというのではない。たとえば中居一帯の出稼ぎ地区は、所得には比較的低くまれているにも、すでに述べられたように、家庭のほとんど恒常的な欠損状態、したがってまた子供の教育問題は深刻であるし、山間部では、経営規模別農家の分布と兼業化状態からみて、その生活水準の落差は一層大きいことが推量されるであろう。いくたの開田事業などの積極的な施策にもかかわらず、B、C、Gなどの欄からみれば、全体的に農業が今日この地域の産業基盤としてその位置を保ちえているかは疑問である。沖波を除く四つの事例のすべてで、ほとんど全農家が平均二人以上の兼業従事者を出していることも目をひく。しかもそこで、容易には安定した仕事を見いだしえないとすれば、真に基本的・技術的な農業対策を望む一部の声が真剣にきかれねばならないだろう。

次に今この地域住民が従事している兼業の今後の見通しはどうであろうか。F欄によつていえば、たとえば賃労働(常雇)、職員教員の需要がさしあたつて増す可能性はこの地では少ないし、季節出稼ぎ、人夫日雇は、それぞれの地区によつて内容はなほだ多様であるが、すでにみた通り、一部を除いてその今後によくを望むことは難しいといわねばならない(製薪炭については、最近数年、生産農家数と就業人口数の減少が、生産量の減少にはるかにおくれしているのが、県下の実情である)。これに関連して、過去五年間の

第 21 表 農家兼業種類別・調査時別の世帯主兼業戸数 (単位: 戸, %)

		昭和30年	昭和35年	増加率
総 数		2,203,775	1,978,820	- 10.2
雇 用 兼 業	賃 勞 働 者	381,320	481,911	+26.4
	職 員 教 員	381,685	356,766	- 6.5
	役 職 員	26,840	16,598	-38.1
	季 節 出 稼 ぎ	77,125	75,535	- 2.0
	人 夫 日 雇	497,205	451,957	- 9.1
自 営 兼 業	製 炭 製 薪	201,825	139,916	-30.7
	伐 木 狩 猟	49,190	77,766	+58.1
	漁 業	51,405	49,139	- 4.4
	知 的 職 業	13,185	6,055	-54.1
	職 業 人	146,385	119,989	-18.1
	事 業 人	199,625	96,847	-51.5
	商 業	53,800	42,047	-21.8
	賃 仕 事	124,185	64,294	-48.2

(1960年センサス農家調査結果概要第1巻による)

全国の農家兼業種類の動きは第21表の通りで、これによると次のような点が目につく。第一は、賃労働の著増にひきかえ人夫日雇、季節出稼ぎが多少とも減っていることであるが、この表ではその時期からみてこの間に移動転換が行われたとしても、この能登では右の通りそれは期待できない(なお、この三五年以後の全国的動向を示す数字をもたないが、周知のように、こんどは逆に後二者の著増傾向がしばしば指摘されている。その後の一層の農業の頭打ちと現金支出庄と、他方ではたとえば建設業などにみられるような、大規模な低賃金労働力動員の機構、などがその背景として考えられるもの

である)。いまひとつは、右にもふれた通りの製薪炭業の著減で、この表ではこれは、賃仕事の場合とともに他に転換したのではないかと予想される。

ところで、このようにしてその生活基盤の大きな変動をみると、能登の農村にあっても、在来からの伝統的な階層と階層秩序、村落体制あるいは家族組織が、少くともその交際の基礎において、かなり動揺させられているのではないかと考えざるをえない。もっともその内容、メカニズムは、たとえば「兼業化」といった変則的分解にもその一端が示されているように、きわめて複雑・不透明で、この基底部の動揺がさらに、どのような社会形態(階層、諸集団)の変化にどのようなつながるのかは、一般にもまだ明かにされているとはいえない。しかし、農民の新しい人間としての生活の要求と学習の意欲が芽ばえたとすれば、その可能性はここにあるにちがいない。だが同時に、今日では、この可能性の展開を困難にする新しい諸事情が生まれていることも重大であろう。その一部は機構的であることも予想される。当面する社会教育上の問題を明かにするためには、このような側面の追求もぜひ必要であろう。

社会教育の現状は、こうした中でどのような位置をもつのであるか。

## 第二節 社会教育の現況

### ― 諸集団の活動 ―

穴水地区は奥能登のなかでもはやくから文化の開けた地方で、とくにその地理的条件のなかで、独特の変遷をたどって今日にいたっている宗教文化の背景は、住民の精神生活のまた社会教化の面での

無視できない基盤をなしているものと思われる。そこで本節では、調査各地区における社会教育活動の実情を報告するにさきだつて、まず、明治以来のこの地方での学校教育、社会教育などの簡単な沿革をみるとともに、このような恐らくは各地に共通する文化的特色、教育精神を歴史的に明かにしておく。

#### (イ) 穴水文化の由来と教育精神

##### 一、奥能登の交通と文化

地図を広げて見るならば、「穴水」という土地が能登半島のほぼ中央部に位置し、しかも富山湾側——つまり能登内浦にのぞんでいて、その天然に良港たるべき条件をそなえていることがわかる。事実穴水の地は、古くから奥能登における水陸交通の要衝として最も重んぜられてきたのである。南は七尾に対し、北は輪島、西は門前に通じ、他方東は宇出津(能都)を過ぎて飯田に達する道の起点である。尤も七尾線が七尾まで開通したのは明治三十三年、今から六十五年まえのこと、その後約三十年にして昭和六年にはじめて穴水までそれが延長されたのであるから、久しく陸路は歩行や車馬による交通であつたわけである。それだけ、水路つまり舟による交通が時代をさかのぼるほどさかんであつたことが想像できる。穴水から輪島までの線路は昭和十年に開通した。他方穴水から飯田までの鉄道も早く昭和十三年にその期成同盟が発会したのであつたが、これが着工は戦後の昭和二十八年に至つてであり、現在は松波まで開通している。こうした奥能登交通のありかたやその開けかた自体に、この地方における文化の進運がかけられていたと見る事ができるであらう。

##### 二、穴水の周辺合併と人口動態

ひるがえつて穴水に町制がしかれたのは明治二十六年(一八九三)で、今から約七十年まえのことである。当時の川島、大町等を中心とした旧穴水は、戸数一千、人口五、六千の、いわば田舎町にすぎなかつた。それがたびかきなる隣接村落の合併によつて、現在ではほとんど二万の人口を擁する地方の一小都会となつた。その経過と人口の動態を見るとほぼ次表のようである。

〔穴水町の発展〕

年次	事項	人口
明治26 (1839)	町制実施	
" 41 (1908)	東保・島崎兩村を併す	1,137戸, 6,625人
大正7 (1918)	三月末調査	1,175戸, 6,773人
" 14 (1925)	国勢調査	1,221戸, 6,829人
昭和29 (1954)	住吉・兜兩村を併す	5,884人
" 30 (1955)	諸橋村を併す	19,139人
" 35 (1960)	国勢調査	18,176人

(郷土のすがた、あなみず等に拠る)

現在の穴水は、西は「あすなる」の美林を擁した別所岳山麓の河内部落から、東は古刹明泉寺のある古君(ふるきみ)、沖波の諸橋部落まで、二十キロ以上のはばをもち、南北は木町のほぼ中央部を縦貫する七尾線の「能登鹿島」と「能登三井(輪島市)の区間約十五キロの距離を蔽うた行政上の大区画である。これを穴水・住吉・兜・諸橋の四地区としてゐる。上掲の昭和三十五年国勢調査の結果を地区別に内訳で示

すと次表のとおりである。

この人口動態により、四地区中、川穴水が穴水町全体の半分近い勢力を占め、住吉がそのまた半分であり、のこりの1/4を兜と諸橋とで折半した勢力で占めていることを知るのである。また各地区とも女子に比して男子人口の少いことも注意されてよく、兼業化や出稼ぎその他の職業構成上の特色も人口動態の上に反映されているものと考えてよい。今回の調査では、便宜、諸橋地区に属する「沖波」と、住吉地区に属する「中居」および穴水地区中でも農村に属する「河内」の三地区を選んで実態をしらべたのであるが、究極における調査目標が「社会教育」という一事にあってだけに、各地区に共通する文化的特色とその根柢となった教育精神を明らかにするのでなければ、調査の結果の社会的実証は困難であろうと考える。

### 三、穴水文化の生い立ち

旧来この地方は、奥能登中でも生活条件において最もめぐまれた土地の一つであったから、その文化的開発も、ことのほか早かつたようである。現に縄文式文化の跡としては新崎(にんざき) 曾福(そほこ) 宮古(みやこ) 比良(ひら) 等にその遺址や出土品があり、続く弥生式の文化時代の遺品も出土している。また西紀五、六

【地区別の人口】

地区別	世帯数	人口		計
		男	女	
穴水	1,771	3,904	4,176	8,080
住吉	903	2,150	2,222	4,372
兜	581	1,376	1,486	2,862
諸橋	578	1,393	1,472	2,865
計	3,833	8,823	9,356	18,179

(あなみずに拠る)

世紀ごろから古墳のつくられたことも袖ヶ畑・宮古・前波等における発掘によって知られる。しかしこの土地が日本史に表向き登場するのは、大伴家持が能登を巡視する折、この地方を經過した八世紀の中ごろからと考えられる。(家持の巡視はA・D七四九天平勝宝元年である)尤も白雉山を名のる明泉寺が今の明千寺(諸橋)に建ったのはそれからさらに一〇〇年まえの白雉三年(六五二)といわれるから、仏教文化は奈良時代においてすでに相当ふかくこの地方に入りこんでいたものとしなくてはならぬ。同寺がいま保有する石造五重の塔(もと二基あり、いま東側の一基だけを残す)が言われる如く朝鮮様式のものすれば、この辺に初伝した仏教は、やはり海路、朝鮮方面から入られたものとしなければならぬであろう。そこで、いずれにしても土俗的にあつた奥能登の神道行事としての「あへのこと」に類する半島固有の宗教文化を第一期のものとするば、仏教移入期の文化を第二期のものとして区別できよう。明泉寺は真言宗に属せしめられているが、穴水町としては他に同じく真言宗で来迎寺(穴水)と称する古刹がある。そして一方の明泉寺に千手観音・阿弥陀・釈迦・不動等の古い諸尊像があるとすれば、他方の来迎寺にも阿弥陀・葉師等の古仏像がある。しかもいずれも木造であつて古い様式を保持しているのである。のち、穴水城主となつた長(長谷部)氏は、両寺を菩提寺として尊崇したから、ことにその維持よく、永く現在に至るまでの存続と発展の基礎をなしたものと考えられる。しかし、真言宗を中心とする仏教信仰は、いわゆる神仏習合の形態のもので、明泉寺の近くに白雉神社あり、また葉師寺のある穴水町字大町の同町内に辺津比咩神社がある。これらの神社の祭神や御神体についてはいま俄かにこれを詳かにし得ないのは遺憾であるが、素朴な土民の信仰においては、敬神の心が移されて

崇仏の実際となつて現われたものにはかならず、総じて穴水地方に神社・仏閣が今にいたるまで多数造立され崇敬されているのは、地方民の純朴にして誠実なことの何よりの証左であると言えよう。但し、神社は別としてそれらの寺院は、そのすべてが古くから建てていたものでは到底あり得ず、大部分がここで考える第三期に入つてからのものである。

四、中世の穴水文化

現在登録されている穴水町所在神社は、大小六十社の多きに達するのである。これを地区別に見ると次表のようである。

〔穴水町の神社分布〕

地区	神社数
水吉	32
穴住	15
兜	7
諸橋	6
計	60

(石川県宗要覽に拠る)

本宮名をそのままつけたものとして白山神社以下九社等とする興味ある分類をなしている。いずれにしてもこの地方の神社崇拜が内容的に見て相当多岐にわたっていることは事実である。その理由には、①土地の開発の古さ、②上陸移入民請来神の少なからぬこと、③生産・職業その他の面で神祇の保護を求めること多い部類のものがあったこと等が考えられる。

穴水町社会科研究部編「穴水の歴史」(昭三八・七・一四発行)は、その「付録二」中に、「穴水の神社のなまえについて」の一項をおさめ①これらの神社がある場所の部落名をとつて社名としたものとして越渡(こいと)神社以下十六社、②祭神によつてつけられたものとして長谷部神社以下九社、③勧請してきた

④「穴水の歴史」は計五十五社をあげているが、摂社や末社を加えた場合、上掲表のように六十社となるわけであろう。なお、上記の三種の分類のしかたにおいても、一部重複がある(第三種中の菅原・住吉・諏訪・八幡は、いずれも第二種中にも出るものである)。また同書が「付録一」としたのは、穴水町重要文化財の表であるが、内容は明泉寺関係六点、来迎寺関係四点であることにおいて、両寺の町文化に対する歴史的意義の如実な表明として特に注意したい。

中世の穴水文化は精神的にはこうした諸社にまつられる神祇の崇敬をもとにして出来あがつたとしてよからう。他方、寺院関係を調査してみると次のようである。

下掲表によつて、全寺院数四十三の大部分が浄土真宗、しかも同宗中でも大谷派であることを知り、中世以降、現在に至るまでの寺院を中心とする社会教化が、實際上、蓮如上人の布教活動にもとづく浄土教信仰を内容とするものであったことを知るのである。これら多数真宗寺院も、他地方におけるとおなじくその前身はおそらく真言宗その他のいわゆる聖道門系寺院であつたであろう。他方で

地区	寺院数	宗派				計
		真言宗 大谷	真言宗 曹洞	真言宗	真言宗 本願	
水吉	12	1	1	0	14	
穴住	5	2	2	3	16	
兜	6	1	1	0	8	
諸橋	3	1	1	0	5	
計	26	5	9	3	43	

(石川県宗要覽に拠る)

⑤ 穴水の真言宗は来迎寺、諸橋の真言宗は明泉寺である。

上記のごとき神社崇拜の者が、なかば以後特に真宗のアミダ信仰を併有して普遍的な崇教心を啓培するようになり、やがては思想面で仏教の教理的優越を確信することになったのがこの地方における文教の実際であったと考えられる。そして、このような思想的推移の下限を江戸時代の終りと見ることによって、鎌倉のはじめ文治二年（一一八六）長氏の先祖長谷部信連が大屋の荘に入ると共に、やがて穴水城を築くに至った歴史の因縁を考えるとき、前後七〇〇年間この時期こそ、それ以前の両期にわたって作られたいわば文化的「根ゆき（雪）」の上に、穴水が真に能登の穴水として其文化の花を咲かせた時代としたい。その期間中に、あるいは長藩主の保護と奨励により、あるいは天領たる自負により、その他前田藩主の理解と援助により、産業と文化の上で、あるいは造船と出漁、あるいは鑄物・左官業、あるいは真珠養殖、あるいは演舞（諸橋権之進の来町が起源、のち加賀室生）等々が表面に現われてきたものと言えるであろう。長一族と穴水城を中心とする陰惨な戦乱のことは、いましばらくこれを略す。ただ、それが無常な世の中を実証するだけ、人々の心は余計に宗教的なものに誘われて行ったであろうことは容易に察せられる。

五、明治以後の穴水文化

(1) 学 事

教育ということを中心に穴水文化を考えれば、近代としては明治五年（一八七二）に学制が頒布され、同年五月根木に興道小学校が設けられ、また同じく七月一日思誠支館の名で穴水尋常高等小学校の前身が創まった当時以来、現在に至るまで九〇年の学校教育の歩みが最も貴重な事実である。いま断片的ではあるが記録から拾うと、明治七年三月には古君・宇留地に各小学校が置かれ、同二十六

年四月からは穴水尋常小学校内に同高等小学校が設けられた形となり、高等小学校の方はち明治三十七年大町に別立された。また明治四十一年十一月六日下唐川（からこ）尋常小学校から上中尋常小学校が独立し、同年十二月六日に根木小学校が新築されている。戦後の昭和二十二年五月と同三十六年四月一日現在とでは下表のような校数の増減となっている。

[穴水町の小・中学校数]

地 区	昭 和 22 年 (1947)		昭 和 36 年 (1961)	
	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校
穴 水	穴水、根木、下唐川、 5校	穴水、上中 の2校	昭和30年(1955)8月22日 旭丘(諸橋)に開拓団小 学の新設等 のため4校増	(元で まる ま)
住 吉	住吉、伊久留、岩 車、3校	住吉、伊久 留の2校		
兜	兜、鹿波の2校	兜1校		
諸 橋	諸橋1校	諸橋1校		
計	11	6	15	6

他に戦後間もない昭和二十一年（一九四六）六月一日に町立農学校として発出し、その後県立高校に昇格移籍した穴水高等学校一校がある。また昭和三年（一九二八）七月一日に旧穴水町有志の寄付でスタートした真名井幼稚園は町立穴水第一平和保育所（川島）となっている。他



に住吉地区に光琳寺保育所(波志借)と真龍寺比良保育園(比良)とがあるが、経営者は真宗本願寺派に属する両寺の住職であることに注意したい。

## (2) 文 化

昭和五年(一九三〇)は金沢のNHKがラジオ放送を開始したとしてであるが、同年早くも諸橋村にラジオが入っている。当時における同地方の経済の豊かさや出稼ぎによる新知識の吸収と、また出稼ぎ家族への報道的関心が平素から高いことによつたであろう。現在でも住吉地区の婦人間において「テレビ学級」への関心が高い事情である。けれども、昭和六年(一九三一)に石川県下に無電燈の村が四ヶ村あつたうち一村(西保村)が木町関係であつたことは、穴水町の文化事情が一方では高度に進歩的であると共に、他方では恵まれない文化環境の箇所が少くなかつた証拠としてよい。昭和十一年(一九三六)に青島(穴水)の真珠養殖が当時三十年來の嚴寒のため三六万箇の貝が死滅に類したという記録がある。そうした生産面で積極的意欲を阻害される事柄が生じてもよくこれに堪えてきた持久精神は、本町の大部分を占める農山村の居住民の保守的性格とその思想基盤において別なものでない。明治三十一年(一八九八)門前総持寺が焼けたあと、住職石川素童が神奈川県鶴見へこれを移建しようとした時、地元で強い反対運動が起り、同三十九年には穴水で移転阻止の大会が開かれた。但し、同寺は翌四十年に移転に許可がおりたのであるが、それにしてもこれは地方民の総持寺や門前町に対する信仰と関心の度合いを明示する出来ごとであつた。穴水の文化は、殊に社会教育の面では仏教精神によつて養われたものだけに、相当高度のものであつたとしななければならぬ。

## (3) 社 会 教 育

明治の新政府は、政教分離の建て前で学校教育を完全に宗教から引離されたものとして経営したから、その方面ではすでに九九%という世界第一の義務教育就学率をもつに至つてゐる。しかしその反面、教育の学校依存度が過大になつた弊がないでもなく、国民の道徳心涵養の方面では、現に深刻な行詰りに當面してゐる。これは単に道徳教育という範圍だけの問題ではなく、社会生活を全体として近代化の線にもたらしめていく上での主体的な悩みなのである。すでに見てきたように、穴水町自体としても、旧穴水のほかに住吉(ここは昭和八年七月一日旧中居と南北の兩村が合併して誕生したものである)兜・諸橋のそれぞれに風習や人情の上で大なり小なり地域差をもつた土地を行政的に統合したのであるから、名実とも一体の社会生活を今後永く形成していくためには、社会教育についての工夫と努力が最も大きいのであられるのである。

この問題を考えるについて注意しなければならぬのは次の諸項であらう。

### イ 社会教育の基盤の歴史性について

その土地に真に密着した社会教育であるためには、土地柄というもの的重要視しなくてはならない。その点で、穴水には歴史的に古くからよい地盤が形成されてきていると言えるであらう。しかも事實上、この歴史的な根のかたさが、穴水地方における社会教育振興のためには、一面利となり、他面弊となつてゐるのである。この利と弊の両面をにらみ合せてどのように新時代に適應した社会生活を打出していくかに当地社会教育の課題がある。

### ロ 社会教育と学校教育との連繫について

学校教育予算が町財政の上でも莫大なものであるに比し、社会教育は法制上多額の予算計上が困難であるから、どうしても事業面に

おいて抑制をうける。けれども社会教育には事業以上の問題がある。ことに社会教育の一名が成人教育であることが現わすように、学校教育を終えたものの受ける教育という意味では、実質的には学校教育の延長なり発展なりとして公民館と学校とは双方の窓口の風の流通がよくなければならぬ。それは社会教育の実務を学校の負担とするという意味ではもとよりない。学校卒業者の心がつねに母校に還ると共に、母校もたえず卒業者の成人としての完成を期するという精神的紐帯の意味である。中居・諸橋方面のような出稼ぎ人の多い地方では、さらに家族同志間に経済的と共に精神的な相互の助け合いが一層強くなる。その問題は、社会教育における場面構成の下地として重要であろう。いずれにしても、学校といわず家庭といわず、名ばかりのものであつてはならない。そこに社会的自覚の意味が加わつて真に人間の幸福が増進されるのである。布施町長夫人の主唱で河内地区に「あすなる学級」がはじまり、生産と直結した婦人学級構成を見たときは、最も成功した一例であろう。

#### ハ 郷土愛と道徳心

社会教育は愛郷の精神につながる。愛郷の精神は深く郷土を知ることから養われる。穴水町では昭和十年に「観光の穴水」と「信連公と長谷部神社」の二冊を公刊し、鳳至郡教育会支部では昭和十三年に郷土読本として「鳳至読本」を出し、穴水小学校では同十六年に「郷土誌続編」を刊行している。越えて昭和三十年には「諸橋村史」ができ、同三十五年には穴水町教委（蔭田章平編）の「長谷部信連」、同三十七年と翌三十八年には穴水町社会科研究部編で「郷土のすがた（第一集）」と「穴水の歴史」が各出版されている。出来、郷土の理念そのものがすぐれて道徳的なのである。学校教育といえどもその精神的根基はつねにここにおかれねばならぬ。その

意味で、穴水城主開城の恩義を忘れず（信連公をまつる長谷部神社は、昭和十年現在地川島に遷された）健全な精神生活の樹立を望む町有識者の気持が、時代に即応した社会教育の形態となって開花し結実していく所に、大穴水町の精神文化の将来が卜されるものと思う。

#### 六、穴水人の気風

最後に調査実施中に感知した穴水地方の風俗人情についての所見を述べておく。穴水町としては最西部に属する別所岳（標高三五八m）の山中に、茶円（菊次郎）と井上（徳一）の両家がある。場所は鳳至・羽咋・鹿島三郡の郡境であり、全く人里離れた山奥にポツンとこの二軒が谷間をへだてて建っている。もちろん無電燈である。けれども両家とも仏壇を中心に、最も誠実にして勤勉な家業経営をなしている。一事を以て万事というわけにはいくまいが、ここに根気強い穴水人の一面が如実にうかがわれた。河内で前記「あすなる学級」の構成メンバー中八人（婦人）と「青年団」（団員二十名中十七名参集）とに会合をもとめたが、中年層以上にはなお在来のままの保守的ながら協判的の風が見られたに對し、青年層には時代の動きのままにとかく批判的で、一面懐疑的になつた風がうかがわれた。これはしかし悲観すべきことでない。また恐らく全面的なことでもあるまい。問題は、日本が、否、全世界が急速に変貌しつつあるときに、穴水だけがそのままということはあり得ぬという事実である。茶円家の長男は、作業納屋の腰板一杯に施肥料の明細をチヨークで控え書きしてあつた。種々の生活近代化への苦惱に強く堪え切ることを通じて若い人々の間にも穴水古来の文化への開寛があり、明日への真に希望ある大いなる歩みが展開されていく日もそう遠くはないであろう。荷つた過去が古くして偉大なものであつた

けに、今日の苦悩が深刻にして痛烈なのである。そこに穴水文化とその社会教育における底辺的な問題が存在するのである。中世には京都文化に直結し、ときには天領となり、ときには加賀藩の保護下に振張ってきた穴水固有の文化的特色は、今後はその真義を發揮しなければならぬであろう。

## (四) 沖波

さて、以上のような文化的・精神的伝統を背負って新しい時代の波に当面している穴水町は、その社会教育活動においても、県下でもかなり活潑な地区として知られている。その多様な諸活動のうち、ここでは第二章で報告された三地区に限ってその現況を要約することにしよう。

※われわれはその多くに全くふれることができなかったが、以下で報告されるもの他に、たとえば、町中央部で行われている中央青年学級や、そこで商工会とタイアップして運営されている商業青年学級、あるいは、上中地区や曾山地区のそれ(後者は、しいたけ栽培や、出稼ぎ青年と在村青年を結ぶ文集「若き世代」交換など活潑な活動をしているといわれる青年学級)、さらに下唐川の「あぜ道学級」(公民館主事の指導で活潑な活動が続けられている一般成人学級で、部落中心部にある学校の屋上にスピーカーを設けて連絡し、区の機能をも果しているといわれる、後記参照)など、それぞれ特色ある活動が行われていることを関係者からの聞きとりで知ることができた。

まず沖波部落について、——ここで現在行われている社会教育的な集団活動としては、青年団および青年学級の活動と、婦人会のそれがある。

この青年団は「沖波青年同志会」とよばれているが、これは、大正末期ごろにこの村の青年団が組織発足した当時の名称を、いまでも受けついでいるものである。隣りの前波の場合も同様のいきさつから「前波矯風会」とよばれているなど、これは、この一帯の青年団のもつ共通の事情で、これについて一部では、伝統的な青年の「愛郷心」が、いまでも生きていることの表現であるようにいわれていたが、われわれがこの同志会でみた限りでは、そのような弊は少くともその基本的性格ではないといつてよいだろう。現在、上位組織としての諸橋連合青年団、穴水町連合青年団との間にみるべき具体的なつながりはほとんどない。これは、部落をこえた自主的な青年運動としても、また、いわゆる *Jugendtage* の働きかけの面でも、ともに積極的なものがないことを示すものである。

この青年団は中学卒業から三〇才までを資格として(会費年額二〇〇円)、会員約三〇名をようしているが、まえに述べたように、中卒と同時にその大半が外にでて数年後に長男だけ帰ってくるという状態なので、会員は二二、三才以上のものに限られている。さらに、部落に帰っても出稼ぎに出るものなどは容易に参加できないという事情もあって、結局団の活動に継続的に参加しているものはこのうち二二、三人にかぎられている。メンバーの主な職業は、役場、農協、郵便局などの勤め人が約半数、あとは農業、漁師、大工など多様で、「女子はいつのまにかぬけて」いつて現在は一人もない。

青年学級はこの青年団とまったく同体で、予算面の区別もなく、学級の学習活動は青年団の集会所である青年同志会館で行われている。また、学級活動・学習計画は基本的には学級員の自主性によって運営されていて、公教育機関的な性格はうすいが、その学習活動

はかなり活発といつてよく、諸橋地区では現在唯一の實質的な学級である。ことに秋以後は、週に二、三回会合しており学習内容は、歴史、社会、文学など的一般教養学習が中心になっている。したがって、この部落の次代を背負うものとして、あるいはこのこの農漁業の危機に対処するために、あいたずさえて学習しているというのでは必ずしもない。むしろ、いわば交歓の場としての楽しさ、そしてそれ以上にグルーブ的な結びつきそのものが、集団活動を継続させる見えない支えになっている。だから、活動に娯楽的な要素をそえることがとくに工夫され、たとえば「大好きな」体育(角力など)がしぜん盛んになっている。

右のことからこの学級の雰囲気、性格が多少ともに推量されると思うが、なお脆弱なものではあっても、自発的グルーブの性格を多分にもっている点に注目すべきであろう。学習に当っては、県、町の課長、係長などを講師に依頼することが多いようだが、たとえば地方財政の学習などになると、何億という数字を見るだけで「意欲をそがれる」という。このような学習内容の面については、当然色々の評価がありうるが、われわれはむしろ、おしきせや義務感によるのでなくて、おそらく自分でもはっきり表現できないような、もやもやと潜在している生活、環境への不安や疑問、それに根ざすともかく内発的な「求め」にうながされて、さかんな集団活動あるいは「つどい」が継続しているとみられる点に、こんごの成長発展を期待したい。

これに比べると同じメンバーによる青年団活動には「実質性」があるといえるが、それは同時に、部落集団とのより直接的なつながりを感じさせる。主な事業は、部落の祭礼(これはほとんど青年団の手で行われている)、夜警、そして八町ほどの山林の経営(この

収益で、前記「会館」も建てられた)をいずれもかなり熱心に続けている。また、特別の活動としては、部落の婚礼の簡素化にとり組んだことが、われわれとの懇談で大きな話題になった。これは青年団が近年、もっとも力を入れた活動で、難行はしたが大きな成果をあげたという。前記のように、メンバーが職業の上で共通性を持たないこともあって、一致してやれる活動は、しぜん、右のように、部落を場とする諸生活関係のことになるといふことであろう。

われわれとの懇談では八名出席、二時間以上にわたって、沖波、穴水の主だった問題について全く率直に語ってもらい、また、さまざまのまともな意見、批判を聞くことができた。この集団がこんなように発展するかは予測のかきりでないが、この青年たちにとってもっとも不幸なことは、たとえば農業の機械化、企業化など、いま意欲的にとり組むべき手近かな仕事の客観的条件が、ここには全く欠けていることではないかと思われる。その点からすれば、(回)でわれわれが検討した二子山開拓計画の問題に、青年団が手をそめなかつたことはおしまれる。この計画は、とくにこの部落にとつては、非常に大きなかわりをもっている。これについて青年団自身が目立的に検討するだけでなく、どんなものであれ、これに関する住民の関心をよび起す契機をつくれたのではないだろうか。あるいは一時的なものでも青年団を母体とし住民をも交えた意見交換の機会ができたのではないか。おそらく、この部落で、そのような自発的な集団活動が生まれる場合の、この青年団は唯一の契機たりうるものであろう。そのような面にも、われわれは期待をよせたい。

次は婦人会。今日の農村一般がそうであるように、ここでも若者、男性が村を離れてゆくあとを婦人が背負わされている形で、婦人会は、一二〇名の会員をようし、諸種の会合にも三、四〇名の出

席者を維持している。その組織は、一二名の役員が、かつての隣組を前身とする沖波部落一二班の班長で、現会長S夫人は、前区長で現漁業協同組合長の夫人であるが、別にいわゆる部落的秩序がこの会に映されているともみえない。ただ、さきの青年団に比べて、これはほとんど部落集団とあい重なっているわけで、それによるなんらかの制約は予想される。その活動は、料理講習会といったもののほか、社会的な活動はみられない。

### (イ) 中 居

(イ) 新宮にはすでに記したように二十才前後の青年層がほとんどいない。したがって、青年団は形式的に存在しても実質的な活動は全く行っていない。青年学級というものも成立つ基盤を欠いている。また、農業に専心している壮年層も微々たるものであるから、農業成人学級というようなものも育つ条件を欠いている。世帯主としての男性の多くは、通勤労働者であるか、それぞれの自営業(小売店、大工、僧侶、保険外交、浴場経営、自転車店など)に従事しているため、共通のテーマを中心にして共同学習をするという空気も生れにくい事情にある。勢い、新宮の社会的活動は婦人会が中心になって行なわれている。

婦人会の組織は住吉小楼下全域を包含しているから、新宮は八支部のうち一単位を構成していることになる。住吉婦人会は旧住吉村婦人会以来の伝統を受継いでいるのである。住吉婦人会の主な事業として住吉婦人学級が運営されている。この学級は、穴水町内の八婦人学級の一つで(他に穴水町中央婦人学級がある)、河内、下唐川婦人学級などとともに比較的活潑な活動を展開している学級とされている。三十五年度に県指定、三十六年度に文部省委嘱を受けた

という実績を誇っている。三十八年度婦人会予算を見ると、総支出七七、〇〇〇円のうち事業費は二八、〇〇〇円を占め、その内訳は次の通りである。ほぼ三十七年度の運営実績を基にした予算のよう

婦人学級、旅行等	10,000円
教養講座他	5,000
産業研究他	4,000
環境衛生・美化	3,000
体育会、レクリエーション等	6,000
計	28,000

である。婦人学級は二・三年前より「テレビ婦人学級」の名の下に活動を続けており、毎週金曜日の「NHK婦人の時間」を聴視した上で、このテーマを中心とした話し合いの会を毎月一回住吉小において開くという方式である。各人ごとに、あるいは数人集った上でテレビを聴視し、各支部の幹部をほぼ網羅したグループ員が小学校で話し合うというこの方法は、冬期家の中に閉じこもり勝ちな婦人の相互交流を促す意味において、かなり効果があがっているとのことである。中央(住吉小)に集るグループ員が概ね四十人、各地域での話し合いに参加する者を含めると八十人程度に達するという。

三十七年度の課題は、老後の問題、親子関係、嫁姑の関係など家庭生活をめぐる問題が中心とされた。全国的にこうした問題に関心が注がれていたこと、出稼ぎ地帯の家庭生活の在り方という深刻な問題をも内包しているだけに、討議は活潑であったし、また討論を重ねる過程の中に積極的な前向きな解決策を考え出そうとする姿勢が伺われたという。われわれが調査を始める際に抱いた、夫婦別

からくるトラブル、留守家庭における子供の教育の問題、嫁姑の緊張関係などの暗い予感、実際に調査に当たってみると多くの場合に吹飛ばされたが、婦人会幹部との座談会における婦人達の談話の明るさ、くつたかない笑いなどの中にも、そうした不安があまり存しないのではないかと思わしめるものがあった。幹部の話の中にも、「ここでは皆がよく勉強しているから、頭も新しくなっている。親子関係や嫁姑の関係についても、理解がある。したがって、あまり面倒な問題は起きない。また別居していても、母親がしっかりとあとを守っているから、父親もドラなこと（二号を作ったり、放蕩したりすること）はしない」という意見がみられた。勉強を始めて十年になるという。継続的な学習が母親達を前進させていることは確かかなようである。

テレビ学級のほかに、三十八年度事業計画では二回の講演会が予定されている。この点は世間一般の婦人会と異なることはない。しかし、産業部では生産研究グループの活動が進められてきており、各部落単位に同好の士が集って、椎茸グループ、人参グループなどが作られているという。学校給食用野菜の供給を確保するという狙いととも、有色野菜を食生活に取り入れるという目的をも目指しているようだ。なお、この婦人会も世の婦人会の例に洩れず、親睦を兼ねた視察旅行を毎年実施している。総務部予算一万円はその補助に充当されているというような話だった。能登の婦人達にとって、金沢まで出かけるということ自体が見聞を広め、生活にゆとりと張りを与える効果をもっていると考えられるが、単なる慰安旅行に終始せず、裁判所、新聞社、放送局、専売局など官公庁や公共施設の見学を必ず日程に組込んでいくというから、歌う婦人会や踊る婦人会との批判は妥当ではあるまい。

(四) しかし、この婦人会もその事業の質はさることながら、参加者の量という点になるとまだまだ問題は残っているという感じが深い。婦人会員総数三六〇人のうち、テレビ学級に集るものの数は四〇人程度だということから（単に参加者の範囲の広さを誇るよりも、グループとしてのまとまりを保てる程度のものを狙っているという）、婦人会全体に話合いの慣行が浸透しているとはいえない。中央学級とは別に、各支部ごとにテレビ視聴グループが形成されてよいはずである。実績十年を誇る婦人学級にこうした希望を托することは決して望蜀の誹りを受ける理由にはなるまいと思われる。視察旅行にしても、幹部中心に流れてはいないだろうか。この点も一抹の疑問を隠しきれないところである。

さらに、この婦人達には概して現状肯定的態度が強い。左官出稼ぎを素直に肯定している。これも進学偏重の世相に対しては一服の清涼剤たるを失わないが、安易な実利主義から出ているようにも思われる。高校・大学の在学者が僅かに一二人という数字が物語っているように、子弟の教育に対する関心はきわめて薄い。「蛙の子は蛙で、頭がないから左官にでもするより仕方がない」という意見に象徴されるように、職人には教育は要らないという考え方はかなり強い。進学させないから、義務教育はちゃんとやって欲しいという強い希望、そのためには父母の側も教師と一体となって努力しようという意気込みは何われないようである。進学熱にかかれないうことは結構だが、反対に教育にソツポを向いてしまっているとしたら、やはり問題であろう。これに関連した話であるが、大学になつてから（師範時代には地域別を考慮した学生募集の方法を講じていたという）地元出身の教師が激減し（成績不良で合格する者が少ないため）他郡市出身者はすべて腰掛的態度で勤務するので困るとい

う声が強。それにしても、「なんとかかならないか」という他方本願的な希望ばかりで、自分達の子弟を十分勉強させて教師の後継者を確保しようとする積極的な態度はほとんどみられない。婦人学級の話合いの中から、そうした積極的打開策はなぜ生まれないのであろうか。また、この地域にとつて出稼ぎ労働がますます増加の傾向にあるとするなら、このことからまき起される家庭生活の破壊（破壊という語は強過ぎるかも知れないが、正常な家庭の姿を逸脱していることは否定できない）にどう対処するかの問題も、今日の切実な問題として取上げるべきだと思われる。解決の方法が容易でないからといって、この問題をことさら回避したり、悟り切ったような顔をして処理することは、決して正しい解決の仕方ではあるまい。家庭の正しいあり方はどうか、それを阻止する要因をいかにして除去するか、子供の教育にとつては田舎での生活がより好ましいかどうか、父親の不在が及ぼす影響はどうか、など問題を総合的に捕え、解決への一歩を踏出していくことは婦人学級にとつて最も大事な研究テーマではなからうか。どこの婦人学級にとつても共通する課題を取上げるだけでは、生きた学習、問題解決学習とはならないであらう。

四 能登は政治的にみて保守的である。活潑な活動をしている婦人会でも、こと政治や選挙の問題となると話は別なようである。幹部の中には、町会議員の一人ぐらゐは婦人代表を出してみたいとの希望を述べているものもあるが、実際問題としてはまだその段階ではないという。選挙は自由だといっても、それは表面上のことだけで、実際は部落の中合せや情実で左右される選挙がすべてだといっている。そうした環境を打破して闘う実力はまだ婦人会には備わっていないのである。それかといつて、衆議院や参議院議員の選挙は

間接的過ぎて、自分達とのつながりがはつきりしないから、これも野放し状態だといふ。

ともあれ、この婦人会も政治的にはほとんどこれといった考え方をもちうるに至っていない。したがって、部落の将来に対するビジョンもこれを欠いている。現実の社会に対する対応の仕方はすべて受身の態度である。穴水町への合併以来、旧住吉村は何一つ利益になつたことはないとの不平も戸毎といつてよいほど聞いた。道路も良くならないし、すべての手続や届は旧穴水町まで出かけねばならない。町当局は旧住吉村の発展など全く考えていない。旧穴水町木位だ。こうした不平不満は、市町村合併後あちこちで住民から出る苦情なのであるが、この場合格別何か他人依存的な消極的な姿勢のみが眼に映つたのは、主として婦人と老人と子供の部落といふこの特殊な人的構成によるものであらう。しかし、またそれだけに婦人達に学習と話合いによる努力の中から、沈滞した空気を破る働きかけを期待したのであるが。

町会やPTAの幹部になる場合、まだまだ家格や財力がものをいふこと。しかし、婦人会だけはそんな古い考えからは全く脱けきつていて、と自信に満ちた声を聞いた。能登の出稼ぎ地帯で、左官屋さんの奥さん達が海員や杜氏の奥さん達とともに古い壁を破る原動力となるのに、そう困難な条件はないように思われる。いやむしろ、頑固で權威に盲従しやすい亭主関白の存在しない地域社会であるだけに、やろうと思えばやりやすい条件を備えているともいえる。住吉婦人学級が現状に安住しないで一歩を踏出すことが、明日の能登のために希望されるのである。

## (二) 河 内

つぎに、河内部落の社会教育活動に關連する集團の現状について報告し、前章（第三章）でのべたことも關係しながらそのなかでの問題点を要約として指摘しよう。この部落でそのような集團として現存するのは、婦人会と青年団である。

まず婦人会をはじめとして、現状の報告からのべよう。ちようど河内部落が穴水町政管理層の要人を送り出している名門であるのと同じように、河内婦人会は穴水町連合婦人会の、いや場合によっては鳳至郡連合会の、焦点である。歴代の会長であり、活動面においてもその實質的中心、というよりは、ほとんどカリスマ的權威をもつF夫人は、現在校下婦人会長、穴水連合婦人会長、鳳至郡連合会長の要職にあり、また穴水農協婦人部長をも兼ね、しかもこれらの活動に決して名目的なものでない精神的な指導力を發揮している。だから、河内婦人会の活動は望むと望まざるとにかかわらずこれらの広い婦人層の組織化に至大の集團的意味をもつのである。このことは、最初に背景として特記しておく必要であらう。

河内婦人会の大きな特色は、婦人学級活動の充実ということであらう。「あすなる学級」というよく考えられた名称をもつこの活動はこの婦人会活動の實質的なすべてといつてよい程である。この学級は昭和三四年にはじまったが、それに先だち、昭和三三、四年の兩年にわたつてこの婦人会をふくむ宇留地校下婦人会は県の生活改善運動推進団体に指定された。この中で、河内婦人会がほとんど中心となつて活動し、部落内では婦人会の提唱で簡易水道の設置、寄生虫駆除対策、食生活改善に関する啓蒙、冠婚葬祭の簡素化等の生活改善運動の題目について実施するところがあった。同じ頃風呂場のタイル張り、テレビ共同アンテナの施設などもおこなわれた。おそらくこうしたことが比較的よくおこなえたのは、部落上流階

層（前章で用いたI層に対応する）の婦人の強い提唱があったためと、それ以下の層でも前章でのべたような林業日雇賃金の徐々の増加がその背景となつていたにちがいない。だがイニシアティブをとつたかは別としてもこの頃には河内部落には生活改善運動のひとつの底流であつた商品的消費手段へのおさえがたい関心が婦人達の間にはひろがつたとみられた。そのあとをうけて前記「あすなる学級」が発足することになつたのである。結成を指導したのはいづれでもなくF夫人であり、また数人の上流婦人層であつた。

「あすなる学級」の現在会員は五七名、その機構と活動の内容はつぎのようである。役員は、現在M夫人が会長、S夫人が主事、いずれも上流層である。（最初はF夫人が会長をつとめたが最近はしりぞいている。影響力はもちろん依然不動である。）他に部落の各階保班から一人づつ世話人を決める。これは連絡・招集係であり、この段階では實質的にまわりもちである。さらに特色あるものは会（婦人会）の財政であり、会費は全く徴集せず、あて苗のさし木を全員でおこない、森林組合に出荷して調達する。一人三〇〇本、二年後に一本約一三円になるとのことであるから、会費はおろか、かなり潤沢な会の収入といつてよい。（歩止り七割として二年後には一五万円を越える）これだけの会収入は、それだけでも会の存続のひとつの基盤たりうるであらう。このさし木のための共同作業は婦人会員（学級生）の義務であり、苗床はF氏の持山の一部分が無償提供される。ほかに城山にある町有林の植林作業、しいたけ一人五本の栽培等も資金源として多少あるが、これは（おそらく町の産業奨励策に關連した）各部落婦人会の共通事業であり、あて苗さしに比れば問題にならない。（むしろこれらの方が河内婦人会のあて苗さしの卑少化された形態というべきかもしれない。）



活動内容はかなり多彩であり、(1)教養的項目として各種講演会・講話、(2)レクリエーションとして旅行(あて苗さしによってえられた資金が使用される)、その他主婦の林業日雇労働が増加したことを背景に林業技術の講習が最近加わり、また三八年度は婦人労賃の申し合わせがおこなわれたことが注目される。(五〇円の値上げ。使用者側婦人から発案された。前章六〇頁参照。)これらは、技術修得とか、経営参加(世帯主の経営に婦人が参加するという意味)とかよばれているらしい。三七年度に実施したものととして、四月にあて苗さし、また(1)では料理講習、つげもこの講習(奥青空教室を利用)、夜具のぬい方講習、今年二月に入って農事講習、穴水署員による交通道徳、不良化防止に関する講話、などがあつた。(2)では民謡の練習、また恒例の旅行としてこの年は金沢ヘルスセンターに宿泊している。公合は、冬期および農閑期の月には毎月曜の夜、F夫人宅を会場としておこなわれる。通常の出席者は二、三〇人ということであつた。欠席者の事由は育児等の家事都合。位階秩序と一致したこの学級は、姑との関係ででられないという問題は経験してないようである。

でいるようである。学級のランク・アンド・ファイルである主婦達に個別的に聞き取りをおこなつたところでは、その間にとくに関心を集めているのは旅行であり(前述共同作業の豊かな積立金の分配にあずかるのであるから当然でもあろうし、また一種の権利意識も働くであろう)、反面それ以外の項目は概して無関心、必要悪、あるいは止むをえず参加しているといった受取り方が多いとみえた。こののかきりで行き違いがあるようである。なぜそうなるのか、また一般のメンバーの自発性はどういう方向によって喚起されるであろうか。これに関して、行き違いの生ずるひとつの基盤として公の統制機構の問題がある。機構と運営の倒立構造は、この学級にとっては検討さるべき本質的な問題といえよう。すでにF夫人がその指導権をM夫やS夫人に委譲しようとしたことは、この問題に対する賢明な配慮をふくんでいたと思われる。だがこれによってはまだ事態は解決されていないわけである。もっと下までこれをおろすべきだろうか。だが学級の理念がそのままであるばあい、下層の一般学級員はゆだねられた責任を進んではたすだろろうか。なるべくその責任を回避して結果としてはこれまでと同じことになるであらうか。もっと別の問題もある。現在のところ事態がどう変らうと既得権として一定の基盤をもっているように思われるのはあて苗さしの積立金による旅行である。だが、人々が一切の講習や研修などの他の要素をとり除いてこの旅行をいかに自分達の楽しみとしておこなうかに集中したとしたら、それに対して社会教育活動としての高い評価を下すだろろうか。「あすなる学級」は従来の「あすなる学級」としての名声を維持できるであらうか。もしそうでないとしたら、現在の社会教育の理念自体のなかに、河内のこうした現状を必然化する

る徳目主義的な要素がふくまれていくことになるだろう。そうだとすれば、社会教育の理念のなかにふくまれている教化政策の名残りがなせいまだになくならないのか、それを拭拭するにはどのようなことを考えねばならないのかが問われる必要がある。

ところで前述のF夫人の学級の将来に対する意見は極めて含蓄あるものように思われる。要約すれば前記した技術習得、経営参加のようなすでに現れた方向を生かして一層進めようということといつてよいだろう。この点では、夫人はわれわれが以上にのべたような問題の状況についてかなりつつこんで体感されているのではないかと判断する。成否は今後の問題としてもそうした方向によって学級員のより関心高い問題へ迫ろうということであろう。その場合に考えるべき問題はつぎのようである。一般学級員の間では経営参加すべき「経営」はないから（山林の集中度が高いこと、自営林業の基盤がないことは前章で充分のべた）、それはなにを意味するであろうか。おそらく、家計のやりくりであろうか。残る技能習得や労賃の話し合いはもっと実質的意味をもつだろう。三四年前後の部落秩序内の高揚を底流とし、部落を背景とし成立した婦人会の活動化と婦人学級活動は（その本質も失うことなく）地域レベルでの企業内教育や生活管理と類似した活動に新たな発展をとげることもできるのである。河内婦人会と婦人学級は、沈滞でなければそうした方向への発展という可能性の前に立っている。そしてそれをまなぶ社会教育活動として包容できそうなところに、こんにちの社会教育の無限の多義性と可能性があるのであろう。以上の問題を、前章でのべた地域林業経営の秘める力と関連させてとらえてほしいというのがわれわれの意図である。

はじめにのべたような河内婦人会の重要さと関連して、思わず長

くなったが、つぎに青年団の問題に移ろう。河内青年団は会員資格一五才―三五才、現員一四人。このメンバーのほとんど全員がわれわれの希望を満たして一夕団長宅に集ってくださった。団員資格が三五才におよんでいるのは、新入団者がほとんどいないため旧団員の退団をのぼしているうちにいつかそうなったためという。一方二〇才未満層はいない。年令層がこうであるから、団員中には既婚者が多くふくまれている。高校在学者は団員にふくまれない。入学は地域とされることを意味するのか。女子もふくまれない。現在、団長はI層の長男で大学卒業後家に帰って農協につとめているS氏（二八才、未婚）。溫和で、むしろ知的な印象の強い人格とみえた。それ以外の役員は行動力のある団員がだれとなく選ばれたという。

青年団の活動は、あらたまつてあげれば視察研修旅行（これまで放送局、農事試験場、企業見学等をおこなつてきた）、部落行事の遂行（祭り、奉仕作業など）その他ということになるが、なんとなく集り、よくしゃべり、よく飲み、祭りなどには相当の行動力を発揮するらしい。「社会教育的観点」からは決して優等生的ではないようである。こうした現状に対して、S氏はじめ多少の疑問や不満を感じる傾きがないでもない。われわれもそれには同感するにやぶさかではないが、しかしそれ以上にこの青年団の明るさや素直さに対する親近感の方がむしろ強く感じられた。それはともかく、この青年団には、農村変貌の前に動揺して、青年団を如何にすべきか悩んでいますといった背内さやためらいがほとんどない。

部落の生活の諸般についても、正しいかどうかは論外としても素直ではある意見が多くでた。山仕事のこと、人夫賃のこと、冬は仕事がなくて苦しいこと、給食費やその他の父兄負担教育費や寄付金が苦痛なこと（学令に達した子供をもつ親がいる故の意見である）、

その他部落常会の機能や、婦人学級員である妻達に対する素直な評言などでわれわれはむしろ圧倒された。この青年団を馴致して教育的にすることは部落にとつてはかなり大変なことではないか。だがこの青年団がもっている団員の自発性の根源はなにかは充分考えるに価することだろう。その自発性がいわゆる質の高いものとはわれわれは考えないが、質を高めることが自発性を失うことの代償にえられるとすればそれは意味のないことである。現状では前述の婦人会の可能性とはまた異つた可能性が多分にあるのである。

さて以上二つの集団の活動の様相を報告し、問題を示唆した。おわりにあたつてやや一般的な問題を提起してしめくりとしよう。

現在きわめてあまいである社会教育なるものの意義を本質的にどのようにとらえるべきかはここでは論ずることはとうていできないが、この点にすくなくともかなり大きな意味をもつ事柄として、われわれは日本の社会教育はこの国の旧中間層の存在形態を根拠とし、基盤としていたことはいないかと考えている。そしてさらに補足するならば、この層に対する教化政策としての性格を（戦前の）成立のはじめからもつていたといふべきだろう。ところで、戦後日本社会の民主化が「朝野あげての」中心的な課題であつた時期を経て、現実の社会教育活動のなかで、封建制の打破、民主化・近代化、住民の自発性などのスローガンが先頭にたてられた段階の実践のなかで、上記のような基盤と教化的性格とは変更されたであろうか。われわれの考えではまだそういふことはできないように思える。そのかきりて、これらのスローガンの多くは、こんにちでもなお依然として妥当性を失つていない。この点に関連して、わが国の旧中間層のなかのどのような性格がこうした社会教育の歩みの基盤たりえたのかを科学的に分析することは今後必要であり重要なこ

とと思える。

これに関連してもうひとつの問題は、旧中間層の間に大きな性格変化が現れたとした場合、これについてどのような問題を考えるべきかということである。われわれは、そのひとつのあらわれかたとして河内部落のばあいを取扱つた。それはもちろん全体のごく小さいな一型態にすぎないが、なお問題の一端をうかがうには足りたと考える。ふりかえつていえば、われわれがここでつた方法は、河内部落の基盤を農民的なものとしてよりも労働者的なものとしてとらえてみるということであつた。もちろんこれはあるいは後者の側面の誇張をふくんでいたかもしれない。だがそうした責を甘受するとしても、現実自体のなかにこの方向がすでにおさえがたく現れているとは断言できる。社会教育のような、必然的に価値判断をふくまざるをえない問題においてこのひとつの可能性の限度を打診してみることはおそらく許されることではないだろうか。この節でのべた活動の現状にさえ、その方向はすでにふくまれていた。

現実におけるこの方向の発展が、わが国の社会教育にある意味では本質的といつてよい問題を提起しそである。この問題はつぎのような課題をふくんでいる。すなわち、この方向の発展が必然的に表面にみえるところへおしだすところの、私的対抗関係の領域の問題をいかに処理するかということである。従来の旧中間層の基調のうちではあらわれてこないこの問題を前にして、社会教育はいかなる理念をもつて、どの限界までのぞめばよいのか。実は、戦前においてさえ、この問題がすでにおこつていたと考えるべきだろう。それに対して社会教育は、旧中間層の基盤を背景としながら、一方ではかかる私的対抗関係を遮蔽し、他方この領域へ上から介入したというのが事実であつた。だが、この領域はまずもつて私的な関係に

ゆだねらるべきであつて、介入すべきでないのが原則であると考え  
る。しかしいま、この原則をつらぬくならばわが國の社会教育の現  
状はかなりの程度に空洞化するのではないだろうか。すくなくとも  
このような段階に対応するべき社会教育の理念は、われわれ自  
身をふくめてまだほとんど形造られていないようである。われわれ  
はこの課題を今後このこしておこうと思う。

### 第三節 課題と展望

穴水町の社会教育的活動についてわれわれが接しえた現状は、は  
なはだ部分的ではあるが以上のとおりである。これらはそれぞれ異  
つた事情のものである程度独自の活動を行つており、また、その中  
には、同じく社会教育的活動といつても多少ともに質を異にするも  
のも含まれていて、その個別的な課題は当然さまざまである。しか  
し、これを全体として、わが國の社会教育の一環としてみるとき、  
その底流にある種の根本問題がうかがわれるのではないかと思ふ。  
また、他方この町では、従来このうした校下ないしは部落単位の活  
動にたいして、その問題の所在を反省するとともに、町全体として  
「地域社会教育の綜合計画」を樹立しようとする方向もうちだされ  
ていることが注目されるので、次に、ひとまずこの「綜合計画」を  
みることにしたい。

昭和三十七年度、当町では、これまで青少年教育、婦人教育、公民  
館活動などの「社会教育の諸事業が、併立的、羅列的になり、事業  
相互の連絡協調が切れがちであつたので……今後はこれらを綜合的  
な計画のもとに相関連させる」ことが、その振興方策として重要視

されて、教育委員会を中心に綜合社会教育の推進要項が作られ、か  
つ実施された。この計画および要項は、おのずから町の社会教育の  
方針を示すものであろうし、また、上述してきた諸活動の現状を側  
面から照射することにもなろうと思われるので、やや長いが次にそ  
の一部を抜萃しよう。

#### 穴水町綜合社会教育推進要項

——この要項では、まず、右に記したようなこの事業の主旨と基  
本方針がのべられ、ついで、モデル地区として、四つの校下——  
留地校下地区、下唐川校下地区、かみなか上中校下地区、そま曾山校下地区——  
が指定されている。そして、それぞれの地区の年度計画が掲げら  
れているが、ここでは、うりぞち留地（河内部落はこの校下）と下唐川  
（この章のはじめにふれた「あせ道学級」がこの校下）のそれを  
みよう。

〔追記〕なおその後、三九年五月には、町下の公民館の連絡組織  
が発足した。これについては、左の第六の部会が具体的な活動を  
検討しはじめているほかは、詳細をきいていないが、その組織内  
容は次の七部会である。

#### 穴水公民館連絡協議会

会長（中央公民館長）副会長、婦人部会、青少年部会、体育レク  
リエーション部会、文化部会、国旗掲揚推進部会、青少年実態調  
査部会、成人式洋服運動推進部会

昭和37年度月別行事計画予定表

うるち  
宇留地総合社会教育推進委員会

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会行事	緑化運動 婦人週間	子供の日 母の日	社会体育大会 父の日	参議院議員 選挙	旧 盆	敬老会	県公民館大会 90周年記念 国民体育デー 貯金の日	文化の日 町公民館 大会 勤労感謝 の日	社会福祉 月間	成人の日 新年会	知事選挙 旧正月行 事	町会議員 選挙
一般教育 成人			公明選挙運 動話し合い 活動推進	農事懇談会 稲作につい て(上唐川)	農事懇談会 土地改良に ついて(宇留地) 防犯運動の 推進			農事懇談会 家畜とそざ い(鹿路、 開拓)	文化講座 防犯運動 推進	時事問題 講座	農事懇談会 林業につ いて(河内)	公明選挙 運動の話し 合い活動 推進
婦人教育	婦人会組 織づくり 橿苗さし	給食野菜 栽培講習会 (開拓) 西洋野菜 講習会(河内)	婦人レクリ エーション 指導者講習 会	料理講習会 (河内) 婦人学級指 導者講習会	バレーボー ル講習会 (宇留地) 婦人体育大 会(兜小)	婦人農事 懇談会(校 下)	秋季運動会 婦人会食堂 売店開設	料理講習会 (開拓) 橿苗出荷		料理講習 会(校下)		反省会 (1年の 歩みを語 る)
青 少 年 教 育	青年団組 織話し合い 活動		青年団リー ダー講習会	テニス、バ レー講習会		町野球選 手権大会		青年団体 研修会 ソフトボ ール大会	読書会開 設	読書会	討論会 明日の農 村を語る	読書会反 省会
体 育 生 厚 レクリ エーション	観 桜 会		あゆつり大 会 社会体育大 会 社会交 渉、ハエ くめつ 映画会	野球大会 映画(開拓) ぐるみ 村便とぼ くつ運動	テニス、バ レーボ ール大 会 盆踊り大 会 映画会	映 画 会 (上唐川)	運動会、体 育デー 一般参加 映画会(河 内)寄生 虫検便と ぼくつ運 動	視察旅行 (小松) 映画会 (宇留地) 水質検査 テニス、バ レー大会	クリスマス パーティー 映画会 (鹿路)		レクリエ ーション 大会 (踊ご、し ょうぎ)	
運営推進 委員会等			推進委員会			防犯委員会 推進委員会			町公民館大 会 総合モ デル表 会	推 進委員 会		
学校、P T A行事 その他	橿苗さし しいだけ 栽培		教養講座	視察旅行	教養講座	教養講座 教育懇談 会	秋季運動会		教養講座	教養講座	教養講座	

# しもからこ 下唐川社会教育計画案

- 目標 — ① みんなで話し合い、みんなの力で楽しい生活を築こう      ② みんなの体と生活環境をよくしよう  
 ③ 産業の改善と経営の合理化をはかるう

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
成人対象	稲の直播講習会 (実技)		あぜ道学級(5回) 耕地整理交換分合話し合い、ハエ駆除	あぜ道学級(5回) 全村駆虫機農具講習会 巡回文庫	交換分合調査会 足利旅行視察 ハエ駆除 政談会 巡回文庫 教養講座	あぜ道学級(5回)	あぜ道学級(5回)	全村駆虫	巡回文庫	巡回文庫		
婦人対象			料理講習(実技) 育児教室	料理講習(実技)	料理講習(実技)				料理講習(実技) 婦人学級(3回)	料理講習(実技) 婦人学級(3回)	生花講習 婦人学級(3回)	婦人学級(3回)
青少年対象			仏教童会	自警団防火訓練 防犯学級	仏教童会 仏教青年学級(3回)		仏教童会		青年学級(3回)	青年学級(3回)	仏教青年 会討論会	青年学級(3回)
体育レクリエーション			体育大会 レクリエーション講習会		盆踊り大会 球技大会		体育大会	レクリエーション講習会				球技大会 演芸会
視聴覚	映画教室	音楽放送 映画教室	音楽放送 映画教室	音楽放送 映画教室	音楽放送 映画教室	音楽放送 映画教室	音楽放送 映画教室	映画教室	映画教室	映画教室	映画教室	映画教室
運営協議		職員会 (各団体)	推進運営委員会		推進運営委員会				推進運営委員会			
その他			和の旗と歌募集	停留所改修 金募金						新年会		

唐川の歌  
 深田 幸夫 作詞

1 お早よう 唐川に日はのぼる  
 まねく朝雲 さわやかに  
 野も山も みんなを呼んでいる  
 笑顔明かるく 一日を  
 働くもたのし あゝふるさとの土

2 今日は 唐川に日は晴れて  
 みどりあふるる 丸山に  
 ながれる雲は 美しく  
 のぞみもたのし あゝ青い大空

3 おやすみ 唐川に日は暮れて  
 今日も一日 なごやかに  
 われら村人 手をとりて  
 和気あいあい たからかに  
 歌うもたのし あゝ唐川の歌

昭和37年度 <sup>しもからこ</sup> 下唐川総合社会教育推進事業実施状況

4月16日	料理講習会	14日	蚊・ハエ駆除（第2回）
24日	水稻直播栽培実技講習 道路奉仕作業（57名）	15日	第1回仏教童会 法話会 （50名）
5月8日	放送施設 放送開始 午前10時30分～10時40分 お知らせ正午～0時30分 ニュース午後15時～16時	20日	婦人団体指導者講習会発足 （2名）
6月2日	あぜ道学級 レクリエーション講習会	24日	耕耘機分解・掃除組立実技講習 （15名）
7日	日本体操祭参加	25日	バス陳情（七尾営業所）
12日	総合社教委員会	8月3日	蚊・ハエ駆除（第4回）
14日	映画「前向きの農業」外	13日	第2回仏教童会 法話会 蚊・ハエ駆除（第5回）
15日	社会体育大会	15日	盆踊り大会
20日	NHK あぜ道学級録音 （22日朝放送） バス乗入陳情	20日	自動車待避所作り7ヶ所 （55名）
23日	公報2号	24日	環境衛生全村協議会 （第2回）映画会
25日	料理講習 生花講習	25日	蚊・ハエ駆除（第6回）
27日	チブス予防注射受接指導 （48人）	31日	農道作り（44名）
28日	映画「同じ太陽の下に」外	9月6日	玉ねぎ共同育苗播種及び実技 講習
7月1日	参院投票キケン防止運動 （86,91%）町1位	5日	バス乗入陳情（輪島営業所）
3日	環境衛生全村協議会 （70名）育児教室 日本脳炎 予防接種	7日	蚊・ハエ駆除（第7回）
4日	バス乗入陳情 （北鉄輪島営業所）	11日	敬老会 自動車待避所砂利敷 き（44名）
5日	停留所改修資金募集 （5,600円）	16日	蚊・ハエ駆除（第7回）
6日	料理講習 ミシン実技講習 稲作現地検討会（丸山）	10月2日	運動会 和の旗樹立式
7日	蚊・ハエ駆除（第1回） 稲作現地検討会（唐川狭石）	16日	唐川口停留所改修（6890）
		23日	防犯委員会
		11月10日	全村駆虫打合せ

さて、右の「計画」にみるとおりこの振興運動は、相当に活発なものといわねばならない。だがそこに問題はないだろうか。地区ごとの問題についてはすでに詳しく論じられたので、ここではわれわれが多少とも予想してきた一般的なそれをあらためて考えたい。

この総合計画の共通の目標は、「あかるい家庭、すみよい部落、豊かな校下づくり」にあるといえよう(右の一部の地区では、家と部落がほとんど圧倒している)。またその学習活動の内容は、大まかにいって、料理・生花講習、農事(機械)講習など家事、職業についての知識・技術の習得と、防犯運動、蚊・ハエ駆除運動、道路・橋整備、体育大会などの、村落社会の社会関係の調整と、環境の整備を主な柱としているといっていだらう。しかし、こうした内容の学習活動が、町住民の生活実感(それは、明確には自覚されていない断片的・情緒的なものかもしれないが、これまでのべてきたような生活現実に根ざしているだけに、生きた実感)にはたしてどの程度うったえうるものだろうか。あるいはこれらが、やがて、かれらをひきつけえなくなるのではないかという点が懸念される。

このようなある種の遊離は、前記現況報告の中でも、しばしばみられたことである。それだけに、右の「要項」の中で、社会教育事業を育成する際の留意点として、

(1) 総合社会教育の樹立にあたっては、形式的なものになったり、単なる地域の小課題解決のための活動計画におわることなく、「くらしの問題を中心とする話し合い」を基底とするものを考慮すること、

(2) 民間諸団体のことをよく理解し、地域で住民の希望要求としてよりあがってくる諸課題をまとめて、全住民の参加と協力が必要であり、特に今後は成人層の協力が必要である。

という二項がとくに強調され、これに積極的な考慮がはられようとしていることは、注目されてよいだらう。

一般的な問題についていえば、かつてのわが国の社会教育は、部落をその重要な理念にもっていたのではないか、そしてそれが、多少とも形を変えながらも戦後の今日にもちこされているのではないかと考えられる。その社会教育が一般に形式化を問題にされはじめてすでに久しいが、これが「高度成長」、したがって地域社会の分解に伴って、一層いちじるしくなる傾向を示したとすれば、今、当面しようとする根本的な課題のひとつは、この古くからのつながりを克服することに求められるのではなからうか。すでにみたように、戦後の社会変動の規模がかつてなく大きいとすれば、わが国の地域社会教育は速からず、この課題をなんらかの形で処理しなければならなくなるのではないかと思われる。

もっともこの課題は、これまでもすでに模索されてきているともいえる。それは、地域社会教育の方向が、他方では、今日の日本社会の新状況(新安保体制とその下で重ねられてきたいくたの既成事実、および新保守の旗印としての福祉国家論)への順応に傾斜せざるをえないという形の中で示されている。しかし、こうして表われている新しい方向も、前の章でみたごとき地域産業の深刻な状況のもとでは、はたして永続しうるか疑わしく、場合によってはふたたび観念化の道をたどらねばならぬかもしれぬ。社会教育の終局的目標であるべき地域社会の根本的なたてなおしは、このような方向によっては望みがたいであろう。本当に「すみよい」部落づくりの理想をこうして見失うとすれば、それは余りにも貴重な代償といわねばならない。社会教育がここで、いかにして問題をのりこえるか、あるいはええないかのすじ道を探りだすことが、さし迫った課題



ではないかと思われるのである。

一方、今後の住民の吏りある学習活動の展開は、住民自身の学習要求とそれを芽ばえさせる根を、最大限に尊重するという平凡な方針によってのみ期待されよう。そして、前記諸報告のとおり、それが芽ばえる可能性、その諸条件が生まれつつあることを、われわれはうかがいうるように思う。

## あとがき

わが国の「社会教育」はいま、さまざまの困難な事情に当面しているのではないかと思う。大衆の自由な自発的な学習活動が難澁しているだけでなく、公権力の行う教育活動も同様に大きな壁に当面しているのではないだろうか。この兩者を区別しなければことの本質をとらえることが難しくなるにもかかわらず、ときには労働組合などの行う学習活動までをふくめての、わが国の社会教育的活動の微妙な相互移行性と、複雑な現実の浸透をときほぐすことはなかなか容易でない。こうした困難な事情からの脱出の担い手は、終局的にはさまざまの民主的集団活動に期待すべきであろう。しかし、その方向をひらく重要なカギのひとつは（したがっていま、必ずしも充分でないものは）、うえんなようではあっても、理論の開発ではないかと思われる。

また、社会教育の解明には、その社会的基底の追求がひとつの重要な課題ではないかとも思う。もとより、従来これが無視されてきたというのでは決してないが、しかもなお、かなり立ちおくれているのではなからうか。またもちろん、それだけが重要なのではないこ

とはいうまでもないが、今回の調査では、本研究室の他の諸計画の都合にもよって教育学を専攻するものが一名もこれに参加することができなかった。そのため、教育プロパーの側面の追求は、われわれの能力の及ばなかったものである。

標題は、右のことを表わそうとしたものである。ただし、この面を解明するためには、明治以来のわが国の社会独特の構造的な変化と社会教育とのつながりの歴史的追求が不可欠であろう。その点でも、本稿は、まったくのしろうとがより集って短期間にまとめた標題のごとき関心についての序論的な試みにすぎない。

この調査は右のごとく、まったくのしろうとによってなされたばかりでなく、執筆を担当した六名は、それぞれその専攻を異にしている。そうしたものが、さまざまの角度から、しかも狭義には必ずしも一致しない問題関心をもってなった本稿は、みられるとおり全体としての統一のはなはだ不十分なものになった。これはある程度やむをえないことであるし、また、それ自身充分に意味のあることでもあろうが、反面、はからずも全体のまともを分担するハメになった筆者の、はなはだしい不手ぎわの責は覆うことができない。その点で、なによりも共同の執筆者の方々に、そして調査に非常な協力をおしまれなかつた穴水町当局の方々、また町民の方々、その他沢山の方々におおびしななければならない。

(岩男)

## 調査経過

- 七・一 一 当研究室でこれまで柳田村を対象に予定していた調査計画を、穴水町に変更する。
- 七・一六―一八 六名の調査員によって予備調査を行う。  
第一日午後―役場の自動車で、河内、東部海岸線、曾山などをひと廻り。第二日―町の教育委員会、経済課、総務課などで関係者から事情聞き取り、つづいて布施町長、大谷助役、ほか各課長の諸氏と面談、午後は農協その他で事情聞き取り。夜、穴水地区労務局長から事情聞き取り。第三日―午前、調査実施・三地区を討議決定。午後、経済課で二子山地区開拓パイロット事業計画、ほか構造改善事業の概略を聞き取り、一九六〇年センサス、その他二、三の役場の資料を筆写。
- 七・一九 予備調査の整理、調査票の構想。(岩男、平野)
- 七・二四 調査票原案を作成。(岩男、平野)
- 七・二五 研究室調査研究会、予備調査の報告と、調査票原案の検討。
- 二九 調査票印刷でき(謄写版ずり)。農林省石川統計調査事務所の六〇年センサス、集落カードなどを筆写。
- 三一 調査の狙いなど打合せ。(三島、岩男、平野)
- 八・二 設営。(出雲路)フトン、自転車、その他調査用具などトラックで輸送。
- 本 調査(八・五―一二)
- 八・五一―六 全員で役場の諸資料(住民登録簿、町民税課税台帳など)を筆写。

- 七 調査各班、三地区に分かれて移動、夕方、一部町中央に集まり、地区労議長他三名と面談。
- 八―一一 各地区ごとに、戸別訪問面接による悉皆調査のほか、青年団、婦人会などとの面談をも行う。
- 一二 午前中に全員中央に集って、午後現地で解散。(フトンその他、トラックで輸送)。
- 一六、一九、二〇、二四、二八、二九、三〇、三一、各班ごとに調査票その他の集計作業。
- 一〇・二五 調査報告の構想を打合せる(三島、岩男、南、平野)。
- 一一・二八―二九 補充調査
- 一二・一二 研究室調査研究会、調査結果の報告と報告書をまとめるための座談会。
- 一二・一九 ” ”

予備調査員氏名

橋本芳契 金沢大学助教授(法文学部)  
 岩男耕三 助教授(教育学部)  
 南好彦 講師( )  
 平野秀秋 講師(法文学部)  
 出雲路暢良 助手(教育学部)  
 道端孫左門 石川県社会教育主事

沖波班

岩男耕三 金沢大学教育学部 四年生  
 南好彦 同 同  
 樋本孝夫 同 同  
 北出磯弘 同 同  
 寺田和一 同 同  
 大浦信一 同 同  
 岡田実 同 同  
 小森登志雄 金沢大学法文学部 三年生  
 松本哲明 同 同  
 横地昭果 同 同

中居班

三島宗彦 金沢大学助教授(法文学部)  
 天野武 泉丘高校教諭  
 西尾善邦 金沢大学法文学部 専攻生  
 寺田明 同 同  
 鍋木重明 同 同

河内班

井田静子 金沢大学社会教育研究室員  
 橋本芳契 同 同  
 平野秀秋 同 同  
 南哲二 金沢大学法文学部 三年生  
 高木貫之 同 同  
 山本萩子 同 同  
 池田美保 同 同

一 資 料 一

穴 水 町  
 農 林 漁 家 調 査 票  
 (昭和38年 8 月  
 5 ~ 12 日 調 査)

石川県鳳至郡穴水町 (旧村名) (部落名)

世帯主 氏 名 \_\_\_\_\_ 世帯 番号 \_\_\_\_\_

調 査 票 1

回 答 者 氏 名 \_\_\_\_\_ 調 査 員 氏 名 \_\_\_\_\_

(1) 世帯員の就業状態 <出稼ぎ (左官, 漁業, 農業賃労働など) は, 自営, やとわれをとわず, 「出稼ぎ」欄へ>  
 (自営業) (やとわれ)

世帯員番号	氏名	男・女別	年令	統柄	学歴	自営農業従事者 (主・従)	その他の自営業 (主・従)	雇用者 (常・季・臨日)	人 人 人 (主・従)	他業への従事					(季節)出稼ぎ				備考	世帯員・判以上定				
										職種	雇(団用)者名	場 所	いつから	いつまで (年 月)	就業形態 (常・臨・季・日)	業種	出稼ぎ先	就業上の位			出稼ぎ期間			
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								

従事者人数	人	人
家計収入 (100%)中の比重	%	%

区 分	符号	区 分	符号
農業・兼業などの仕事	(イ)	病弱・老令などで働けない人	(ロ)
家事・育児などが主	(ロ)	その他	(ハ)
通学が主	(ハ)	農業でまじりだけする人はここに	